

(素案)

福岡市人権教育・啓発基本計画

実施計画

(令和6年度～令和9年度)

福岡市人権尊重推進本部

目 次

I	計画の策定について	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
II	人権を取り巻く状況	5
1	人権をめぐる国内外の動向	5
2	福岡市の状況	6
3	市民の意識	8
III	様々な分野における人権問題	18
1	同和問題	19
2	女性に関する人権問題	24
3	子どもに関する人権問題	27
4	高齢者に関する人権問題	32
5	障がい者に関する人権問題	35
6	外国人に関する人権問題	39
7	H I V感染者等に関する人権問題	42
8	様々な人権問題	45
	（1）ホームレス	45
	（2）インターネットによる人権侵害	47
	（3）犯罪被害者等	49
	（4）刑を終えて出所した人等	50
	（5）北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族	51
	（6）性的マイノリティ	52
	（7）災害に伴う人権	55
	（8）働く人の人権	57
	（9）その他の人権問題	59
IV	前実施計画における成果・課題	60
V	計画の推進	67
1	人権教育・啓発にあたっての基本的な考え方	67
2	施策体系	71
3	進行管理	80
VI	事業一覧	作成中
資料	相談・問い合わせ窓口一覧	作成中

I 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

平成 12（2000）年 12 月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権教育及び人権啓発に関する各種施策を策定・実施することが、国及び地方公共団体の責務であるとされました。

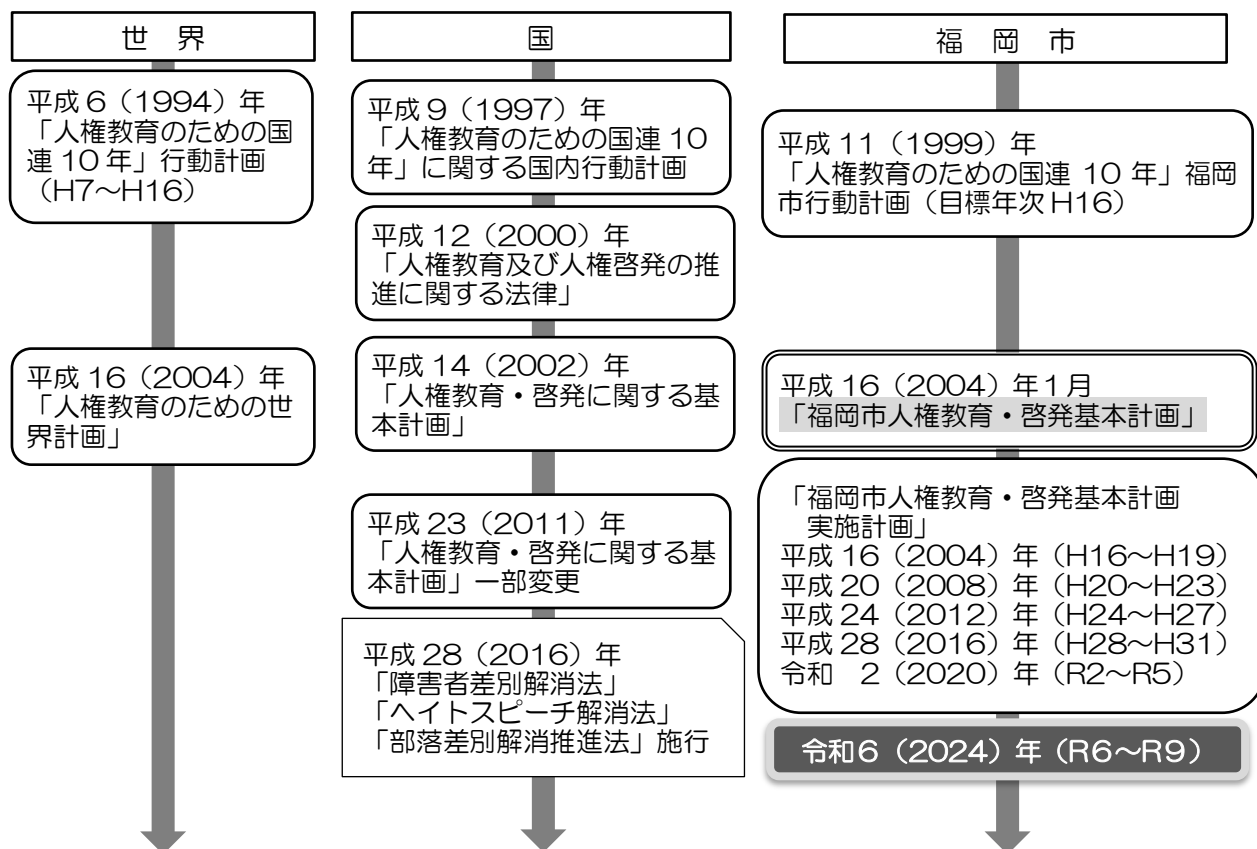
福岡市では、平成 11（1999）年に策定した「人権教育のための国連 10 年」福岡市行動計画を見直し、人権教育・啓発についての取組みをより効果的かつ実効性あるものにするため、平成 16（2004）年 1 月に、新たに「福岡市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

現在、福岡市では、「福岡市人権教育・啓発基本計画」に基づき、すべての人々が人権問題を正しく理解・認識するための総合的な人権教育・啓発の取組みを推進しており、また、基本計画の計画的な推進を図るため、4 年間の実施計画を策定しています。

本実施計画は、前実施計画（令和 2（2020）年度～令和 5（2023）年度）の計画期間の満了に伴い、令和 6（2024）年度以降に実施する、人権教育・啓発の具体的施策のあり方について定めるものです。

2 計画期間

令和 6（2024）年度から令和 9（2027）年度までの 4 年間



「福岡市人権教育・啓発基本計画」（平成 16（2004）年 1 月策定）の概要

1 基本計画の目標

人権という普遍的文化の構築

すべての人が、日常生活の中で様々な事柄を「人権」という物差しでとらえることができるようになり、暮らしの隅々まで人権を尊重することが当たり前の状態になること。

人の多様性を認め合う共生社会の実現

国籍や年齢、性別の違い、障がいの有無などにかかわらず、それぞれの文化や考え方などの違いを認識し理解しながら、すべての人が助け合い、支え合って生きていく社会を実現すること。

2 重点課題

上記の目標を達成するため、重点的に取り組む事項として、7つの重点課題を整理しています。

ア 総合的な視点に立った人権教育・啓発の推進

次のような2つの手法を組み合わせ、総合的な視点に立った人権教育・啓発を推進すること。

- ◆同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人に関する問題など、個別分野の人権問題の解決を、人権という視点でとらえ直し、あらゆる人権問題の解決につなげていく手法。
- ◆「法の下での平等」「個人の尊重」などの普遍的な理念を踏まえて人権意識の高揚を図ることにより、個別分野の人権問題の解決につなげていく手法。

イ 「市民・行政共働型」人権教育・啓発の推進

校区の人権啓発地域推進組織¹（以下、人尊協という。）の活動などの市民が主体となった地域ぐるみの取り組みと、公民館・区生涯学習推進課が実施する研修会など様々な機会をとらえた行政の取り組みを共に充実することにより、人権尊重のまちづくりに向けた「市民・行政共働型」の人権教育・啓発を推進すること。

ウ 生涯学習としての人権学習の推進

市民一人ひとりが幼少期から高齢期に至るまでの生涯にわたる自己実現を目指し、人権を確立するための方法と手法について学ぶ学習を推進すること。

エ 実践力の養成

市民一人ひとりが人権問題を自らの課題としてとらえ、日常的な人権感覚や、人権問題を解決するための実践力を養成すること。

オ 地域指導者の育成

人権文化の構築を目指すには、特に、日常生活の中での人権教育・啓発の取り組みが重要であり、PTAや地域で活動している団体の役員など、地域において重要な役割を担う指導者を育成すること。

¹ 人権啓発地域推進組織（人尊協）：本市独自の取り組みとして、様々な人権問題を解決するための活動を地域ぐるみで展開する目的で、自治会、社会教育関係団体、人権擁護委員、民生委員・児童委員、小・中・特別支援学校および公民館などにより結成された組織。名称は多くの組織で「〇〇校区人権尊重推進協議会」となっている。

カ 民間の企業や団体への働きかけ

マスメディア、企業、地域で活動している団体などに対しても、人権教育・啓発の自主的な取り組みが行われるよう積極的な働きかけを行うこと。

キ 推進体制の強化

人権教育・啓発の推進体制を強化し、全庁体制で各部局と連携を図りながら取り組むとともに、すべての行政施策に人権尊重の視点を採り入れていくこと。

3 施策の方向性

福岡市が取り組むべき人権教育・啓発について、3つの視点から具体的施策の方向性を示しています。

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権という普遍的文化を構築するためには、すべての市民が、日常生活における様々な人権問題についての理解を深め、学校、家庭・地域及び職場などのあらゆる場面において人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動ができるような学習を進めていくことが重要。

- (1) 就学前教育機関における人権教育
- (2) 学校における人権教育
- (3) 家庭・地域における人権教育・啓発
- (4) 企業における人権教育・啓発の推進

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進

すべての市民の人権が尊重される社会を目指すためには、特に、市職員、教職員、社会教育関係者など、人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事する人たちに対し、重点的な人権教育及び人権啓発が必要。

- (1) 市職員
- (2) 教職員
- (3) 社会教育関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 保健・医療関係者
- (6) マスメディア関係者

3 人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育及び人権啓発を総合的・体系的な視点からより効果的に推進していくためには、学習の場の提供や学習内容の充実などの諸施策を積極的に進めるとともに、人権啓発センターの機能充実を図っていくことが必要。

- (1) 学習の場の提供
- (2) 学習内容の充実
- (3) 効果的な啓発手法・情報提供の推進
- (4) 人材の育成・活用
- (5) 教材の開発・整備
- (6) 総合的なネットワークづくり

（参考）SDGsについて

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、「誰一人取り残さない持続可能な社会」を実現するために、2015年の国連サミットで採択された、2030年を期限とする17の国際目標です。

福岡市では、「福岡市総合計画」に基づく各施策の推進により、SDGsの実施に取り組んでいます。



II 人権を取り巻く状況

1 人権をめぐる国内外の動向

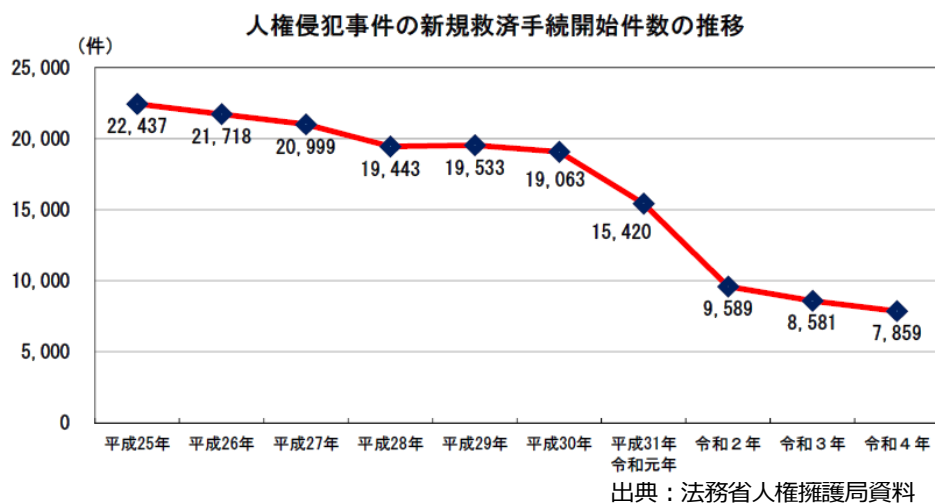
平成 30（2018）年に、「世界人権宣言」の採択から 70 年を迎えました。「世界人権宣言」は、全世界に通用する基本的人権尊重の原則が定められており、世界各国の憲法や法律にも取り入れられています。法の下での平等、思想や表現の自由などの「市民的・政治的権利」や教育を受ける権利、労働に関する権利、人間らしい生活をする権利などの「経済的・社会的・文化的権利」がうたわれています。

平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、令和 12（2030）年までにすべての国が達成すべき「持続可能な開発目標 SDGs」が採択されました。そこでは「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」など、17 の目標が掲げられています。国においては、平成 28（2016）年に SDGs を実施するための指針として、「持続的な開発目標（SDGs）実施指針」を定めています。

また、近年、企業活動のグローバル化が進む中、企業活動における人権の尊重が注目されるようになってきました。国においては、「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりを踏まえ、令和 2（2020）年 10 月、『「ビジネスと人権」に関する行動計画¹』を策定しました。この計画においては、SDGs の達成と人権の保護・促進は表裏一体の関係にあるとされており、企業が SDGs に取り組むうえでも、人権尊重は重要になってきています。

今日の日本社会の人権をめぐる状況としては、DV、各種ハラスメント、いじめや児童虐待、障がい等を理由とする偏見や差別、ヘイトスピーチ²、同和問題、ハンセン病問題など多様な人権問題が存在しており、直近では、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別、急速な情報通信技術の進展に伴うインターネット上の人権侵害等が関心を集めました。

法務省の人権擁護機関が新規に救済手続きを開始した人権侵犯事件は減少していますが、令和 4（2022）年で 7,859 件と、多くの人々が人権侵害を訴えている状況が窺えます。



¹ 「ビジネスと人権」に関する行動計画：国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持されている。行動計画では、今後政府が取り組む各種施策や企業活動における人権デュー・ディリジェンス（企業が事業活動に伴う人権侵害リスクを把握し予防や軽減策を講じること）の導入・促進への期待が表明されている。

² ヘイトスピーチ：特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。

このような状況の中、分野別の人権問題に関して、個別の法律や計画の整備が進められています。主なものでは、「児童虐待の防止等に関する法律」や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」などが制定されています。

平成 28（2016）年には、差別の解消を目的として、「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

令和元（2019）年 11 月には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、ハンセン病元患者やその家族への損失補償やその療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るための各種施策が実施されています。

令和 3（2021）年には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を改正し、インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害について円滑に被害者救済を図るため、発信者情報の開示について新たな裁判制度を創設しています。

令和 5（2023）年 4 月には、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」などを基本理念とする「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁が設立されました。

また、同年 6 月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、性的マイノリティ³の方々に対する理解促進のための施策が講じられています。

2 福岡市の状況

（1）人権に関する取組状況

①市総合計画

平成 24（2012）年に策定した「福岡市基本構想」では、目指すべき都市像の一つとして「自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市」を掲げ、「第 9 次福岡市基本計画」では、「一人ひとりが互いに人権を尊重し、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、多様性を認め合いながら、いきいきと輝いている」ことを将来像の一つに掲げ、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決を図るため、人権教育・啓発に取り組むことを施策の方向性として定めています。

「福岡市人権教育・啓発基本計画」及び「同実施計画」は、福岡市基本構想・第 9 次福岡市基本計画との整合性を図りながら、施策を推進していきます。

②ユニバーサル都市・福岡

ユニバーサルデザインの理念⁴に基づいた、誰もが思いやりをもち、すべての人にやさしいまちのことで、「ユニバーサル都市・福岡」の実現をめざし、全庁を挙げて様々な取組みを推進しています。

³ 性的マイノリティ：「同性愛者」「両性愛者」や、出生時に割り当てられた性とは異なる性を生きる人など、典型的ではない性的指向（どの性を性愛の対象とするか）や性自認（自分の性をどう認識するか）を持つ人々の総称。

⁴ ユニバーサルデザインの理念：年齢、性別や国籍、障がいの有無等を問わず、すべての人が自由に快適に利用でき、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフト両面から行っていくという考え方。

③人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針

福岡市では、平成 22（2010）年に、「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」を定めています。この指針では、市のすべての部署のあらゆる業務において、施策の企画から実施に至るまでのすべての過程、行政運営そのものを人権尊重の視点に立って推進することとしています。

また、市職員については、人権の擁護に深い関わりをもつとして、「特定職業従事者⁵」に位置づけています。すべての職員が市民の人権を守るという行政の使命を肝に銘じ、社会を取り巻く状況や、そこに生活をする様々な人々の立場や考え方、背景などについて真剣に考え、人権尊重の視点に立った行政を推進することが必要です。

④各人権問題への取組み

福岡市では、「福岡市人権教育・啓発基本計画」に基づき、総合的な視点で人権教育・啓発に取り組むとともに、個別の人権課題の解決にあたっては、それぞれの分野の計画等に基づき、積極的、計画的に施策を推進しています。例えば、「福岡市人権・同和行政基本方針（平成 13（2001）年策定）」及び「同和問題解決に向けた推進方策（平成 24（2012）年策定）」、「福岡市男女共同参画基本計画（第4次）（令和 3（2021）年策定）」、「第5次 福岡市子ども総合計画（令和 2（2020）年策定）」、「第2次 福岡市教育振興基本計画（令和元（2019）年策定）」「福岡市保健福祉総合計画（令和 3（2021）年策定）」などを策定し、様々な施策を推進しています。

（2）人権課題の状況

福岡市においては、平成 23（2011）年9月から平成 24（2012）年6月にかけて、市内で 50 か所以上にのぼる、同和問題に関する悪質な差別落書きが多数発見されました。これ以降も、依然として、市内の公共施設や商業施設等において、同和問題や外国人に対する落書きや貼り紙が発見されています。

また、情報化の進展に伴って、インターネットや SNS 上での誹謗中傷等が社会問題化する中、本市においても、同和問題に関して、インターネット上の動画投稿サイトで本市の特定の地域を同和地区であると摘示する事案等が発生しています。

このほかにも、配偶者等からの DV や児童虐待、いじめ、障がい者への差別的取扱いなど、様々な問題が存在し、また、ヤングケアラー⁶などの新たな人権問題も顕在化するなど、人権問題は複雑化・多様化しています。

このような状況において、市民の人権を尊重する取組みや、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、日常的な人権感覚を身につけられるような取組みが必要となっています。

⁵ 特定職業従事者：市職員、教職員、社会教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者、マスメディア関係者など、人権の擁護に深いかわりを持つ職業に従事する者。

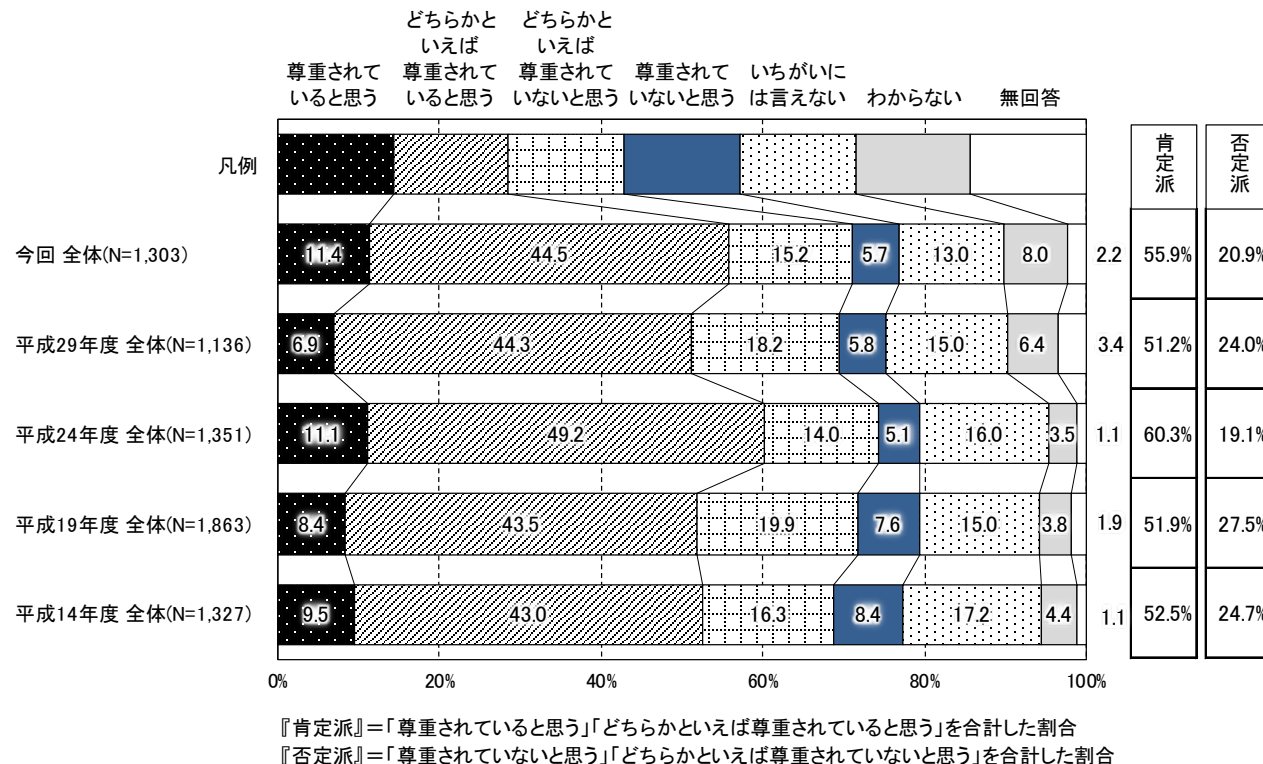
⁶ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。（こども家庭庁ホームページ）

3 市民の意識

本計画を策定するにあたり、令和4（2022）年度に「人権問題に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）を実施しました。主な調査結果について次に記載します。

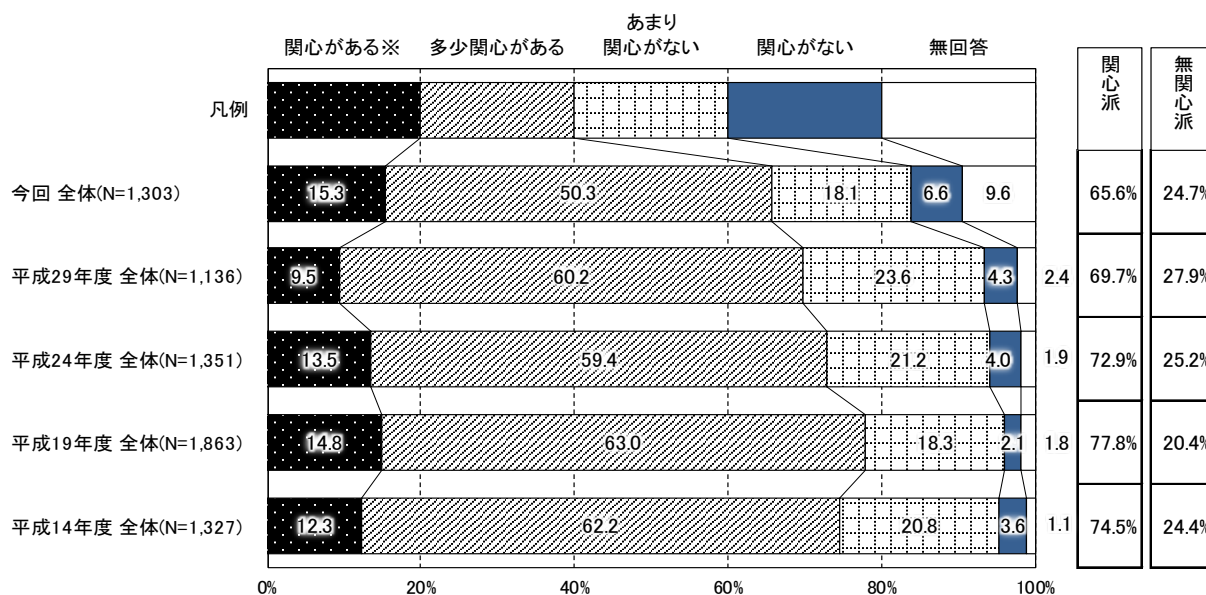
●今の日本は、人権が尊重されている社会だと思うか

「尊重されていると思う」が11.4%、「どちらかといえば尊重されていると思う」が44.5%となっており、これらを合わせた『肯定派』は55.9%となっています。



●人権問題にどの程度関心を持っているか

「関心がある」が15.3%、「多少関心がある」が50.3%となっており、これらを合わせた『関心派』は65.6%となっています。調査ごとに『関心派』の割合が低下傾向にあります。



●関心を寄せる人権問題〔複数回答〕

「インターネット（SNSを含む）による人権侵害問題」が52.9%と最も高く、次いで「働く人に関する問題（パワーハラスメントや長時間労働など）」（51.3%）、「女性に関する問題」（46.4%）となっています。

選択肢	今回 (n=1,092)	平成29年度 (n=1,060)	平成24年度 (n=1,272)	平成19年度 (n=1,863)
インターネット(SNSを含む)による人権侵害問題※1	52.9%	46.8%	43.4%	29.6%
働く人に関する問題(パワーハラスメントや長時間労働など)※2	51.3%	54.1%		
女性に関する問題	46.4%	42.7%	42.2%	25.5%
子どもに関する問題	40.8%	42.4%	46.5%	31.0%
障がい者に関する問題	39.6%	49.4%	56.1%	39.5%
高齢者に関する問題	36.2%	43.9%	49.4%	43.4%
犯罪被害者やその家族に関する問題	26.4%	30.8%	32.9%	27.1%
性的マイノリティに関する問題※2	22.1%	16.2%		
災害に伴う問題(避難生活でのプライバシーの問題や、風評被害など)※2	21.6%	33.2%		
外国人に関する問題	20.8%	17.7%	18.6%	10.5%
北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する問題※3	19.7%	28.1%	37.7%	
同和問題	17.9%	18.8%	33.6%	17.8%
新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題※4	14.9%			
ホームレスに関する問題	13.1%	12.3%	20.5%	14.1%
刑を終えて出所した人やその家族に関する問題	11.4%	15.1%	17.2%	9.2%
ハンセン病患者・元患者や家族等に関する問題※5	7.4%	13.1%	20.0%	9.1%
エイズ患者・HIV感染者に関する問題※5	6.3%			
アイヌの人々に関する問題	6.0%	5.8%	6.4%	1.3%
その他	1.7%	1.2%	1.5%	1.3%
無回答	1.5%	1.8%	1.5%	2.2%

※1 「(SNSを含む)」は、今回調査より追加

※2 平成29年度調査より追加した選択肢

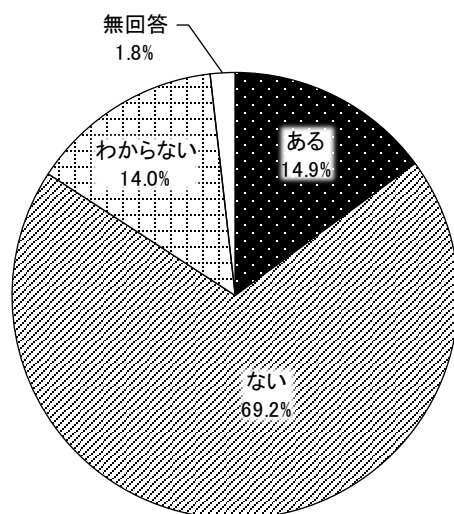
※3 平成24年度調査より追加した選択肢

※4 今回調査より追加した選択肢

※5 平成29年度調査までは「HIV(エイズウィルス)感染者・ハンセン病患者などに関する問題」

●差別や人権侵害をされたと思った経験

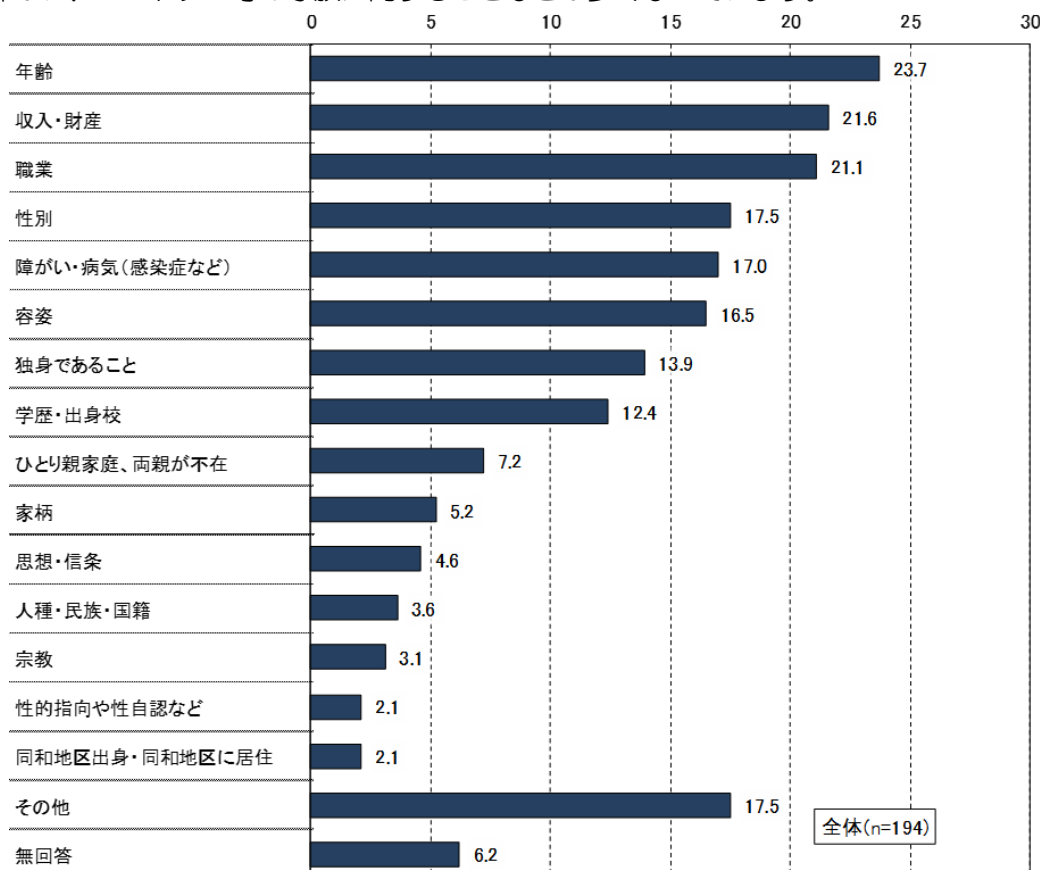
直近5年間に差別をされた、人権を侵害されたと思った経験については、「ある」が14.9%、「ない」が69.2%、「わからない」が14.0%となっています。



全体(N=1,303)

●差別や人権侵害の分野〔複数回答〕

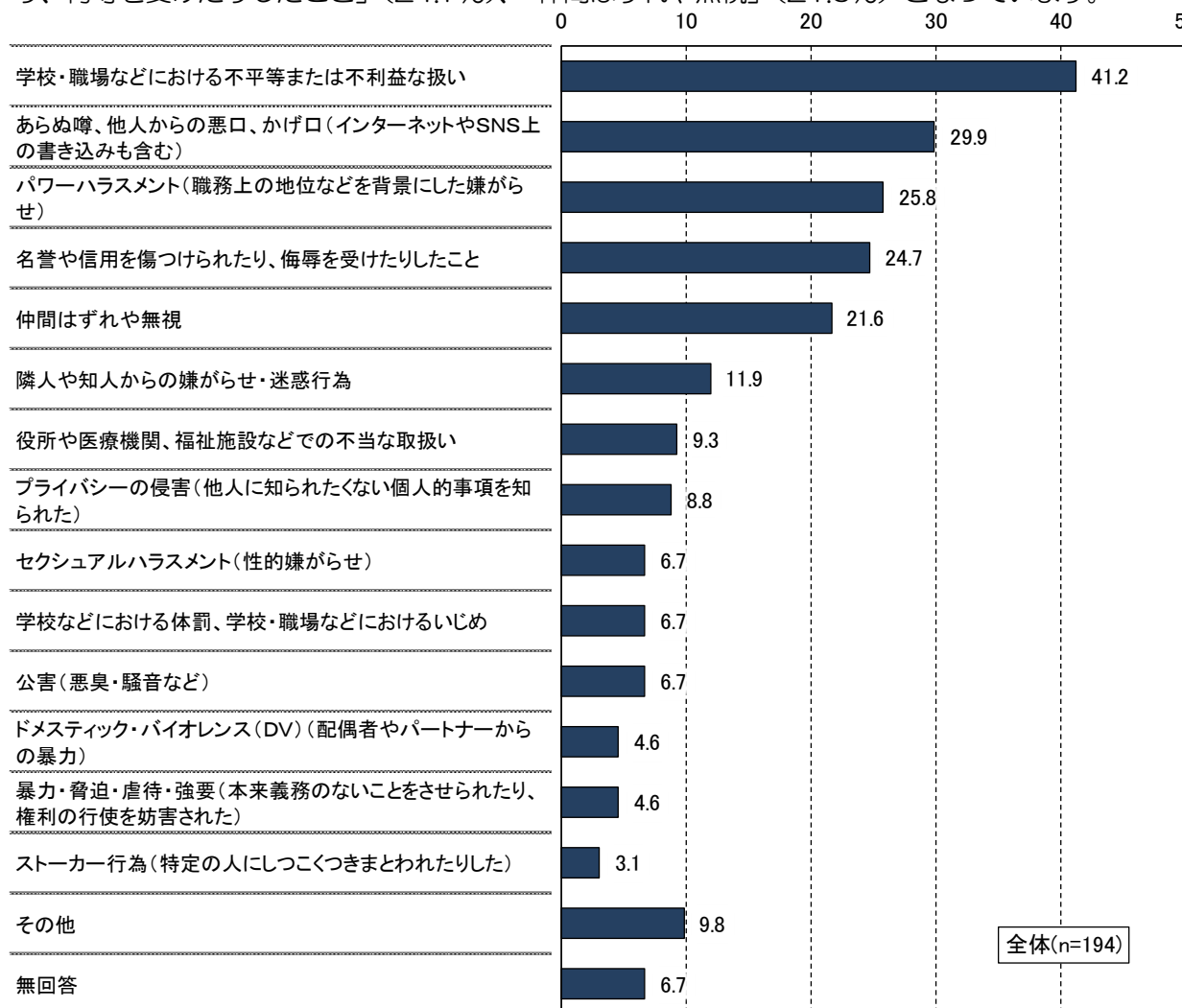
「年齢」が23.7%と最も高くなっています。次いで「収入・財産」(21.6%)、「職業」(21.1%)となっています。なお、「その他」の内訳としては、職場での働き方に関することや、子どもの有無や子どもの障がい、パートナー等の家族に関することなどが多くなっています。



全体(n=194)

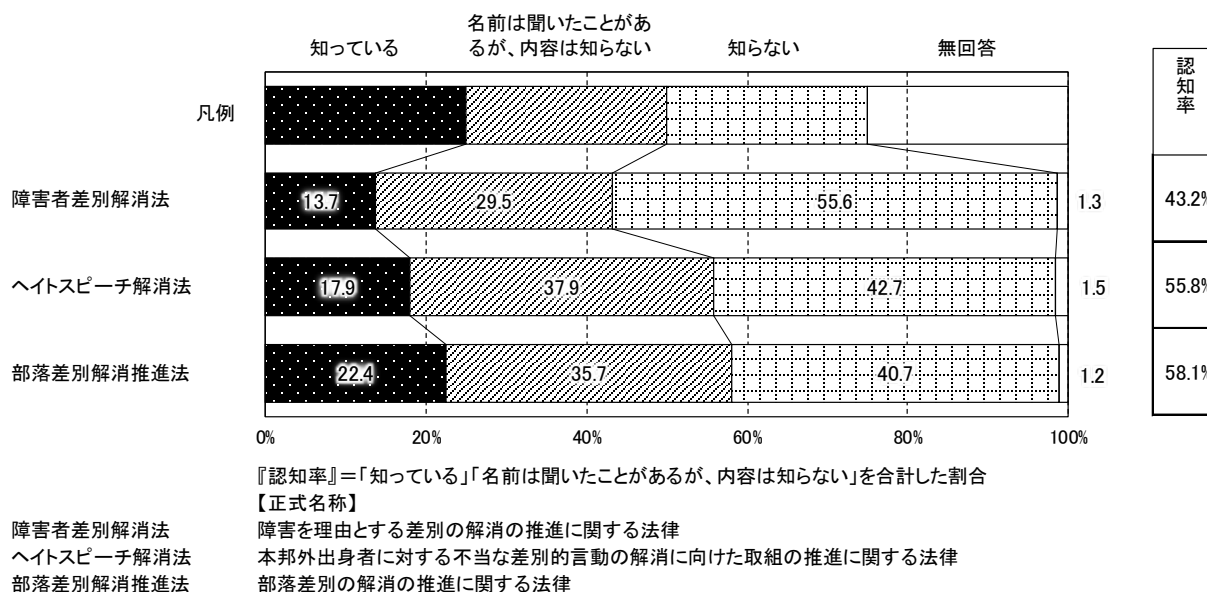
●差別や人権侵害の内容〔複数回答〕

「学校・職場などにおける不平等または不利益な扱い」が41.2%と最も高くなっています。次いで「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口（インターネットやSNS上の書き込みも含む）」（29.9%）、「パワーハラスメント（職務上の地位などを背景にした嫌がらせ）」（25.8%）、「名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受けたりしたこと」（24.7%）、「仲間はずれや無視」（21.6%）となっています。（%）



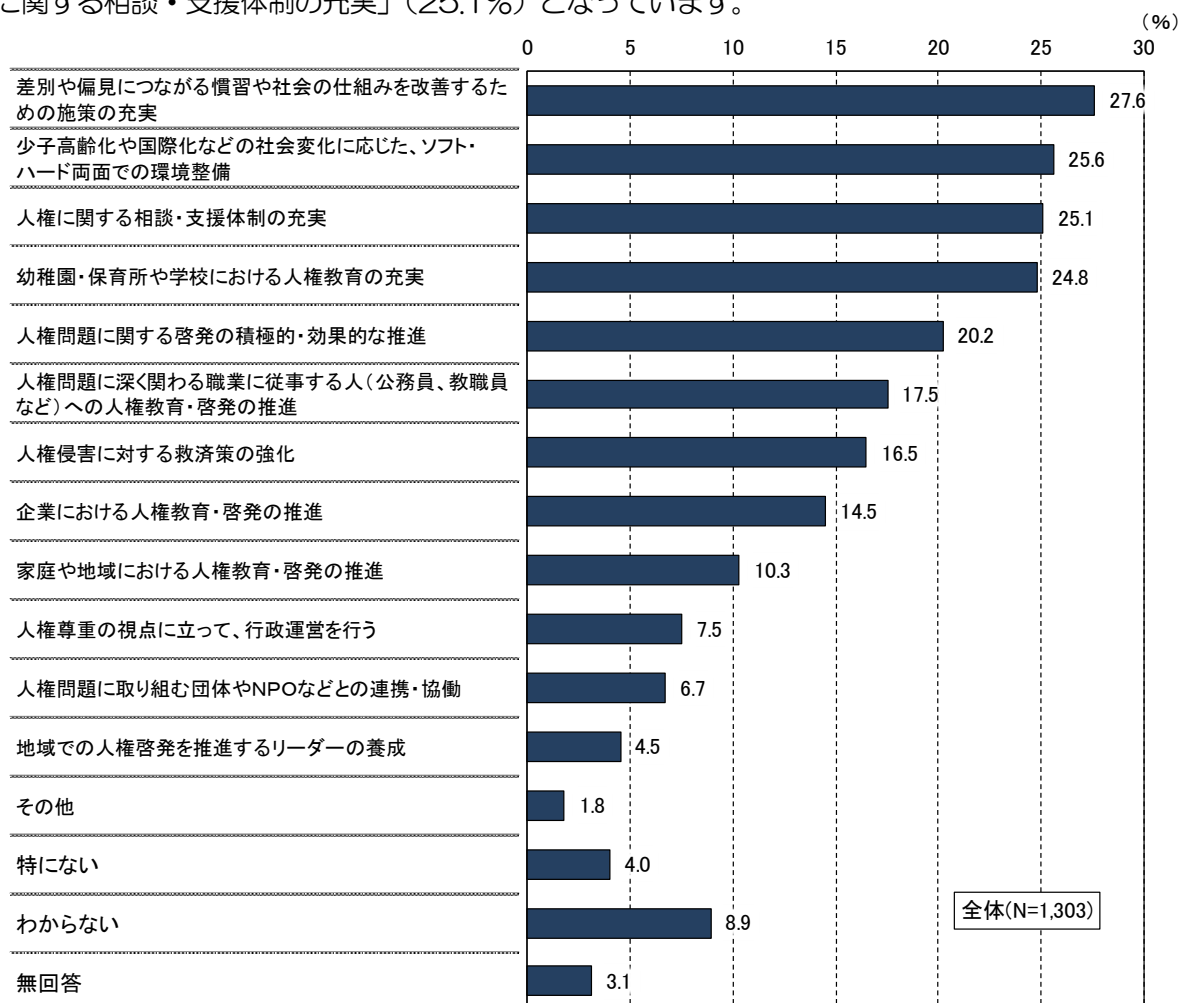
●人権に関する法律の認知状況

「部落差別解消推進法」(58.1%)の認知率が最も高く、次いで「ヘイトスピーチ解消法」(55.8%)、「障害者差別解消法」(43.2%)となっています。



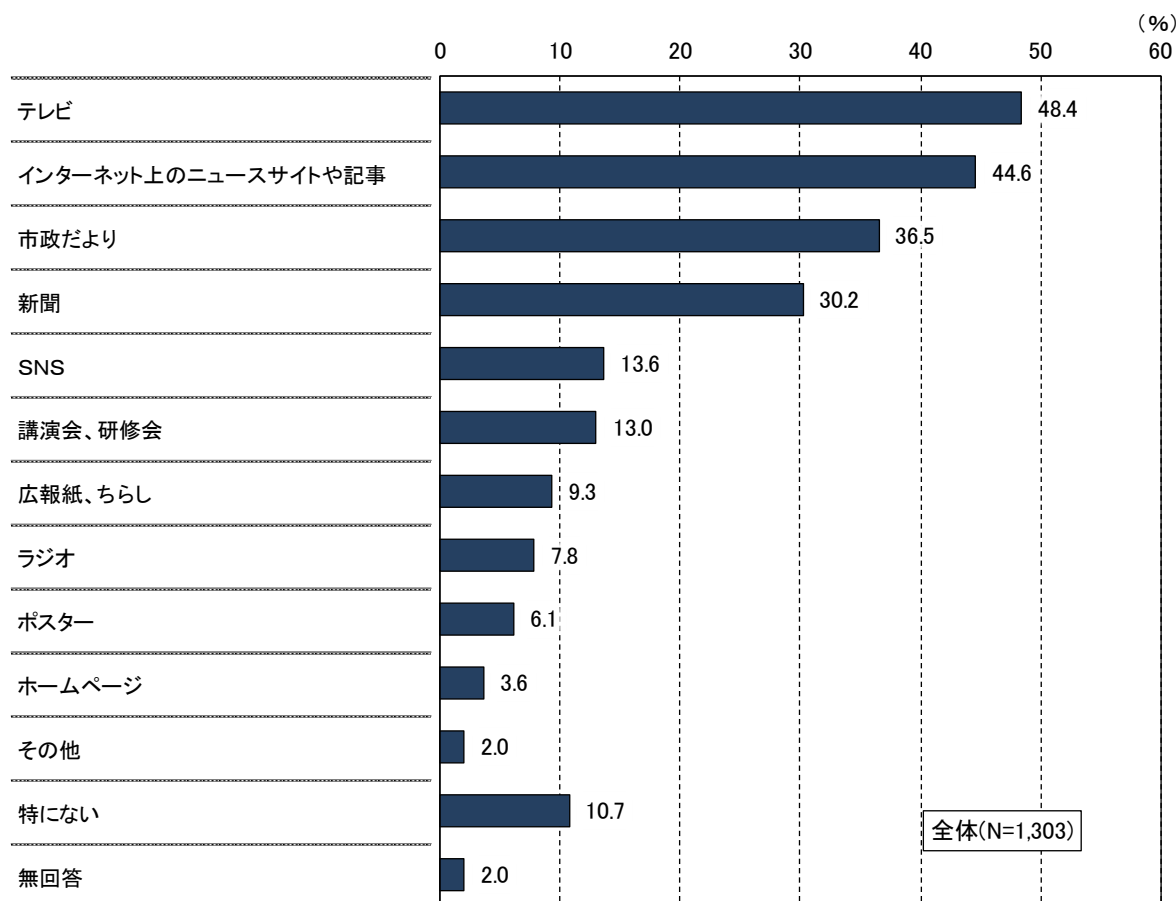
●行政機関が取り組むべきこと〔3つまで選択〕

「差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善するための施策の充実」が27.6%と最も高く、次いで「少子高齢化や国際化などの社会変化に応じた、ソフト・ハード両面での環境整備」(25.6%)、「人権に関する相談・支援体制の充実」(25.1%)となっています。



●情報の入手経路〔複数回答〕

人権問題に関する情報の入手経路としては、「テレビ」が48.4%と最も高くなっている。次いで「インターネット上のニュースサイトや記事」(44.6%)、「市政だより」(36.5%)、「新聞」(30.2%)となっています。年代別にみると、30代以下では「インターネット上のニュースサイトや記事」、「SNS」が他の年代に比べて高く、また、年代が高くなるほど「市政だより」、「新聞」が高くなっています。



<年代別集計>

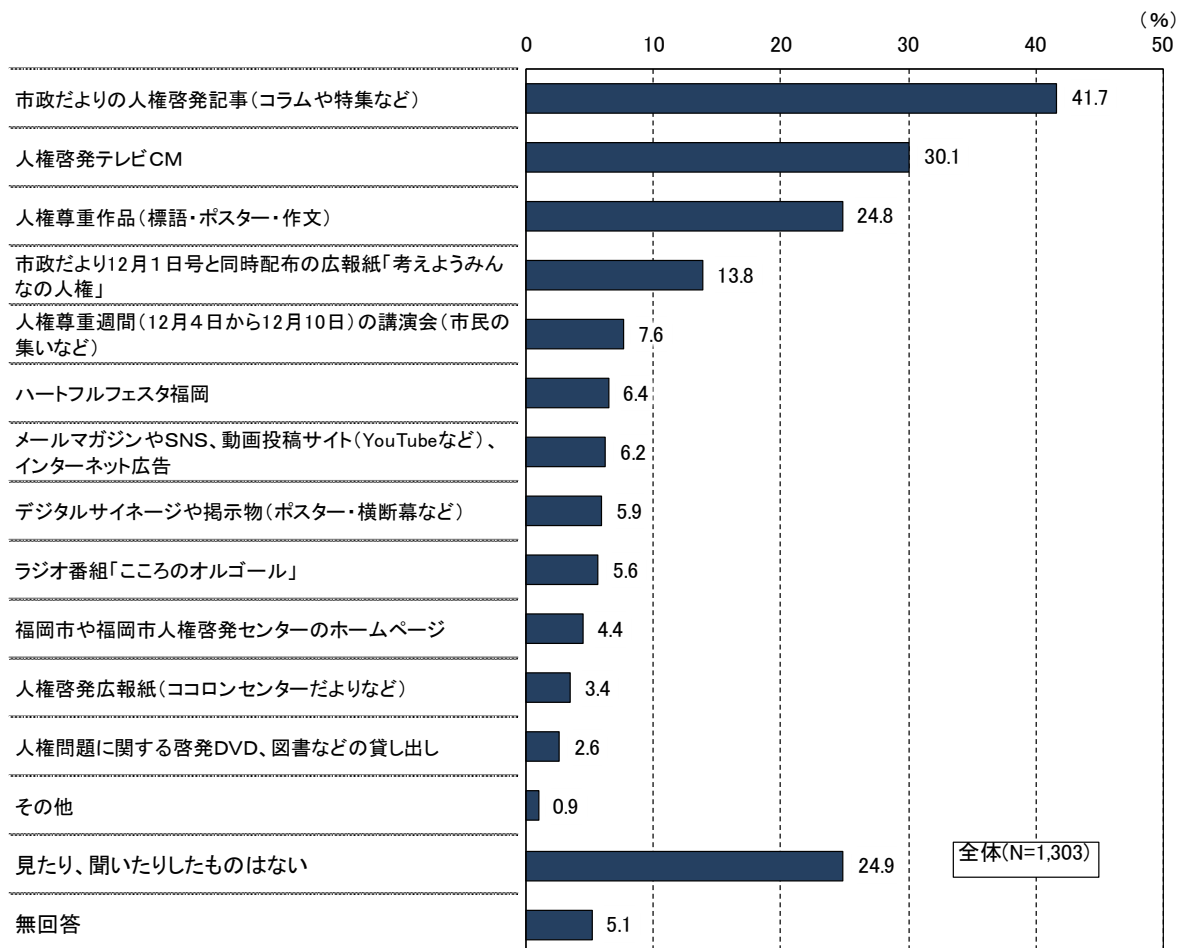
(数値：%)

	サンプル数	テレビ	インターネット上のニュースサイトや記事	市政だより	新聞	SNS	講演会、研修会	広報紙、ちらし	ラジオ	ポスター	ホームページ	その他	特にない	無回答
全 体	1,303	48.4	44.6	36.5	30.2	13.6	13.0	9.3	7.8	6.1	3.6	2.0	10.7	2.0
18～29歳	119	44.5	● 61.3	7.6	5.0	● 48.7	9.2	3.4	1.7	4.2	2.5	5.9	13.4	-
30代	160	45.6	● 63.8	18.8	10.6	● 29.4	10.6	5.6	5.6	6.3	1.9	1.3	13.1	1.3
40代	226	35.4	53.5	24.8	18.1	11.1	9.7	4.4	7.5	6.2	5.8	1.3	18.1	2.7
50代	241	49.8	52.3	37.3	28.6	12.4	12.9	10.0	8.7	7.9	5.0	1.7	9.1	0.8
60代	233	56.2	41.2	● 47.2	● 40.3	3.9	12.4	10.3	9.4	6.4	3.0	0.9	6.9	1.3
70代	214	55.6	23.4	● 58.4	● 51.9	1.9	18.7	15.4	11.7	4.2	3.7	1.9	7.5	2.3
80歳以上	99	47.5	8.1	● 53.5	● 52.5	2.0	18.2	17.2	6.1	7.1	1.0	4.0	8.1	6.1

※ = 全体の数値より+5ポイント、● = 全体の数値より+10ポイント

●啓発活動の認知状況〔複数回答〕

見たり、聞いたりしたことがある啓発活動は、「市政だよりの人権啓発記事（コラムや特集など）」が41.7%と最も高くなっています。次いで「人権啓発テレビCM」（30.1%）、「人権尊重作品（標語・ポスター・作文）」（24.8%）、「市政だよりの12月1日号と同時配布の広報紙「考えようみんなの人権」（13.8%）となっています。「見たり、聞いたりしたものはなし」は24.9%となっています。

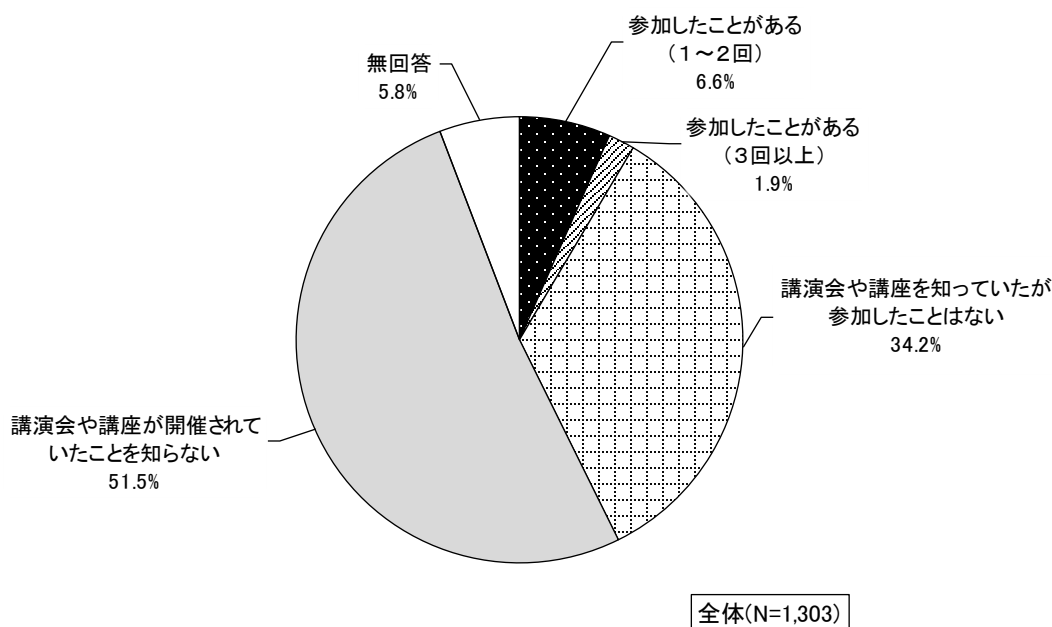


<年代別の集計>

		サンプル数	市政だよりの人権啓発記事（コラムや特集など）	市政だよりの12月1日号と同時配布の広報紙「考えようみんなの人権」	人権啓発テレビCM	ラジオ番組「こころのオルゴール」	人権啓発広報紙（ココロセンターだよりの人権）	人権尊重作品（標語・ポスター・作文）	人権尊重週間（12月4日から12月10日）の講演会（市民の集いなど）	ハートフルフェスタ福岡	人権問題に関する啓発DVD、図書などの貸し出し	デジタルサイネージ※9や掲示物（ポスター・横断幕など）	メールマガジンやSNS、動画投稿サイト（YouTubeなど）、インターネット広告	福岡市や福岡市人権啓発センターのホームページ	その他	見たり、聞いたりしたものはなし	無回答
全体		100.0	41.7	13.8	30.1	5.6	3.4	24.8	7.6	6.4	2.6	5.9	6.2	4.4	0.9	24.9	5.1
年代別	18～29歳	100.0	14.3	1.7	13.4	6.7	2.5	19.3	3.4	5.0	1.7	7.6	8.4	4.2	0.8	52.1	0.8
	30～39歳	100.0	30.0	12.5	25.0	4.4	1.3	20.0	7.5	7.5	1.9	7.5	11.3	8.1	1.3	31.9	2.5
	40～49歳	100.0	34.5	8.4	24.8	4.0	1.8	24.8	6.6	7.1	2.2	9.3	6.6	2.2	0.9	34.1	2.7
	50～59歳	100.0	45.2	10.8	32.0	8.3	3.3	27.8	10.8	10.0	4.6	6.6	8.7	2.5	0.4	18.7	2.9
	60～69歳	100.0	47.2	14.6	46.8	3.4	3.4	26.6	3.9	4.7	0.4	5.2	4.3	3.9	0.9	18.9	3.0
	70～79歳	100.0	59.8	22.4	33.6	7.9	3.7	24.8	11.2	3.7	3.7	2.3	2.3	5.1	1.4	13.1	10.7
	80歳以上	100.0	53.5	31.3	20.2	4.0	11.1	29.3	8.1	5.1	4.0	2.0	2.0	8.1	1.0	14.1	16.2
	無回答	100.0	9.1	-	18.2	-	-	9.1	9.1	18.2	-	-	-	-	-	36.4	27.3

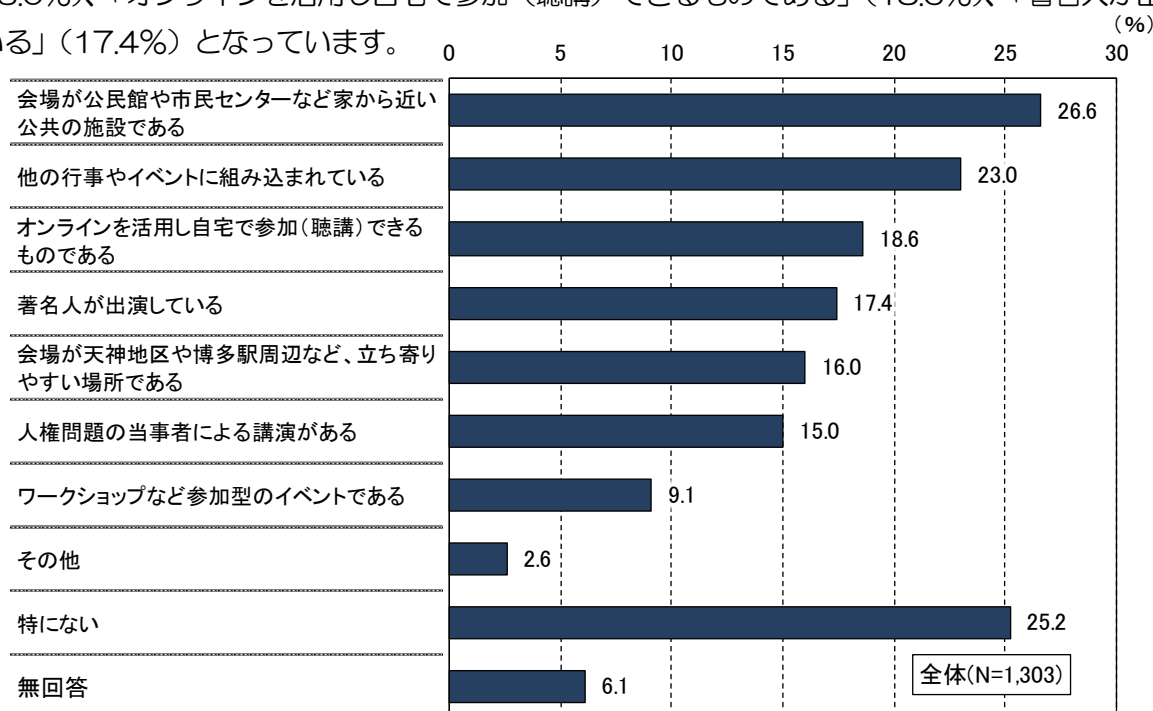
●講演会や講座への参加状況

人権問題に関する講演会や講座への参加状況は、「参加したことがある（1～2回）」が6.6%、「参加したことがある（3回以上）」が1.9%、これらを合計した『参加した』は8.5%となっています。また、「講演会や講座を知っていたが参加したことはない」が34.2%、「講演会や講座が開催されていたことを知らない」が51.5%となっています。



●参加したい講演会や講座、イベント〔複数回答〕

参加したい講演会や講座、イベントとしては、「会場が公民館や市民センターなど家から近い公共の施設である」が26.6%と最も高くなっています。次いで「他の行事やイベントに組み込まれている」（23.0%）、「オンラインを活用し自宅で参加（聴講）できるものである」（18.6%）、「著名人が出演している」（17.4%）、「会場が天神地区や博多駅周辺など、立ち寄りやすい場所である」（16.0%）、「人権問題の当事者による講演がある」（15.0%）となっています。



＜年代別の集計＞

(数値：％)

	サン プル 数	公 共 の 施 設 で あ る 近 い	会 場 が 公 民 館 や 市 民 セ ン タ ー な ど	組 み 込 ま れ て い る イ ベ ン ト に	他 の 行 事 や イ ベ ン ト に	宅 で 参 加 し て い る オ ン ラ イ ン を 活 用 し て い る	著 名 人 が 出 演 し て い る	会 場 が 天 神 地 区 や 博 多 駅 周 辺 な ど、 立 ち 寄 り の 場 所 で あ る	人 権 問 題 の 当 事 者 に よ る 講 演 が あ る	加 型 の イ ン タ ー ネ ッ ト な ど の 参 加	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全 体	1,303	26.6	23.0	18.6	17.4	16.0	15.0	9.1	2.6	25.2	6.1		
18～29歳	119	9.2	28.6	32.8	36.1	23.5	13.4	18.5	3.4	16.8	0.8		
30代	160	21.9	33.8	24.4	23.1	19.4	8.1	17.5	2.5	19.4	2.5		
40代	226	18.6	27.0	23.9	20.4	14.2	22.1	10.2	4.0	21.2	4.4		
50代	241	25.7	21.6	24.1	14.5	18.7	18.3	7.9	2.5	26.6	5.0		
60代	233	33.0	22.3	14.2	15.0	17.2	11.2	6.4	1.3	29.6	3.0		
70代	214	36.0	16.8	6.1	12.1	10.7	15.9	4.7	2.3	28.5	12.1		
80歳以上	99	40.4	10.1	6.1	3.0	8.1	11.1	2.0	2.0	35.4	16.2		

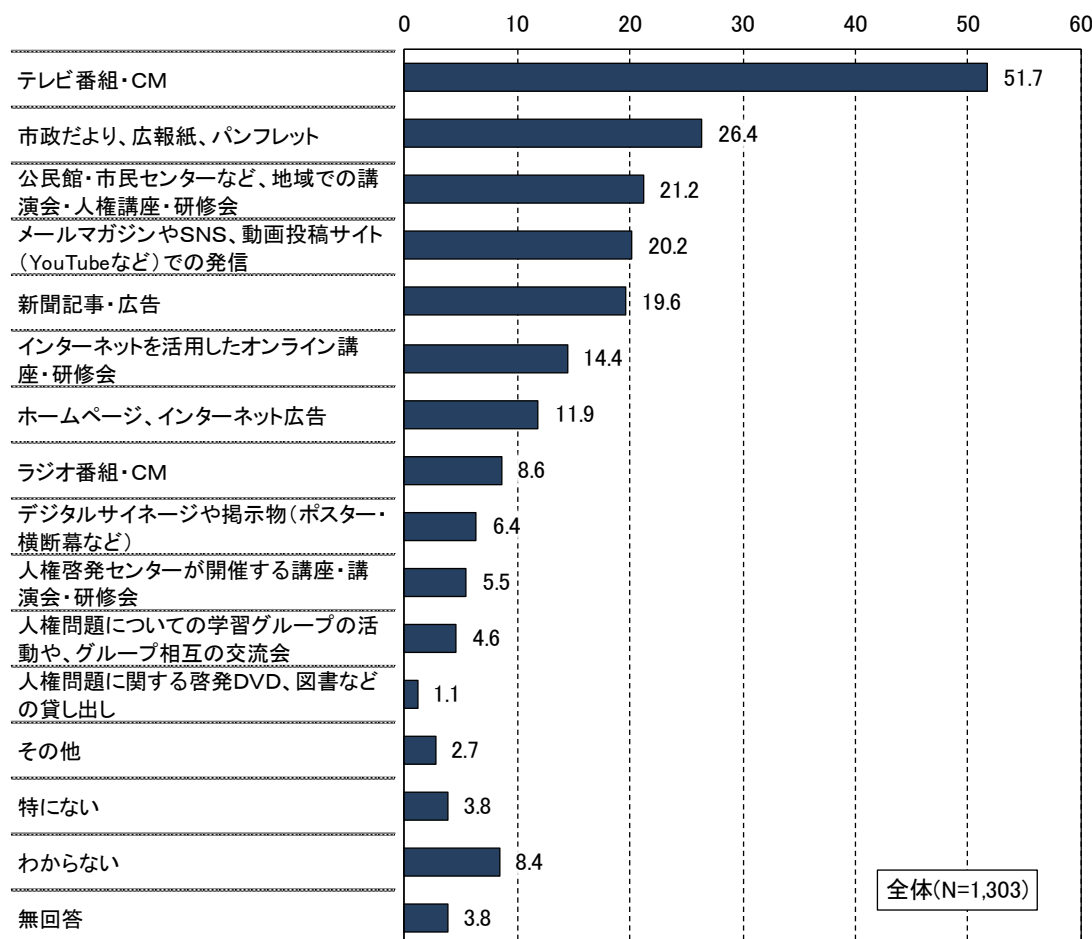
※ = 全体の数値より+5ポイント、● = 全体の数値より+10ポイント

●必要な啓発活動〔複数回答〕

人権問題への理解を深めるために役に立つ啓発活動としては、「テレビ番組・CM」が51.7%と最も高くなっています。次いで「市政だより、広報紙、パンフレット」(26.4%)、「公民館・市民センターなど、地域での講演会・人権講座・研修会」(21.2%)、「メールマガジンやSNS、動画投稿サイト(YouTubeなど)での発信」(20.2%)、「新聞記事・広告」(19.6%)となっています。

年代別にみると、30代以下では「メールマガジンやSNS、動画投稿サイト(YouTubeなど)での発信」、70代以上では「市政だより、広報紙、パンフレット」、「公民館・市民センターなど、地域での講演会・人権講座・研修会」が他の年代に比べて高くなっています。

(%)



<年代別の集計>

(数値：%)

	サンプル数	テレビ番組・CM	市政だより、広報紙、パンフレット	市民館・市民センターなど、地域での講演会・人権講座・研修会	公民館・市民センターなど、地域での講演会・人権講座・研修会	メールマガジンやSNS、動画投稿サイト（YouTubeなど）での発信	新聞記事・広告	インターネットを活用したオンライン講座・研修会	ホームページ、インターネット広告	ラジオ番組・CM	デジタルサイネージや掲示物（ポスター・横断幕など）	人権啓発センターが主催する講座・講演会・研修会
全 体	1,303	51.7	26.4	21.2	20.2	19.6	14.4	11.9	8.6	6.4	5.5	
年 代 別	18～29歳	119	● 62.2	8.4	2.5	● 48.7	13.4	16.8	21.0	5.0	15.1	6.7
	30代	160	58.1	12.5	12.5	● 39.4	11.9	18.8	20.0	10.0	9.4	4.4
	40代	226	46.9	17.7	14.2	24.3	16.4	19.0	15.9	9.3	12.8	2.7
	50代	241	58.9	22.8	22.8	17.4	18.7	20.7	12.9	12.4	4.6	5.0
	60代	233	58.8	36.1	25.3	12.4	24.5	11.6	9.9	11.2	3.4	4.7
	70代	214	39.7	● 42.5	● 32.2	6.1	26.2	6.5	3.3	5.6	-	7.9
	80歳以上	99	31.3	● 43.4	● 37.4	2.0	24.2	3.0	-	1.0	2.0	9.1

	サンプル数	人権啓発センターが主催する講座・講演会・研修会	市民館・市民センターなど、地域での講演会・人権講座・研修会	公民館・市民センターなど、地域での講演会・人権講座・研修会	メールマガジンやSNS、動画投稿サイト（YouTubeなど）での発信	新聞記事・広告	インターネットを活用したオンライン講座・研修会	ホームページ、インターネット広告	ラジオ番組・CM	デジタルサイネージや掲示物（ポスター・横断幕など）	人権啓発センターが主催する講座・講演会・研修会
全 体	1,303	4.6	1.1	2.7	3.8	8.4	3.8				
年 代 別	18～29歳	119	1.7	0.8	5.0	2.5	6.7	-			
	30代	160	2.5	0.6	4.4	3.1	4.4	4.4			
	40代	226	4.4	-	5.3	1.8	9.3	3.1			
	50代	241	5.4	1.2	1.7	2.5	7.9	1.7			
	60代	233	1.7	1.7	0.9	4.3	9.0	1.3			
	70代	214	7.0	2.3	1.4	6.1	12.1	6.5			
	80歳以上	99	10.1	-	-	9.1	7.1	12.1			

※ =全体の数値より+5ポイント、●=全体の数値より+10ポイント

Ⅲ 様々な分野における人権問題

- 1 同和問題
- 2 女性に関する人権問題
- 3 子どもに関する人権問題
- 4 高齢者に関する人権問題
- 5 障がい者に関する人権問題
- 6 外国人に関する人権問題
- 7 HIV感染者等に関する人権問題
- 8 様々な人権問題
 - (1) ホームレス
 - (2) インターネットによる人権侵害
 - (3) 犯罪被害者等
 - (4) 刑を終えて出所した人等
 - (5) 北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族
 - (6) 性的マイノリティ
 - (7) 災害に伴う人権
 - (8) 働く人の人権
 - (9) その他の人権問題

1 同和問題

現状と課題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

国においては、平成 28（2016）年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、全ての国民に基本的人権の享受を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるという認識のもとに、部落差別のない社会を実現することを目的としており、地方公共団体の責務として、相談体制の充実や教育及び啓発に努めることが定められています。福岡県においては、平成 31（2019）年 3 月に既存の条例が改正され、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されています。

福岡市においては、同和問題を早急に解決するため、「同和対策に関する特別措置法」に基づき、積極的に同和行政を推進してきましたが、特別対策事業は平成 24（2012）年度で終了しました。以降は、一般施策により同和問題の解決に向けて取り組んでいます。しかし、「身元調べ」を目的とした戸籍の不正取得やインターネット上での差別的な書き込みや地区の特定など、同和問題をめぐる課題は残されています。

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、平成 30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて国が実施した調査では、同和問題に関して正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残っていることが実態として挙げられています。

市民意識調査においても、同和問題に関して差別意識や忌避意識が残っていることが明らかとなり、引き続き、教育・啓発を進めていく必要があります。

【差別事象等の発生】

- ・福岡市においては、平成 23（2011）年度から平成 24（2012）年度にかけて、市内 59 か所において同和問題に関する落書きが発生しました。また、令和 2（2020）年度以降も、落書きや同和地区の問い合わせなど、同和問題に関する差別事象が発生しています。
- ・インターネット上においても、本市の特定の地域について同和地区であると摘示する書き込みや動画を掲載するなどの事象が発生しています。インターネット上の事象は、その内容が不正確なものであっても急速に拡散し、差別の助長と拡散につながる恐れがあり、また、誰もが差別に加担する可能性があります。

【差別意識・忌避意識の存在】

- ・市民意識調査において、同和問題に関して「差別についてどう思うか」について、「結婚の面」「社会における偏見意識」について、それぞれ 4 割近くが「差別がある」と回答しています。また、「わからない」「同和地区のことは知らない」の割合が増加傾向にあります。
- ・同和地区出身者との結婚について相談を受けた場合の対応では、「反対する」との回答は殆どありませんが（1.1%）、同和地区出身者に対して差別的言動を示した場合の対応では、約 1 割が「同和問題にかかわらない方がいいと言う」、約 2 割が「何も言わないでそのままにしておく」と回答するなど同和問題への忌避意識があることがうかがえます。
- ・「同和問題を解決するためには、どのような方向が望ましいと思うか（複数回答）」について、約

2割が「わざわざとりあげないで、そっとしておく方がよい」と回答するなど、いわゆる「寝た子を起こすな」の考え方が残っています。

取組みの方向性

○ 市民への教育・啓発の推進

- ・市民一人ひとりが同和問題への正しい理解と認識を深め、同和問題の解決に向けて主体的に取り組むことができるよう、ココロセミナーやラジオ番組、テレビCMなど様々な場面で、啓発活動に取り組みます。
- ・地域においては、各區市民センターや公民館において、同和問題など様々な人権問題に関する啓発に取り組みます。
- ・同和問題に関して差別意識・忌避意識が残っており、また、依然として差別事象が発生していることを踏まえ、市民一人ひとりが日常的な人権感覚を身につけ、差別事象への正しい対応ができるよう、取組みを推進します。また、「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知に努めます。
- ・戸籍謄本等の事前登録型本人通知制度の周知広報を推進します。

○ 地域における啓発活動の支援、地域交流の推進

- ・地域における自主的な団体である、「人権啓発地域推進組織（人尊協）」や「区人権啓発連絡会議」への支援を行うとともに、人権問題に取り組む地域リーダーの育成に取り組みます。
- ・人権のまちづくり館等を中心とした地域交流事業等を推進します。また、実施にあたっては、地域ごとの実情を考慮するとともに、地域での継続的な自主的活動につながるよう支援します。

○ 特定職業従事者の同和問題の理解と認識の向上

- ・市職員、教職員については、eラーニングを活用するなど、効率的・効果的な研修を実施し、同和問題を含めた人権問題に関する知識の深化に努めるとともに、問題解決のための具体的な行動につなげることができるよう、研修を実施します。
- ・その他の特定職業従事者についても、引き続き、研修やあらゆる場での啓発を通じて、同和問題の理解と認識の向上に努めます。

○ 学校教育

- ・学校教育においては、同和問題について正しく認識し、自ら差別をなくそうと主体的に行動していくような児童生徒が育つことをめざして、部落問題学習を進めていきます。
- ・児童生徒が、同和問題に関して差別性のある言葉を使う事象が発生しており、事象の問題点や背景を明らかにし、教育上の課題として捉え、問題解決に向けて取り組みます。

○ インターネット上の差別事象への対応

- ・インターネット上の同和問題に関する差別的な書き込み等について、引き続き、事象の把握に努めるとともに、差別的な書き込み等を把握した際には、国・県など関係機関と連携しながら、削除要請を進めます。

【現在の具体的な事業内容】

○様々な分野における研修や啓発事業の実施

- 市全体：人権尊重週間行事、ハートフルフェスタ福岡、ココロンセミナー、ラジオ番組「こころのオルゴール」、テレビCM 等
- 各区：人権を考えるつどい、人権講座 等
- 地域：人権啓発地域推進組織（人尊協）、公民館主催事業、PTA 人権教育研修、人権のまちづくり館人権啓発事業 等
- 学校：人権フィールドワーク研修など差別の実態に学ぶ研修、人権読本「ぬくもり」の活用に関する研修 等
- 保育園：人権保育研究・研修事業、保育所職員研修事業 等
- 企業：福岡市人権問題企業啓発推進会議（八者協）主催研修、福岡市企業同和問題推進協議会（同推協）主催研修 等

○特定職業従事者への研修の実施

- 市職員：職場研修、新規採用職員研修、管理職研修 等
- 教職員：経験年数研修、管理職研修、人権教育担当者研修、課題研修 等
- 社会教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者、マスメディア関係者
：新任公民館職員研修、保育所職員研修、保健師人権・同和研修 等

○人権のまちづくり館等を中心とした地域交流事業等の推進

- サークル支援事業、交流会、地域の歴史講座、観劇会 等

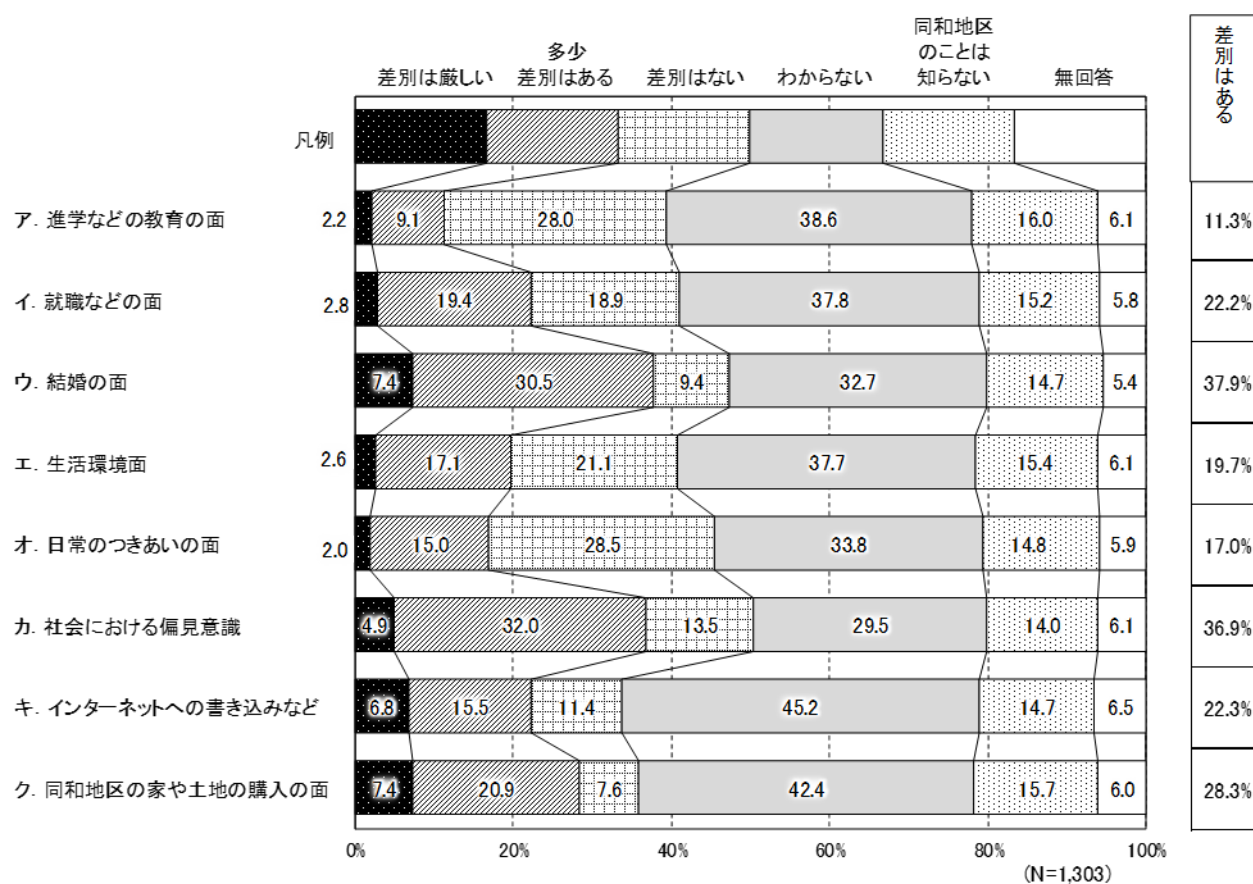
○戸籍謄本等の事前登録型本人通知制度¹の周知・利用促進

- 制度の登録方法等の周知チラシの作成・配布、広報誌等による周知

※平成 23（2011）年度に、全国で、司法書士や行政書士などの資格を悪用した、大量の戸籍謄本や住民票の写しの不正取得が発覚したことを契機に、福岡市では平成 27（2015）年9月に戸籍謄本等の「事前登録型本人通知制度」を導入しました。

¹ 事前登録型本人通知制度：不正取得を抑止するため、本人以外に住民票の写し等の証明書を交付した場合に、事前に登録された本人に郵便でお知らせする制度。

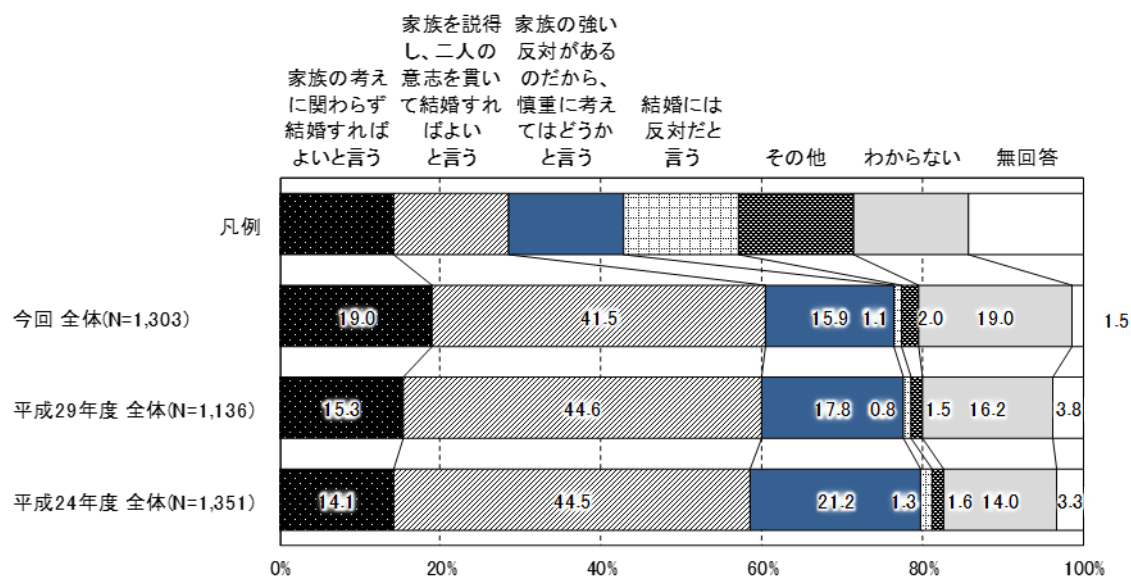
●同和問題について、いまなお差別があると思うか（市民意識調査）



『差別はある』＝「差別は厳しい」「多少差別はある」を合計した割合

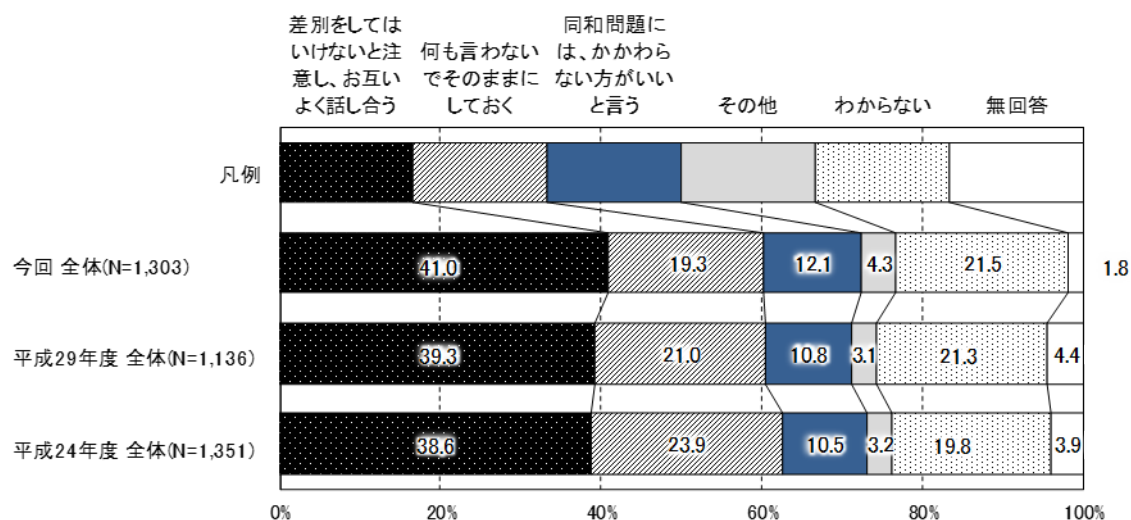
資料：「令和 4 年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

●同和地区の出身者との結婚について相談を受けたときの対応（市民意識調査）



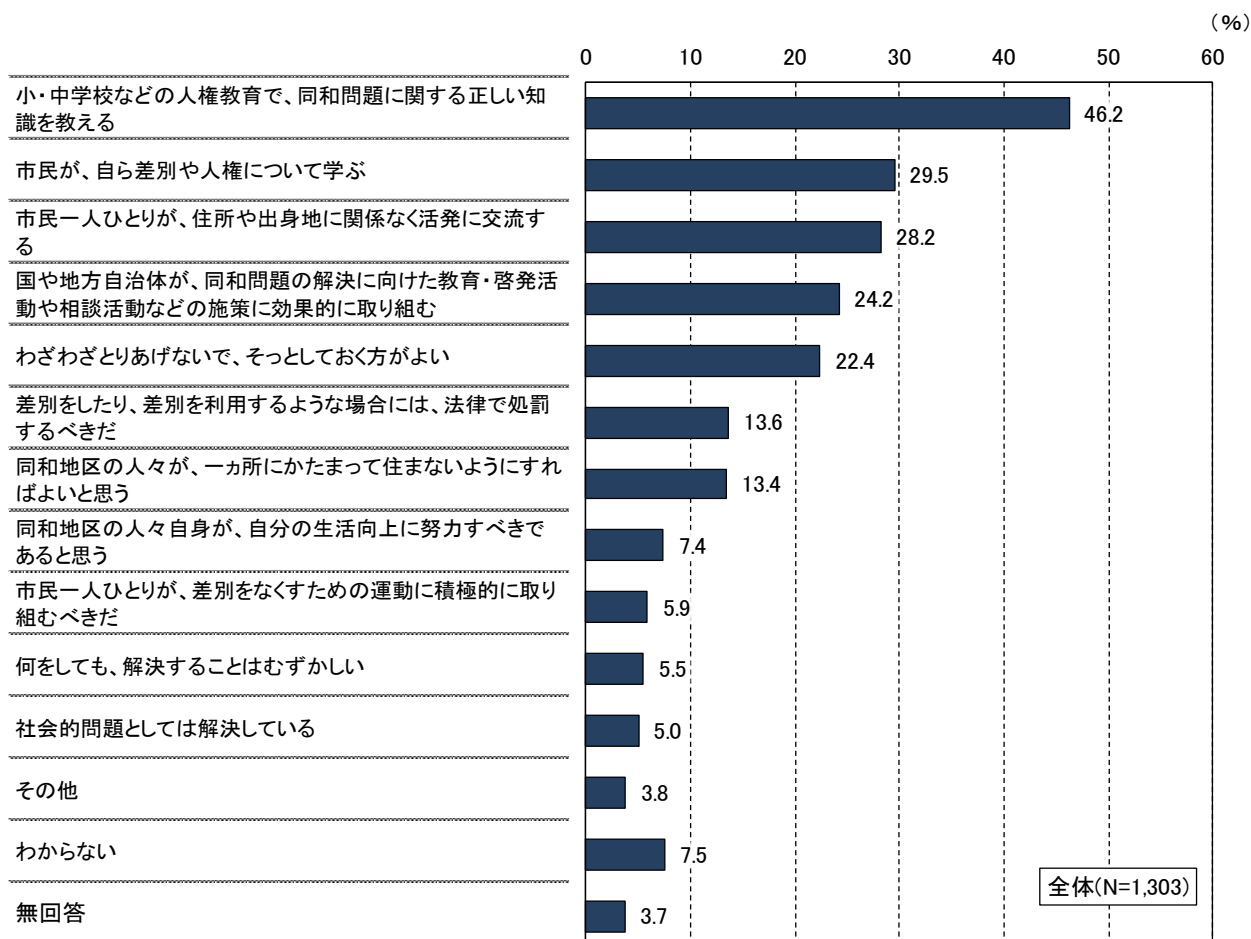
資料：「令和 4 年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

●身近な人が差別的な言動をしたときの対応（市民意識調査）



資料：「令和4年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

●同和問題解決への望ましい方向性（市民意識調査）



資料：「令和4年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

2 女性に関する人権問題

現状と課題

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、国では、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12（2000）年にはこの法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」配偶者暴力防止法、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」男女雇用機会均等法、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」女性活躍推進法、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」育児・介護休業法などの男女共同参画社会に向けた法律や制度の整備が図られています。

福岡市では、平成16（2004）年に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行、また、同条例に基づき「福岡市男女共同参画基本計画」を策定しました。令和3年には、「福岡市男女共同参画基本計画（第4次：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」を策定し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発や男女平等教育の推進などさまざまな施策に取り組んでいます。

市民意識調査では、「女性に関する事柄で、人権上、問題があると思われること」について、「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みの未整備」が41.7%と最も高く、「就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違い」が31.3%、「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識を他人に押しつけること」が29.3%と続いており、家庭をはじめ社会に存在する慣習やしきたりなどで、性別による固定的役割分担意識や、労働の場における性別による雇用機会、待遇の違いが解消されているとは言い難い状況にあります。

依然として男女の固定的役割分担意識や、女性活躍推進、配偶者等からの暴力など、課題は多く残っており、引き続き、教育・啓発を進めていく必要があります。

【男女共同参画意識】

- ・男女共同参画意識は、近年、男女ともに高まる傾向にありますが、年代が上がるのに応じて、特に男性において低くなる傾向が見られます。「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在は、年代ごとに受けてきた教育、家庭や社会での体験などの違いにより、意識に差が生じているものと考えられます。

【働く場での女性活躍の推進】

- ・女性の有業者数及び有業率は増加していますが、働く女性のうち非正規雇用が54.4%を占めています（令和4（2022）年「就業構造基本調査」）。
- ・企業等において管理職等に占める女性の割合も依然として低く、女性の能力の発揮は十分とは言えない状況であり、働く場における男女間格差は未だに解消されていません。

【配偶者等からの暴力】

- ・内閣府の調査によると、日本でのDV相談件数は令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移しており、福岡市でも令和2（2020）年度に4,000件を超えています。また、平成30（2018）年度に実施した福岡市男女共同参画社会に関する意識調査では、「暴力を受けて、実

際は「どう行動したか」の問いに対して、「がまんした」人が47.6%と最も多く、さらに、相談できる窓口を「知らない」と答えた人は20.6%であり、支援につながっていない被害者も多く存在しており、あらゆる暴力防止に向けた教育や、被害者支援など、幅広い取り組みが必要です。

取り組みの方向性

○ 男女共同参画意識の浸透

- ・あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会を目指して、各ライフステージに応じた意識啓発に取り組みます。
- ・特に若年層に対しては、学校教育における男女平等教育の推進とともに教育に携わる者への研修の充実を図ります。

○ 働く場での女性活躍の推進

- ・働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会を目指して、企業への啓発や取組支援、女性へのキャリア支援のための講座やセミナーの開催など、女性の活躍に資する取組を進めます。

○ 配偶者等からの暴力の防止

- ・配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、あらゆる暴力の根絶のため、相談窓口の周知や関係機関との連携による被害者支援とともに、暴力防止に向けた意識啓発に取り組みます。

【現在の具体的な事業内容】

○ 男女共同参画意識の浸透

- ・若年層への男女共同参画に対する意識啓発のため、小・中学校における男女平等教育や教職員を対象にした研修の充実を図るとともに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについて学び、年齢にとらわれないキャリア形成への意識を高めることを目的とした出前型セミナーを中学校で実施しました。
- ・「みんなで参画ウィーク」や各校区の男女共同参画協議会等の活動支援など、広く男女共同参画意識の啓発を行いました。
- ・関係機関や地域などと連携して、防災をテーマに多様性について考える研修など、身近なテーマで共感を得られる内容の取組を実施しました。

○ 働く場での女性活躍の推進

- ・「ふくおか女性活躍 NEXT 企業見える化サイト」により、企業における女性活躍や働きやすい職場環境づくりへの取組みの見える化を推進しました。また、男性の育児休業の取得推進や、健康課題等と仕事の両立に向けた支援のほか、女性のキャリア形成のための研修を開催しました。
- ・ハローワーク等と連携した再就職を支援する講座や女性の起業を支援するセミナーを開催するとともに、資格取得や技能修得のための各種講座を実施しました。

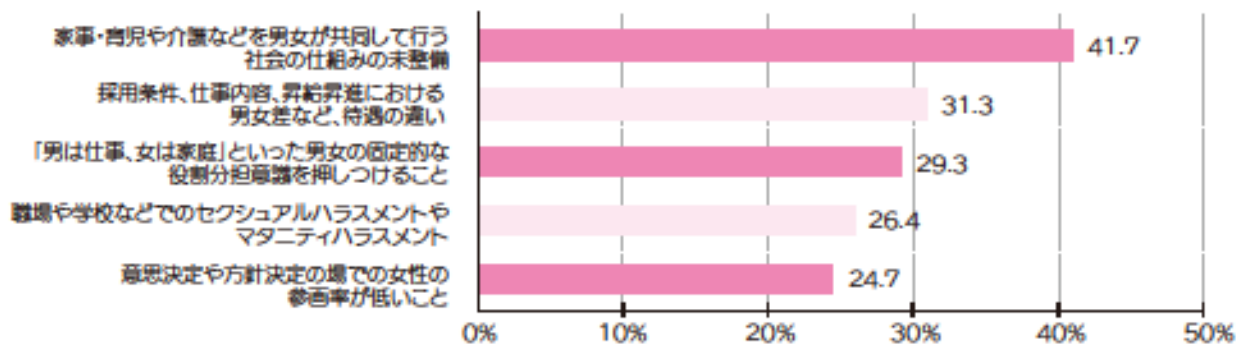
○ 配偶者等からの暴力の防止

- ・相談窓口を周知するカードの配布を、区役所などの公的機関のほか、商業施設などでも行うなど、広報・啓発を進めました。さらに、若年層に対する予防啓発として、デート DV 防止啓発カードやポスターを中学・高校や大学・専門学校等にて配布・掲示するとともに、市立高校等でデート DV

防止教育講演会を実施しました。

- 配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関が連携して、相談対応から自立まで切れ目のない支援に取り組みました。

●女性に関する事柄で、人権上、問題があると思われること（上位 5 項目）



資料：「令和 4 年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

3 子どもに関する人権問題

現状と課題

子どもの人権については、平成元（1989）年に国連総会において、すべての子どもの権利保障を目的とする「児童の権利に関する条約」が採択され、日本でも平成6（1994）年に批准しました。

平成 28（2016）年には、「児童福祉法」が改正され、すべての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、心身の健やかな成長が図られる権利を有するなど、子どもが権利の主体であることが明確化され、地方自治体は、児童の保護者とともに、児童を心身とも健やかに育成する責任を負うこととされました。また、令和元（2019）年の改正では、親権者による児童のしつけに際して体罰を加えてはならない等の児童の権利擁護などが規定されています。

令和5（2023）年4月には「こども基本法」が施行され、すべての子どもについて、基本的人権の保障や差別的取扱いを受けることがないようにすること、意見を表明する機会が確保されることなどが基本理念として定められています。

近年、少子化による子育て世帯の減少、都市化、核家族化の進行など、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しており、児童虐待相談を含む子どもに関する相談件数、いじめ認知件数が増加するなど、支援を要する子どもや子育て家庭への支援が課題となっています。

市民意識調査では、「子どもに関する事柄で、人権上、問題があると思われること」について、「いじめや無視、嫌がらせ（インターネットやSNS上の書き込みも含む）などを受けること」が52.3%と最も高く、「保護者などから、虐待（身体的、心理的、性的）や育児放棄されること」が44.9%、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすること」が28.6%と続いています。

現在、福岡市では令和2（2020）年に策定した「第5次福岡市子ども総合計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」に基づき、「すべての子どもの権利の尊重」を基本的視点の一つに掲げ、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進しています。

【児童虐待】

- ・こども総合相談センター（児童相談所）における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和4（2022）年度は3,000件を超え、過去最多となっています。夫婦間暴力（DV）の目撃を含む心理的虐待や身体的虐待に関する相談・通告が増加するとともに、放任虐待（ネグレクト）に関する相談・通告も依然として高い状況にあります。個々の相談の内容は複雑化、深刻化しており、長期の支援が必要となる傾向があります。
- ・福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30（2018）年）によると、家庭での子どもへのしつけに関し、母親では32.5%、父親では40.0%の保護者が体罰を容認する考えを持っており、体罰等によらない養育の社会的浸透が課題となっています。
- ・令和元（2019）年6月には児童福祉法と児童虐待防止法が改正され、親権者等による体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による指導の努力義務などが規定されています。

【若者等の相談支援】

- ・小・中学校ともに不登校児童生徒数が増加しています。また、不登校児童生徒の復帰者数は増加していましたが、令和3（2021）年度は小学校において減少しています。依然として多くの児童生徒が、登校支援が必要な状態にあるため、生徒や保護者の状況に応じた相談・支援を行う必要があ

ります。

- ・福岡市青少年の意識と行動調査（平成 31（2019）年）によると、18～39 歳の若者のうち 0.74％がひきこもりの状態、4.61％が無業の状態にあると推計され、そのうち 7～8 割に職歴があり、就職を希望しています。
- ・また、ひきこもりや無業の状態にある若者は悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」傾向があるため、困難な状況にある若者や家族を早期に把握し、ニーズに応じた適切な支援につなぐ機能が求められています。

【いじめ】

- ・いじめへの対応については、平成 25（2013）年、「いじめ防止対策推進法」が制定され、福岡市いじめ防止基本方針の策定、福岡県警（スクールサポーター）と学校との連携など、いじめの認知と対応、相談体制づくりを進めてきました。
- ・学校ではいじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向にありますが、学校ごとにいじめのとらえ方に差が見られます。
- ・いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や早期発見・即対応、児童生徒への教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携などにより、いじめ防止対策を推進する必要があります。

【子どもの貧困】

- ・令和元（2019）年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としており、市町村は、地域の実情に応じた施策を策定し、実施することとされています。
- ・福岡市子ども・子育てに関するニーズ調査によると、世帯収入が低い世帯では、全世帯に比べて、子どもの自宅学習の習慣が少ない状況にあり、貧困の状況にある子どもに対する学習支援が課題となっています。また、放課後に子どもだけで過ごす割合が高く、放課後等に子どもが大人と関わる場や居場所、体験の機会を地域や社会全体で提供することなどが求められています。

【ヤングケアラー】

- ・ヤングケアラーとは、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子どものことをいいます。
- ・令和 2（2020）年度に国が実施した実態調査では、中学生（2 年生）の 5.7％（約 17 人に 1 人）、高校生（2 年生）の 4.1％（約 24 人に 1 人）が、「世話をしている家族がいる」と回答しており、1 学級（40 人）につき、1～2 人のヤングケアラーがいる可能性があることが示されました。
- ・年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担により、本人の育ちや教育に影響が生じることがありますが、家庭内のデリケートな問題に関わるものであること、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあることなどの理由から表面化しにくい状況があります。

【意見表明など子どもの権利擁護】

- ・社会的養護に措置された子どもたちが意見を表明するための支援など、子どもの権利擁護を目的とした施策の充実が必要です。

取組みの方向性

「第5次福岡市子ども総合計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」に基づき、すべての子どもと子育て家庭を支援する施策を総合的・計画的に推進します。学校教育においては、「第2次福岡市教育振興基本計画」に基づき、様々な取組みを推進していきます。

○ 子ども家庭支援体制と児童虐待防止対策

- ・子育ての悩み、養育困難、児童虐待、ひきこもりなど、子どもに関する様々な相談が寄せられており、子育て家庭の相談ニーズは非常に高い状況にあります。子どもに関する様々な相談について、子どもや家族が適切な機関で、必要な支援を受けられるよう、相談支援体制を充実させます。
- ・各区役所を子ども家庭総合支援拠点として身近な場所での在宅支援を行い、児童虐待の発生・再発の予防に取り組むとともに、こども総合相談センター（児童相談所）において、児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係の深刻化などに関する専門的な介入・支援を行います。

○ 若者等の相談支援

- ・年齢階層で途切れることなく複合的な困難にも対応するため、「縦と横のネットワーク」である若者支援地域協議会を令和4年4月に設置しました。また、ひきこもりや無業の状態にあるなど社会生活を営む上で困難な状況にある若者や家族について、学校等の関係機関と連携して早期に把握し、ニーズに応じた適切な支援機関や団体につなぐための相談機関である若者総合相談センターを令和4年8月に設置しました。引き続き、関係機関・民間団体等と連携した支援を実施します。

○ 子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子どもひとり一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。
- ・教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組みます。

○ 子どもの権利擁護の推進

- ・児童の権利に関する条約や児童福祉法に示された子どもの権利擁護の理念についてすべての市民が理解を深めることができるよう様々な機会を捉えて啓発し、虐待、体罰、いじめの防止などに取り組めます。また、子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した社会全体の取組みを推進します。
- ・地域や学校など子どもに関わる様々な分野で、子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざします。
- ・里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置された子どもが意見表明できる支援や仕組みづくりに取り組みます。
- ・いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や早期発見・即対応、児童生徒への教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携などにより、いじめ防止対策を推進します。

【現在の具体的な事業内容】

○ 児童虐待防止対策

- ・子どもに関係する機関や市民団体が参加する「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」において、虐待防止に向けた広報・啓発活動や研修の企画を行いました。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の啓発に取り組みました。
- ・児童虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童支援地域協議会を中心に関係機関の連携強化に取り組むとともに、こどもの安全確認のための子育て見守り訪問員の派遣等や養育状況の確認、日常の育児・家事への支援を行いました。
- ・また、ヤングケアラーの支援のため、相談窓口を設置し、コーディネーターによる相談支援を実施しました。

○ 若者等の相談支援

- ・いじめの防止対策や子どもへの支援の充実を図るため、全ての市立学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置しました。また、登校支援が必要な児童生徒に対応する教育相談コーディネーターを全中学校区に配置し、学校全体で支援に取り組みました。
- ・不登校をはじめとする子どもの課題の改善を図るため、教育カウンセラーによる電話・面接相談を実施しました。
- ・思春期特有の不安や悩みに対応するため、こども総合相談センターによる相談支援やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しました。
- ・ひきこもりや非行など社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者の支援を行うため、子ども・若者活躍の場プロジェクトやひきこもり地域支援センターによる相談対応及び思春期訪問相談員の派遣による支援を実施しました。
- ・各機関が行う支援を適切に組み合わせることで、子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等で構成する若者支援地域協議会を令和4年4月に設置しました。
- ・ひきこもりや非行など社会生活を営む上で困難な状況にある若者やその家族等からの相談に応じ、行政機関や若者支援団体と連携してサポート方法を考え、必要に応じて支援先へつなぎ、つないだ後も一定期間見守りサポートを実施する若者総合相談センターを令和4年8月に開設しました。

○ 子どもの貧困対策

- ・食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体に対する助成や立ち上げ・運営の支援を行いました。
- ・子どもの貧困の改善のため、区役所、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーを中心に、相談機関・地域・学校など関係部局が連携し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組みました。
- ・生活保護世帯又は児童扶養手当受給世帯の小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者を対象に、電子クーポンを交付し、習い事費用の助成を行いました。

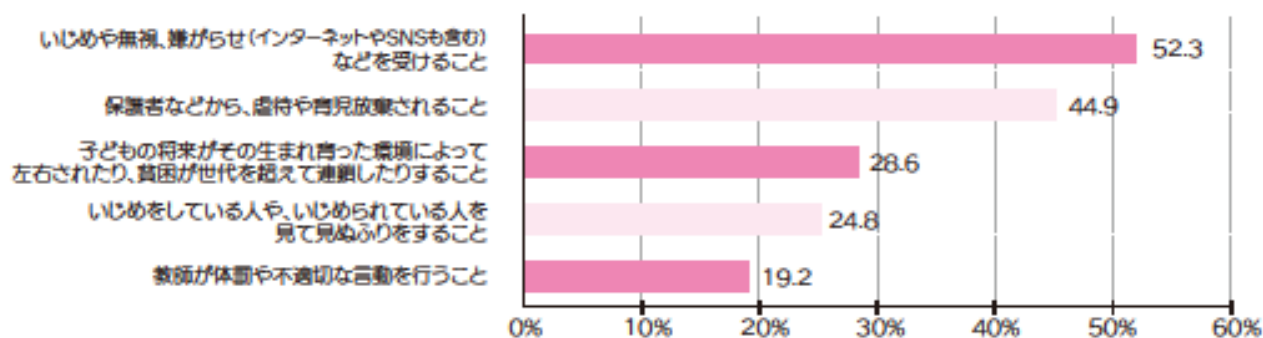
○ 社会的養護体制の充実

- ・社会的養護を必要とする子どもを、家庭的な環境で養育できるよう、里親のリクルートによる受け皿の確保や養育の質を確保するための里親の支援・研修などを、子どもに関わるNPOと共働して継続的に取り組みました。
- ・児童心理治療施設の開設、里親や児童養護施設との連携など、虐待を受けた子どもの心理的ケアや親子関係再構築に向けた支援の充実を図りました。また、こども総合相談センターの社会的養護自立支援員による施設等退所者の自立支援に取り組みました。

○ 子どもの権利擁護の推進

- ・アンケートにより不登校やいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒が主体的に取り組む「いじめゼロプロジェクト」を推進し、いじめ防止対策に取り組みました。
- ・すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、地域、学校・保育園、イベント等のさまざまな機会を捉えて、子どもの権利に関する周知や虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施しました。

●子どもに関する事柄で、人権上、問題があると思われること（上位 5 項目）



資料：「令和 4 年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

4 高齢者に関する人権問題

現状と課題

少子高齢化の進展により、すでに人口減少社会に突入しており、全国的には高齢化率は令和4（2022）年10月現在、29.0%に達しています。人口が増加傾向で推移している福岡市においても、平成29（2017）年に高齢化率が21%を超え、超高齢社会を迎えました。高齢化率は今後も上昇し、令和7（2025）年には24.8%、令和22（2040）年には31.0%と、約3人に1人が高齢者となることが予測されています。

また、高齢者の単独世帯は、平成27（2015）年の8万世帯から、令和7（2025）年には1.5倍の11万9千世帯、令和22（2040）年には2.2倍の17万6千世帯に増加する見込みです。

国においては、「高齢社会対策基本法（平成7（1995）年）」や「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成18（2006）年）」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28（2016）年）」が施行されました。

高齢者の人権をめぐっては、身体的・経済的・心理的な虐待、介護放棄、高齢者の孤独死や自殺の増加、詐欺事件・振り込め詐欺などの財産侵害など、深刻な人権問題が発生しています。また、高齢者は、豊かな経験や知識を持っていますが、年齢を理由に就業や社会的活動への参加が制限されるなど、それを生かす場所や機会が得られないことがあります。

市民意識調査では、「高齢者に関する事柄で、人権上、問題があると思われること」について、「インターネットやスマートフォンを十分に活用できないことなどにより、生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者に十分に伝わりにくいこと」が40.1%と最も高く、「地域社会から孤立すること」が23.6%、「詐欺や悪徳商法などの財産侵害の被害を受けやすいこと」が21.7%と続いています。

現在、福岡市においては、「福岡市保健福祉総合計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）」において、高齢者が年齢に関わらず、意欲や能力に応じ、生きがいをもっていきいきと活躍することができ、医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指して、様々な施策を進めています。

高齢者が住み慣れた地域や家庭で人としての尊厳を保ちながら、安全で安心に暮らしていくためには、医療・保健・福祉サービスの充実はもちろん、一人ひとりの人生観や信条が大切にされ、社会の重要な一員としていきいきと暮らすことのできる社会を実現していくことが必要です。

【地域社会からの孤立】

- ・高齢になっても住み慣れた地域でつながり関わり合いが保てるよう、住民同士の見守りなど地域全体で支え合う仕組みづくりが必要です。
- ・必要な人が必要ときに最適なサービスを受けることができるよう、身近な生活圏域で、福祉や医療サービス等の利用に関する情報提供や相談体制の充実が求められています。

【権利擁護、虐待防止】

- ・すべての高齢者が、個人としての尊厳を保ちながら、日常生活や社会生活を営むことができるよう、住み慣れた地域での自立や社会参加の支援を促進するため、その人なりの意思決定を支援するとともに、成年後見制度¹の利用促進、虐待への対応など権利擁護への取組みが求められています。

【高齢者の社会参加】

- ・少子高齢化が急速に進展する中、地域コミュニティや事業所など様々な場所で人材不足が課題とな

¹ 成年後見制度：認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人などが財産管理等を行い、本人を保護・支援するもの。

っており、高齢者の活躍に大きな期待が寄せられています。

- ・誰もがいつまでも生きがいを持って活躍できるように、ボランティア活動や生涯学習、就業、余暇活動などの社会参加活動を支援することが必要と考えられます。

【認知症についての正しい知識と理解】

- ・認知症は誰にでも起こり得る脳の病気によるもので、厚生労働省によると、令和7（2025）年には、65歳以上の高齢者に対する割合は、約5人に1人になるとされています。
- ・認知症の人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などが求められています。

取組みの方向性

「福岡市保健福祉総合計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）」に基づき、「地域包括ケアの推進」「安心して暮らせる基盤づくり」「いつまでもいきいきと活躍できる環境づくり」「要支援者・要介護高齢者等への支援体制の充実」「認知症フレンドリーなまちづくりの推進」の5つの基本目標を定め、高齢者に関する施策を総合的・計画的に推進しています。

○ 権利擁護、虐待防止

- ・認知症高齢者など判断能力の低下した人の権利を守るため、成年後見制度の利用促進を図るとともに、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）で、高齢者や家族をはじめ、それを支援する民生委員・児童委員²などからの相談に応じます。
- ・介護保険サービス事業者など、地域で高齢者に関わる人の研修を行い、高齢者の人権、権利擁護について理解を深める取組みを行います。

○ 高齢者の社会参加

- ・地域活動やボランティア活動、趣味や健康づくりの活動、就業など、社会参加にかかわる様々な活動を促進・支援します。
- ・高齢者の「働きたい」との意欲が就業につながるよう、高齢者の多様なニーズを踏まえ、求職活動の開始から就業に至るまで、段階に応じた支援を行います。

○ 認知症に関する理解促進

- ・誰もが認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を支える手だてを知ることができるよう、学校教育の場を含め、理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。
- ・地域や企業、小・中学校などにおいて、認知症サポーター³の養成を進めるとともに、認知症の人にやさしい地域づくりに取り組みます。
- ・多くの市民が認知症のことを理解し、正しい接し方ができるよう、ユマニチュード⁴の普及啓発に取り組みます。

² 民生委員・児童委員：「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、「児童委員」を兼ねる。「児童委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。

³ 認知症サポーター：認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者であり、全国で養成されている。

⁴ ユマニチュード®：「見る」「話す」「触れる」「立つ」という4つの柱を基本とした、知覚・感情・言語による包括的コミュニケーションにもとづいたケアの技法。

【現在の具体的な事業内容】

「福岡市保健福祉総合計画」に基づく取組み

○ 地域包括ケアの推進

- ・地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）や各種相談機能の充実

地域や医療・介護・法律等の関係機関などとの顔の見える関係づくりを基本とした他職機関などとの連携や、相談対応・支援力の向上に取り組んでいます。

○ 安心して暮らせる基盤づくり

- ・支え合う環境づくりと福祉・介護人材の確保

地域の特性に応じた住民同士の支え合い・助け合いの仕組みづくりへの支援に取り組むとともに、介護サービスの担い手を確保するため、労働環境・処遇の改善や新規人材の参入促進などに総合的に取り組んでいます。

○ いつまでもいきいきと活躍できる環境づくり

- ・社会参加の促進、就業の支援

高齢者の地域活動やボランティア活動、趣味や健康づくりの活動、就業など、社会参加にかかわる様々な活動を促進・支援します。特に、高齢者の意欲が高い就業については、高齢者の多様なニーズを踏まえた就業支援や年齢を重ねても働き続けられる環境づくりに取り組んでいます。

○ 要支援・要介護高齢者等への支援体制の充実

- ・介護サービス基盤の整備

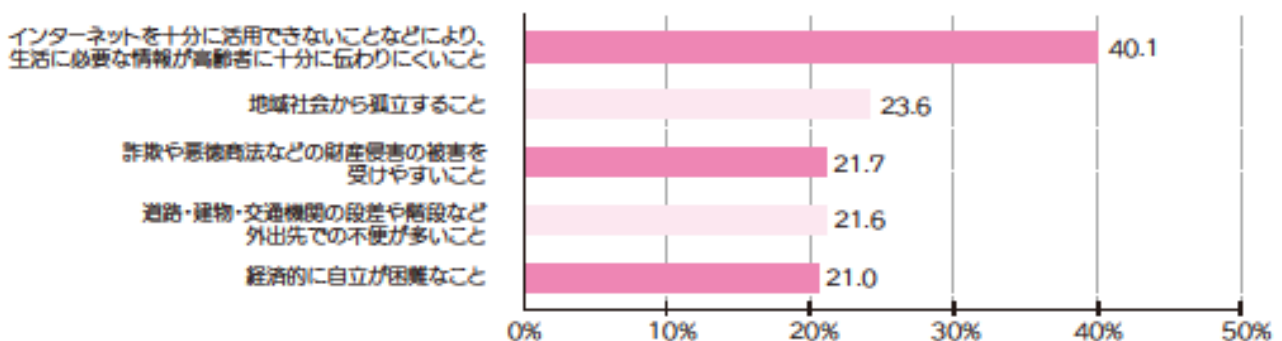
住み慣れた地域での生活を支える小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを拡充するとともに、入所ニーズに対応するため、特別養護老人ホームなどの施設サービスも必要数の整備を進めています。

○ 認知症フレンドリーなまちづくりの推進

- ・認知症に関する理解促進

地域や企業、小・中学校などにおいて、認知症の人とその家族を支え温かく見守る認知症サポーターの養成や認知症コミュニケーション・ケア技法「ユマニチュード」の普及に取り組むとともに、誰でも訪れることができる「認知症フレンドリーセンター」を開設しています。

●高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われること（上位5項目）



資料：「令和4年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

5 障がい者に関する人権問題

現状と課題

福岡市の障がい児・者の手帳所持者数は、令和4（2022）年6月末現在で8.6万人を超え、人口に対する出現率は5.5%であり、市民の約20人に1人が身体、知的または精神障がいがあるという状況です。人口に対する障がいのある人の割合は増加傾向にあり、特に精神障がい者の割合は、高い伸び率を示しています。

国においては、平成18（2006）年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成23（2011）年の「障害者基本法」の改正、平成24（2012）年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、平成25（2013）年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定などの様々な法整備を行い、平成26（2014）年に同条約を批准しました。

福岡市においては、現在、「福岡市保健福祉総合計画（令和3（2021）年～令和8（2026）年）」、「福岡市障がい福祉計画（令和3（2021）年～令和5（2023）年）」に基づき、各種障がい者施策を推進しています。平成31（2019）年1月には、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会を目指して、「福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下、福岡市障がい者差別解消条例という。）」を施行し、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを進めています。

障がい者の人権については、当事者や家族が差別的な発言や不当な扱いを受けたり、嫌な思いをするなど、自立や社会参加が妨げられている問題などが見られます。また、障がい者に対する虐待も問題となっています。

令和元（2019）年度に実施した「福岡市障がい児・者等実態調査」において、「差別を受けたり、嫌な思いをした経験がある」と回答した人は、身体障がい者では約1割（13.6%）ですが、知的障がい者では4割弱（37.8%）、身体・知的障がい児（44.4%）や発達障がい児・者（46.1%）では半数近くを占めています。また、差別を受けた内容では、「バス、電車、タクシーの乗員の対応で不愉快な思いをした」や「学校、職場、施設などで不当な扱いを受けた」「入所・通所している施設、保育所（園）、幼稚園や学校の職員及び児童生徒の対応で不愉快な思いをした」などの回答が上位にあがっています。

市民意識調査では、「障がい者に関する事柄で、人権上、問題があると思われること」について、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が35.0%で最も高く、「障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと」が30.4%、「道路・建物・交通機関の段差や階段など外出先での不便が多いこと」が30.4%と続いています。

【地域との結びつき】

- ・障がいのある人が地域の一員として暮らしやすくなるように、地域住民への理解促進の働きかけを行う必要があります。
- ・障がいが重度化したり、障がいのある人が高齢化したり、親が亡くなった後も、地域で安心して生活が継続できるよう取組みを進めることが必要です。
- ・校区外の特別支援学校に通っている子どもは、その保護者も含め、地域との関わりが希薄になりがちです。

【障がい理解・差別解消】

- ・障がいを理由とする差別が起こる原因として、障がいに関する理解不足による誤解や偏見などが

考えられます。また、不当な差別的取扱いの禁止¹や合理的配慮の提供²など、「福岡市障がい者差別解消条例」に関する広報・啓発について、市民や事業者へのより効果的な周知方法を検討する必要があります。

- ・学校においては、児童生徒が差別性のある言葉を使うなど、障がい者の人権に関わる事象が発生しており、児童生徒の理解や認識を高める取り組みが必要です。

【権利擁護・虐待防止】

- ・障がい者に対する虐待や、判断能力が十分ではない障がい者の財産管理をめぐるトラブルなどの人権侵害が発生しています。
- ・障がいのある人は、家庭内、学校、職場など、日常生活の様々な場面で権利を損なわれやすい状況にあります。障がいの特性によっては、被害に遭ってもその状況を周囲に伝えられなかったりすることもあります。
- ・知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、日常生活の基本であるお金・財産の管理、医療・介護・福祉などの社会サービスを本人の意思に基づき適切に利用（契約）できる環境を整えていくことが強く求められています。

【バリアフリーのまちづくり】

- ・道路、公園などの施設のバリアフリー化とともに、心のバリアを取り除き、多様な人々の存在をお互いに理解し支え合う「心のバリアフリー」についても、今後も継続的に普及・啓発することが求められます。
- ・障がい者への情報提供の際には、障がいの特性にあった方法で行う必要があります。特に、災害時の情報伝達については丁寧な対応が必要です。

【就労の促進】

- ・障がいのある人が社会の一員として、日々生きがいを持って暮らすためには、就労は重要です。
- ・障がい者の雇用については、令和6（2024）年4月に法定雇用率が民間企業で2.5%（国・地方公共団体では2.8%）に引き上げられ、対象企業は従業員40.0人以上の事業所に拡大されています。

※参考（障がい者雇用制度に係る国の動向）

令和8年度 法定雇用率の引き上げ（令和8年7月施行予定）

民間企業 2.5% → 2.7%（国・地方公共団体 2.8%→3.0%）

対象事業主の範囲 40.0人以上→37.5人以上

取組みの方向性

○ 障がい理解・差別解消の推進

- ・障がいのある人が地域で暮らし、地域の一員として生活できる社会を実現するためには、周囲の人々や一緒に働く人たちの障がいや障がい者に対する正しい理解を促進することが重要であり、教育や啓発活動を推進します。
- ・「障害者差別解消法」や「福岡市障がい者差別解消条例」では、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めています。障がいを理由とする差別の解消に向け、条例の周知など広報・啓発を継続して行います。

¹ 不当な差別的取扱いの禁止：国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として障がいのない人と異なる不利益な取り扱いをすることを禁止すること。

² 合理的配慮の提供：国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

- ・学校においては、平成28（2016）年1月に策定した市立学校等における「合理的配慮推進ガイドライン」及び「福岡市障がい者差別解消条例」等に基づき、「インクルーシブ教育システム」の充実を目指します。
- ・また、特別支援学校で学ぶ児童生徒と居住地の小中学校で学ぶ児童生徒、保護者、地域の人々との交流や、小中学校の特別支援学級と通常の学級で学ぶ児童生徒の交流などを行います。
- ・学校における人権に関わる事象については、事象の問題点や背景を明らかにし、教育上の課題として捉え、問題解決に向けて取り組みます。

○ 権利擁護・虐待防止

- ・障がいのある人が、社会の一員として尊重され、自らの考えに基づいた決定をし、その考えを表明したり、行動したりするための支援を行います。また、障がいの特性から、十分な判断を行うことや意思の表明をすることが困難な場合に、その人の権利が損なわれるようなことがないよう、権利擁護を推進します。成年後見制度や常設相談窓口について、周知・広報を行います。
- ・障がい者虐待の防止及び早期発見のための啓発活動に取り組むとともに、虐待の通報・届出受理後は虐待再発防止のために速やかに養護者、施設従事者、使用者及び被虐待者に対し支援を行います。

○ バリアフリーのまちづくり

- ・ハード・ソフト一体の取組みによるバリアフリー化を推進し、障がいのある人もない人も住みやすいまちづくりを目指します。
- ・障がいの特性に配慮した手段による情報提供に取り組みます。また、必要な情報が必要な人に届くよう、より効果的な情報提供の手法を検討します。

○ 障がい者の就労支援

- ・障がい者就労支援センターを中心に、関係機関と連携しながら就労支援施策を推進し、企業に向けて研修会や広報物などを通して啓発を行います。
- ・特別支援学校では、就職指導員による職場開拓などの推進や職業技能者の派遣を行うとともに、「夢ふくおかネットワーク」の事業を展開し、生徒の就労支援を図ります。

【現在の具体的な事業内容】

○ 障がい理解の取組み

- ・障がい者週間や世界自閉症啓発デーにあわせた啓発事業や、障がい者施設で作られた商品「ときめきグッズ」の紹介を行うなど、障がいへの理解促進をするため啓発事業を行っています。
- ・特別支援学校に通う児童生徒が、住んでいる校区の小中学校の授業や行事に参加するなど、ふくせき制度に基づき地域とのつながりを持つとともに、居住地の児童生徒が、障がいのある児童生徒との交流を通じて障がいに対する理解を深めています。

○ 差別解消の取組み

- ・福岡市障がい者差別解消条例に関する周知チラシの配布、広報誌・啓発物、作成した啓発動画により、周知を行っています。
- ・平成28（2016）年に福岡市職員対応要領を作成しました。また、障がい者差別解消に関して、職員研修を実施しています。

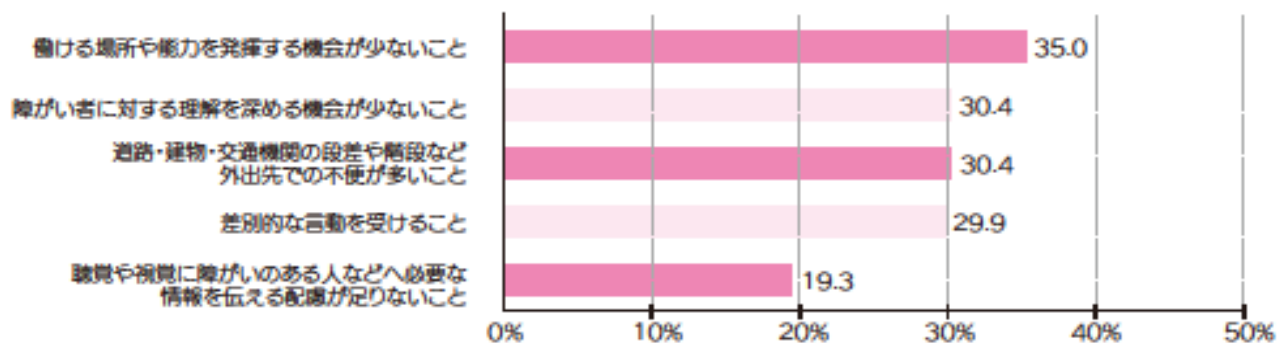
○ 権利擁護・虐待防止

- ・福岡市障がい者110番や市内14か所に設置している「区障がい者基幹相談支援センター」におい

て、権利擁護に関する相談に対応しています。

- ・市障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター）において、区保健福祉センターと連携して虐待を受けた障がい者及び養護者に対する支援を実施しています。

●障がい者に関する事柄で、人権上、問題があると思われること（上位 5 項目）



資料：「令和 4 年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

6 外国人に関する人権問題

現状と課題

福岡市は、アジアに開かれたまちづくりを進める中、年々、外国人が増加しており、その出身国・地域も多様化しています。在住外国人の数は、3月末現在の数値で、令和5（2023）年は40,386人と、過去最多となっています。また、国籍・地域別では、中国が一番多く、続いてネパール、韓国又は朝鮮、ベトナムの順となっています。在留資格別では、留学の割合が最も高くなっています。

国においては、平成30（2018）年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定（令和5（2023）年6月改訂）し、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を整備していくとされています。また、平成31（2019）年4月には、深刻な人手不足の状況に対応するため、新たな在留資格「特定技能」が創設されたほか、令和5（2023）年6月には、「特定技能2号」の対象分野の追加、「技能実習」の制度見直しに関する方針が閣議決定されるなど、国内の在留外国人のさらなる増加が予想されています。

福岡市においては、多言語での情報発信や外国人住民との交流促進、防災や医療の面での情報発信など在住外国人に関する施策を進めており、令和3（2021）年に実施した「福岡市外国籍市民アンケート」では、福岡市に「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と答えた人が95.3%となっています。

一方で、外国人の人権については、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的関心を集めており、平成28（2016）年6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」が施行されました。

また、地域において外国人が増加する中で、異なる民族や国、地域、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由によって、騒音やごみの捨て方、駐車・駐輪マナー等に関するトラブルにつながりかねません。

市民意識調査では、「外国人に関する事柄で、人権上、問題があると思われること」について、「日本語が不自由な外国人が、保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報を十分に手に入れることができないこと」が30.6%、「外国人が就職・職場で不利な扱いや搾取を受けること」が25.9%、「外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、外国人が地域社会に十分に受け入れられないこと」が22.3%となっています。また、「わからない」が17.5%となっています。

引き続き、人種・民族・国籍を問わず、すべての人の人権を尊重する国際理解・国際協調の精神を養い、多様な文化や生活習慣をお互いに尊重しあう「共生の心」をつくりあげていくことが必要です。

【ヘイトスピーチ】

- ・特定の民族や国籍の人を排斥する趣旨の差別発言などを、街頭で公然と叫んだり、インターネットを通じてデモや演説の動画を拡散させるなど、ヘイトスピーチが社会問題になっています。
- ・こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。
- ・市内において、外国人に関して落書きや貼り紙が発生しており、引き続き、市民啓発に努める必要があります。

【外国人住民との交流促進】

- ・今後も「生活者としての外国人」の増加が予想される中、地域における国際交流を促進していく必要があります。

【多言語による生活情報等の提供】

- ・外国人が急増している中、日本人と外国人が安心して安全に暮らすため、多言語・やさしい日本語での生活ルール・マナーの周知に、積極的に取り組んでいく必要があります。
- ・また、福岡市は留学生が多く、毎年、日本に不慣れな外国人学生が転入してくるため、継続的な支援が必要です。

【在住外国人への日本語教育の推進】

- ・留学や国際結婚、就労等様々な状況を背景とした「生活者としての外国人」に対する日本語教育推進が必要です。

取組みの方向性

○ ヘイトスピーチ解消への取組み

- ・啓発ポスターやチラシの配布、スポット映像の放映など、引き続き、市民啓発を行います。
- ・福岡市内のヘイトスピーチの状況について、適宜把握に努めます。

○ 外国人住民との相互理解の促進

- ・啓発活動や校区単位での外国人住民との交流支援などにより、相互理解を深める取組みを推進します。実施にあたって、区役所、公民館と連携しながら、福岡よかトピア国際交流財団による国際交流のサポートを行います。

○ 在住外国人への支援

- ・多言語での情報の充実を図るとともに、「やさしい日本語」を活用し、行政情報・生活情報をできるだけ分かりやすく提供します。
- ・転入手続き時に実施しているウェルカムキットの配布や生活ガイダンスを継続するとともに、「福岡市外国人総合相談支援センター」などにおいて、外国人の相談に対応します。
- ・防災、医療等の分野においても、多言語での情報発信を行うとともに、国や関係機関などと連携して、外国人への支援の充実を図ります。

○ 日本語教育の推進

- ・日本語サポートセンター、拠点校等の体制をさらに整備し、日本語指導担当教員の配置がない学校に在籍する児童生徒を含めた、外国人児童生徒等の教育支援の充実を図ります。
- ・国際交流財団や市民ボランティアの日本語教室と連携、協力して、日本語教育の推進に取り組みます。

【現在の具体的な事業内容】

○ 外国人の人権問題に関する啓発

- ・講演会や広報紙、人権啓発ラジオ番組等を活用し、外国人の人権問題について周知啓発を行いました。また、ヘイトスピーチの解消に向け、周知ポスターやチラシの配布、スポット映像の放映等により周知を行いました。

○ 多言語・やさしい日本語による生活情報等の提供

- ・福岡市ホームページの多言語化に取り組み、英、中、韓、ベトナム、ネパール及びやさしい日本語での情報発信を行っています。

○ 生活ルール・マナーの紹介

- ・区役所に転入手続きに訪れた外国人に対して、生活ルール・マナーについて、多言語で作成した動画を活用して生活ガイダンスを実施しました。また、福岡での生活に必要な情報をまとめた「Life in Fukuoka」や、ごみ出しや分別などについてまとめた「家庭ごみルールブック」などをセットにし、ウェルカムキットとして配付しました。
- ・日本語学校などへ、生活ルール・マナーに関する出前講座を行いました。

○ 在住外国人に対するサポート

- ・平成31（2019）年4月に、福岡市国際会館内に21の外国語に対応する「福岡市外国人総合相談支援センター」を設置し、外国人の相談に対応しています。また、災害時の英語、やさしい日本語での情報発信や「福岡市医療通訳コールセンター」の設置など、災害や医療の分野においても、外国人への支援を行っています。

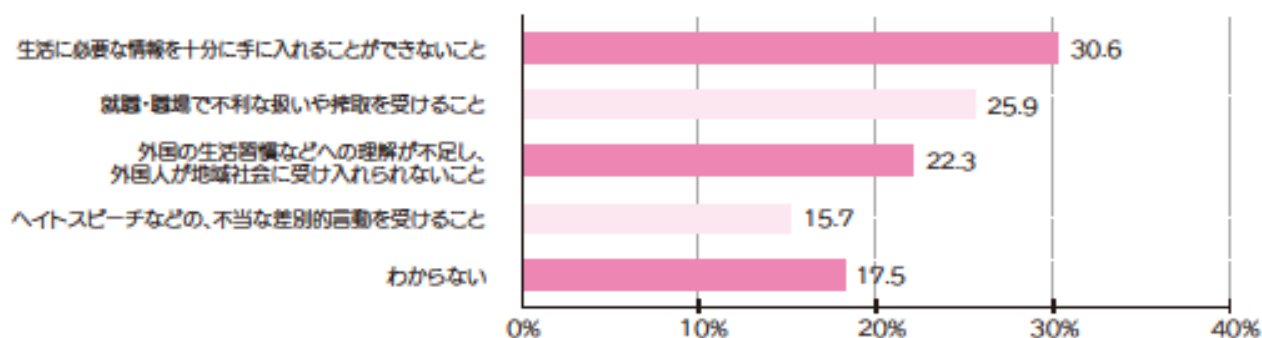
○ 外国人住民との相互理解の促進

- ・外国人住民との交流を促進するため、交流事例集を作成し、横展開を図るほか、企画サポートや、通訳・翻訳などの支援メニューを用意するなどの交流支援を行っています。
- ・やさしい日本語の出前講座を実施しました。

○ 在住外国人への日本語教育の推進

- ・ボランティアによる日本語教室の実施のほか、国際交流財団による日本語ボランティア養成講座など、日本語教育の推進に取り組みました。また、市内の日本語教室を周知するマップを作成しています。
- ・外国人児童生徒の日本語教育のため、日本語サポートセンター、日本語指導拠点校、日本語指導担当教員配置校の設置など、指導体制を整備しています。

●外国人に関する事柄で、人権上、問題があると思われること（上位5項目）



資料：「令和4年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

7 HIV感染者等に関する人権問題

現状と課題

HIVやハンセン病などの感染症に関する正しい知識や理解は十分とはいえない状況にあり、思い込みによる過度の危険意識などにより、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれることで、患者やその家族などに対する様々な人権問題が生じています。令和2（2020）年に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症についても、未知の新興感染症であったがゆえの不安等から、感染者や医療従事者、生活に欠かせない仕事に従事するエッセンシャルワーカー（社会機能維持者）、及びその家族などへの偏見、誹謗中傷が生じ、問題となりました。

このような人々の人権が守られ、安心して生活していける社会を実現するためには、これらの疾病に対する正しい知識を普及させ、偏見や差別をなくしていく必要があります。

【HIV感染者等】

エイズはHIV（ヒト免疫不全ウイルス）による感染症です。いまだ完治させる方法は見つかっていませんが、適切な治療を受ければ、エイズの発症を抑えることができます。

福岡市での新たなHIV感染者等の数は、平成28（2016）年に過去最多の63人の報告があり、その後も報告が続いています。感染者の年代としては、20歳未満から50歳以上の方まで幅広い年代の方の感染が報告されています。

福岡市では、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別をなくし、理解を深めるため、保健福祉センターの職員による健康教育や、HIV検査普及週間や12月1日の世界エイズデーに合わせたキャンペーンの実施など、正しい知識と早期発見・早期治療の必要性についての普及啓発を行っています。

市民意識調査では、「エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上、問題があると思われること」について、「エイズやHIVについて正しく理解されておらず、誤った認識や偏見があること」が38.4%、「悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること」が26.2%、「家族や親戚・友人等からつきあいを拒絶されること」が19.5%となっています。また、「わからない」が27.1%と高くなっています。

【ハンセン病患者等】

ハンセン病はらい菌という細菌により末梢神経や皮膚がおかされる感染症ですが、らい菌の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気です。仮に感染したとしても発病することは極めてまれであり、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。

しかし、かつて我が国で採られた強制隔離政策により、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からいわれのない偏見や差別の対象となりました。

このような偏見や差別の解消を推進するため、平成20（2008）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されました。また、ハンセン病の患者であった者等の家族について、名誉の回復及び福祉の増進を図るため、令和元年（2019）11月に同法律が改正されるとともに、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定されました。

福岡市では、講演会及び啓発パネル展の開催や人権啓発ラジオ番組などを通じて、市民への正しい知識の普及と差別や偏見の解消に努めています。学校においては、人権読本「ぬくもり」第3版に、ハンセン病についての理解を促す内容を盛り込み、学校の授業等で活用し、児童生徒への人権学習を行っています。

市民意識調査では、「ハンセン病患者・元患者やその家族等に関する事柄で、人権上、問題があると思われること」について、「ハンセン病について正しく理解されておらず、誤った認識や偏見があること」が36.1%、「悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること」が21.1%、「家族や親戚・友人等からつきあいを拒絶されること」が19.0%となっています。また、「わからない」が32.2%と高くなっています。

取組みの方向性

○ 正しい知識の普及、人権問題としての理解を深めるための啓発の推進

- ・感染症に関して差別や偏見をなくすため、病気に関する正しい知識の普及・啓発を行います。
- ・市民意識調査では「わからない」と回答した人が多く、市民の問題への関心の低下が懸念されます。HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病患者や元患者および家族などの人たちの実情等を理解することができるよう、引き続き、人権教育・啓発を行います。
- ・学校教育においては、児童・生徒が感染症を巡って誤った認識を持つことがないように、引き続き、人権読本「ぬくもり」を活用しながら、人権学習を進めます。

○ 検査・相談体制の充実、周知促進

- ・HIVについては、現在、治療技術は大きく進歩しており、病気の早期発見により患者が将来に向けてよりよく生きることにつながります。検査や相談体制について、周知の推進・継続に努めます。

【現在の具体的な事業内容】

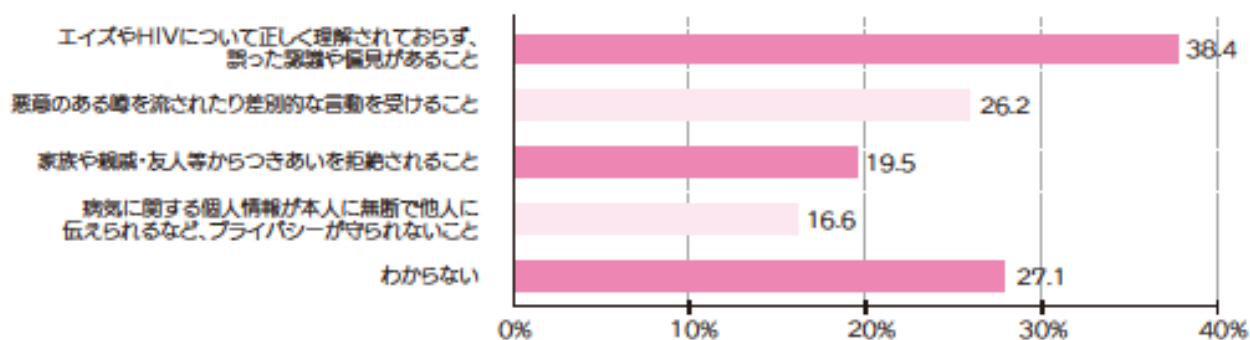
○ 啓発事業の実施

- ・HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別をなくし、理解を深めるよう、保健福祉センターの職員による健康教育を行うなど、啓発活動に努めるとともに、HIV検査普及週間や12月1日の世界エイズデーに合わせてキャンペーンを実施し、正しい知識と早期発見・早期治療の必要性についての普及啓発を行っています。
- ・HIV感染やハンセン病に関する人権問題について、講演会や啓発パネル展の開催、マスメディア等を活用した取組みにより、広く市民に向けた啓発を行いました。
- ・学校における取組みとしては、HIV感染者・エイズ患者やハンセン病患者・元患者等への差別や偏見をなくすため、HIVやハンセン病についての理解を促す内容を盛り込んだ、人権読本「ぬくもり」を活用しています。

○ 検査体制・相談体制の充実

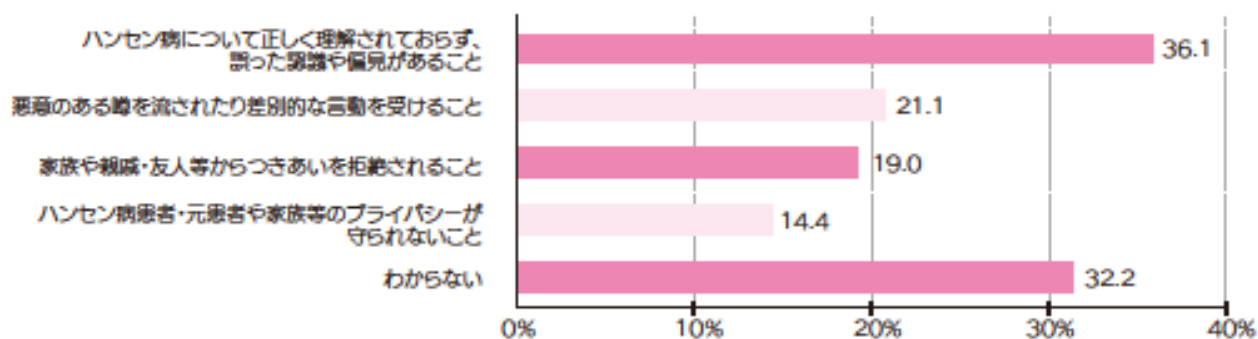
- ・HIV感染者・エイズ患者の早期発見・早期治療のため、検査事業・相談事業を実施するとともに、職員のエイズ対策研修会等の受講を推進し、さらなる充実を図りました。

●エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上、問題があると思われること（上位5項目）



資料：「令和4年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

●ハンセン病患者等に関する事柄で、人権上、問題があると思われること（上位5項目）



資料：「令和4年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

8 様々な人権問題

(1) ホームレス

現状と課題

国が毎年1月に行っているホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）で、令和5（2023）年の調査では、福岡市内のホームレスの数は144人で、調査開始後最も多かった平成21（2009）年の969人から6分の1以下に減少しています。

令和3（2021）年に実施した全国調査（生活実態調査）では、「路上生活をするようになって5年以上」が57.1%と前回（平成28（2016）年）調査から1.5ポイント増加しており、路上生活の長期化が進んでいます。

福岡市では、「福岡市ホームレス自立支援実施計画」に基づき、巡回相談や再ホームレス化を防ぐためのアフターケアを実施するとともに、ホームレスの人が入所できる自立支援施設を設置して、就労支援や福祉施策による支援を実施しています。このような取組みにより、路上生活を送るホームレスの数はピーク時と比べ大幅に減少していますが、高齢化が進むとともに、路上生活期間は長期と短期で二極化しており、長期化したホームレスは自立の意欲が低い傾向にあります。

また、定まった住居を喪失し、ネットカフェや知人宅等で生活する不安定居住者からの相談が増加しており、早期に把握し支援に繋ぐことで、路上生活化を予防するとともに、ホームレスから脱却後に居宅生活を安定して継続するための支援が必要とされています。また、公共空間を占拠することによる、地域住民との軋轢や、「好きで野宿している」「働く気がない」といった偏見・差別も課題です。

市民意識調査では、「ホームレスに関する事柄で、人権上、問題があると思われること」について、「経済的に自立が困難なこと」（50.0%）、「通行人等から暴力をふるわれること」（30.9%）、「住宅を容易に借りることができないこと」（22.5%）が上位にきています。また、「わからない」が15.9%となっており、ホームレスの人権問題について、市民の理解を深めるための啓発活動が求められます。

取組みの方向性

「福岡市ホームレス自立支援実施計画（第5次）（令和6（2024）年～令和10（2028）年）」に基づき、自立支援施策や啓発活動等を推進していきます。

○自立支援施策の推進と不安定居住者への支援

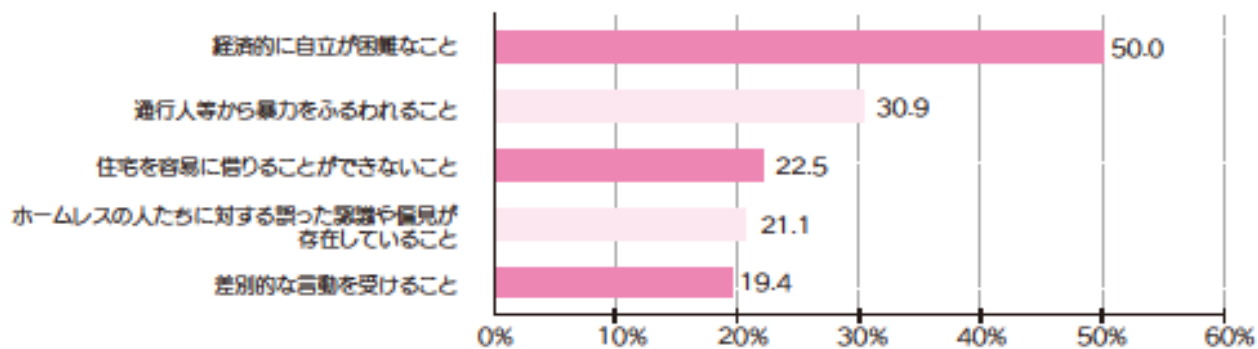
- 路上生活を送るホームレスについては、施設運営や巡回相談・アフターケア事業を中心とした施策を継続し、粘り強く着実に支援を行っていきます。また、不安定居住者については早期把握や生活自立支援センターの広報に努めるとともに、特に若い世代が困窮者情報をキャッチしやすく、相談しやすい環境づくりに取り組み、ホームレス状態に陥ることを防ぎます。
- 自立後は、地域で安定した生活を送り、再度ホームレス状態に戻らないために、アフターケア事業による訪問面談等を通じて、地域における自立した生活の継続を支援していきます。

○人権擁護・啓発活動の推進

- ホームレスに対する偏見や差別、通行人等からの暴力、嫌がらせ等人権に関する相談については、必要に応じて警察、人権啓発センター、人権擁護委員、法務局等の関係機関に繋ぐなど、適切な対応を図ります。
- ホームレスを人権問題ととらえ、ホームレスへの偏見や差別解消を図るとともに、人権意識の高揚

を図るため、学校等の教育機関との連携や市民・民生委員等を対象とした出前講座・研修等を通じて、ホームレスの状況、実施計画や自立支援施策の取り組みについての情報提供など、啓発活動の充実を図ります。

●ホームレスに関する事柄で、人権上、問題があると思われること（上位5項目）



資料：「令和4年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

(2) インターネットによる人権侵害

現状と課題

インターネットの普及に伴い、多くの情報を容易に得ることができる一方、その匿名性、情報発信の容易さから、個人や団体の誹謗中傷、同和問題や外国人などについての差別を助長する書き込み、他人のプライバシーに関わる情報の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生しています。

インターネットによる人権侵害は、尊厳や社会的評価を傷つけられるなど回復困難なほど重大な損害を被る危険があることや、一旦発信された情報は短時間で広範囲に広がる、サイト管理者が分からず削除が難しい場合があるなど、非常に深刻な問題です。また、インターネットに自由に接続できる端末の普及、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の発達等により、ネット上における児童・生徒のいじめなども深刻になっています。

インターネット上の人権侵害への対策として、平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下、「プロバイダ責任制限法」という。）を施行し、人権を侵害する悪質な書き込みに対しては、掲載内容の削除や発信者の身元情報の開示が可能となりました。

また、平成20（2008）年には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が、平成26（2014）年には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が制定されるなど、インターネット上の人権侵害に対する法整備を進めてきました。

令和2（2020）年には、国において、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」が取りまとめられ、令和3（2021）年に「プロバイダ責任制限法」が改正されて新たな裁判制度が創設される、令和4（2022）年に刑法が改正され侮辱罪の法定刑が引き上げられるなど、インターネットによる人権侵害への対応が進められています。

市民意識調査では、「関心のある人権問題」について「インターネットによる人権侵害問題」と答えた人は52.9%で、すべての項目の中で一番高く、市民にとって身近な問題として、関心が集まっています。また、「インターネットに関する事柄で、人権上、問題があると思われること」については、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」（56.3%）、「本人の承諾なく氏名や住所といった個人情報、写真などを掲載すること」（26.8%）、「情報の発信者が匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくいこと」（25.2%）などが上位となっています。

福岡市においては、マスメディアを活用した啓発や、講演会、啓発資料の提供等を通じて、インターネットの活用やインターネット上の人権問題に関する啓発を行っています。学校等においても、児童・生徒や保護者を対象にインターネットやスマートフォン等を介した被害の防止のため、講演会開催や啓発チラシの配布、学校ネットパトロールなどの取組みを進めています。

取組みの方向性

○ 市民啓発等

- ・インターネットの適切な利用や人権侵害についての市民の理解を深めるため、引き続き、広報誌や啓発物、メディアなどを活用して、インターネットの適正な利用についての啓発を行います。
- ・インターネットの人権侵害について、法務局等の相談窓口を周知するとともに、関係団体等と連携し相談・支援に取り組めます。

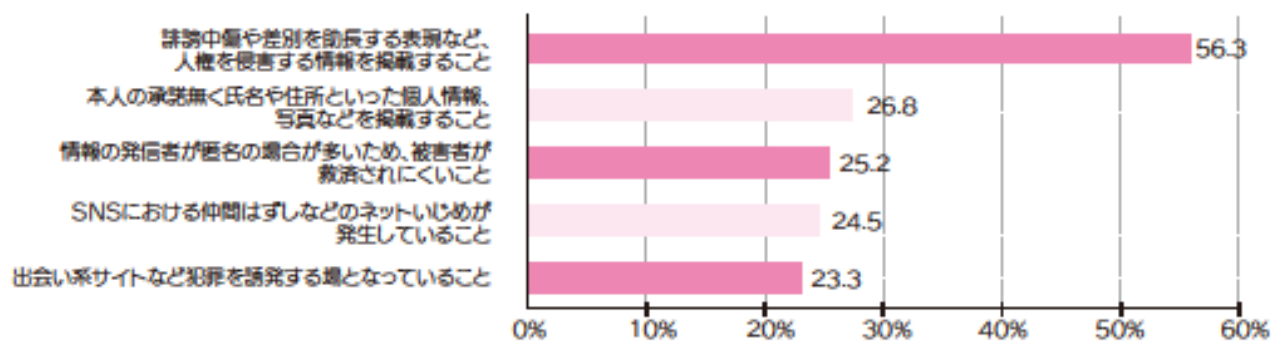
○ 学校と家庭における取組み

- ・学校では、教育課程に位置付けた情報モラル教育を実施するなどの情報教育及び生徒指導を徹底

します。

- ・保護者へ家庭でのルールづくりやモラル・マナーの向上、フィルタリングの徹底について周知するとともに、ネット上の問題ある書き込みや画像の検索・監視によりネットトラブルの回避を図ります。

●インターネットに関する事柄で、人権上、問題があると思われること（上位 5 項目）



資料：「令和 4 年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

（３）犯罪被害者等

現状と課題

犯罪被害者及びその家族等は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的・経済的にも大きな影響を受けます。また、周囲の人々の誤解や無理解などから、いわれのないうわさや中傷により傷つけられる、報道機関の行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害など、二次的な被害の問題が指摘されています。

国においては、犯罪被害者の権利利益の保護を図るため、平成 16（2004）年に「犯罪被害者等基本法」（平成 27 年（2015）改正）を制定するとともに、「犯罪被害者等基本計画」を策定しました。

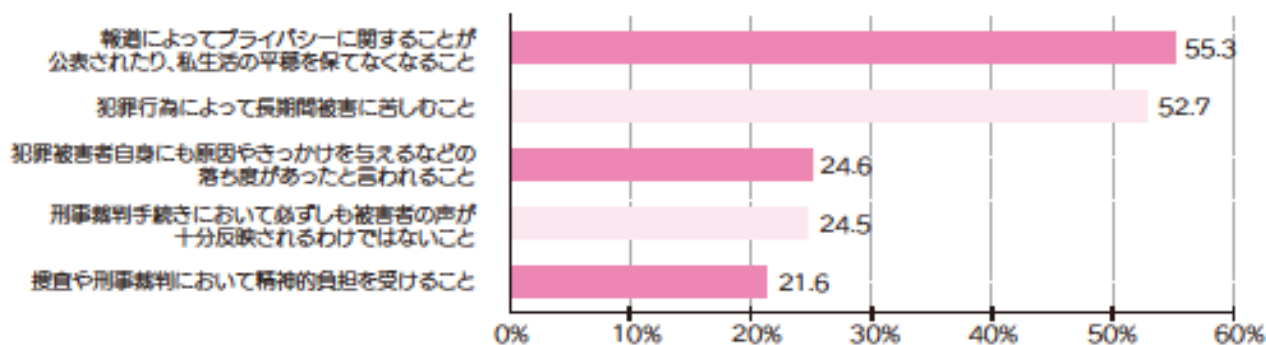
福岡市においても、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」や「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県・北九州市と共同で設置・運営し、犯罪被害者等が直面している問題について、面接、カウンセリングや警察、病院等への付き添いなど、総合的に支援する取り組みを行っています。

市民意識調査では、「犯罪被害者やその家族に関する事柄で、人権上、問題があると思われること」について、「マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏を保てなくなること」が55.3%、「犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむこと」が52.7%となっており、「マスメディアの報道姿勢」と「長期間に及ぶ被害」の2点が突出して多い結果となっています。

取り組みの方向性

「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」や「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の運営により犯罪被害者等の支援を推進するとともに、同窓口の周知などに取り組みます。

●犯罪被害者やその家族に関する事柄で、人権上、問題があると思われること（上位5項目）



資料：「令和4年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

（４）刑を終えて出所した人等

現状と課題

刑を終えて出所した人は、地域社会の一員として生活をしていきますが、本人に真摯な更生の意欲がある場合でも、社会の偏見や差別意識のために、就職をはじめとした社会復帰が困難な状況に陥り、更生意欲が削がれたり、更生を阻害される場合があります。

国においては、刑を終えて出所した人の社会復帰を支援することは、再犯防止に結びつくことが期待でき、平成 28（2016）年 12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、様々な取組みが行われています。

福岡市では、これまで、「福岡市防犯のまちづくり推進プラン」に基づき、地域や事業者、警察、関係機関・団体、行政が相互に協力し、「犯罪のない安全で住みよいまち ふくおか」に向けた取組みを進めてきました。

そして、令和 4（2022）年 3 月には、犯罪や非行をした人たちの人権を尊重し、就労や住まいの確保など、安定した生活基盤の確立に向けた支援を行うことで、再犯を防止し、市民が犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、「福岡市再犯防止推進計画（令和 4 年（2022）度～令和 8（2026）年度）」を策定しました。

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、依然として、就職に際しての偏見や差別、住居等の確保に際しての困難、悪意あるうわさの流布などの問題が残されています。

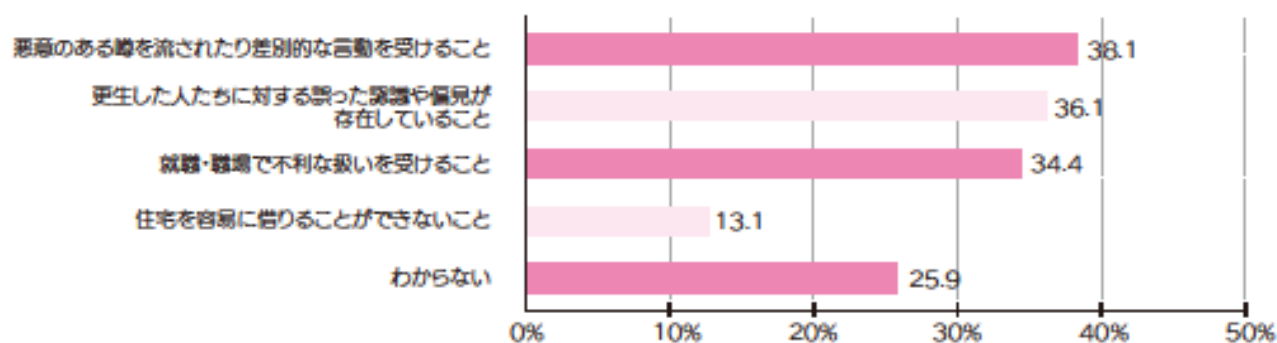
市民意識調査では、「刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上、問題があると思われること」について、「悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること」（38.1%）、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」（36.1%）などが高い割合を示しています。一方で、「特にない」が 10.1%、「わからない」が 25.9%となるなど、市民への理解や関心を深めていくことが必要です。

取組みの方向性

「福岡市再犯防止推進計画」に基づき、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別意識をなくし、理解促進につながるような教育・啓発を推進していきます。

また、福岡市保護司会連絡協議会、福岡市更生保護女性会連合会が行う「社会を明るくする運動」等の犯罪予防活動にかかる経費の一部に対する助成や協力雇用主への支援など、関係機関や民間協力者とも連携して取組みを進めていきます。

●刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上、問題があると思われること（上位 5 項目）



資料：「令和 4 年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

（５）北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族

現状と課題

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が北朝鮮当局に拉致されました。拉致問題は、国民の生命と安全に関わる深刻な人権侵害であり、国の主権に関わる重大な問題です。

日本政府は、これまでに17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しています。また、警察庁によると、政府が認定している17人以外にも、「北朝鮮による拉致の可能性が排除できない事案に係る方々」が900人近く存在しており、その中には福岡市の人も含まれます。

平成14（2002）年9月に、平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮当局が日本人拉致を初めて認め、同年10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、いまだ、拉致問題の解決には至っていません。

平成18（2006）年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることが、国及び地方公共団体の責務とされるとともに、毎年12月10日～16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。また、平成23（2011）年4月の閣議決定で、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題に追加されました。

福岡市では、拉致被害者やその家族を講師とした講演会の開催や、横断幕の掲示、パネル展の開催などを実施するほか、市政だよりや啓発ポスター、ラジオ番組などでも、拉致問題に関する市民啓発に取り組んでいます。

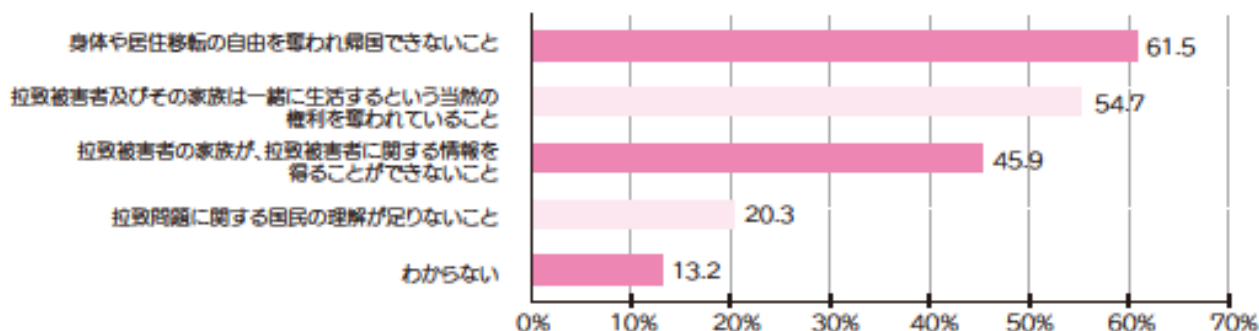
市民意識調査では、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する事柄で、人権上、問題があると思われること」に対して、「身体や居住移転の自由を奪われ帰国できないこと」が61.5%と最も高く、「拉致被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」が54.7%、「拉致被害者の家族が、拉致被害者に関する情報を得ることができないこと」が45.9%と続いています。なお、「わからない」（13.2%）と回答した割合も高く、問題への関心の低下が危惧されます。

拉致問題を風化させることなく、多くの市民が関心を持ち続け、理解を深めるために、正しい知識の普及、理解促進に努めていく必要があります。特に、講演会等への参加者が中高年層に偏るなど、若年層への啓発が課題です。

取組みの方向性

国や県と連携を図りながら、市民一人ひとりが拉致問題を自分たちの身近な問題として考え、解決に向けた機運が高まるよう、様々な場や媒体等を活用しながら啓発に取り組めます。

●北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する事柄で、人権上、問題があると思われること （上位5項目）



資料：「令和4年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

（６）性的マイノリティ

現状と課題

性的マイノリティとは、典型的ではない性自認（自認する性）や性的指向（好きになる性）を持つ人々の総称で、LGBTとは、L：レズビアン（女性として女性が好きな人）、G：ゲイ（男性として男性が好きな人）、B：バイセクシャル（性別に関わらず恋愛対象になる人）、T：トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人）のそれぞれの頭文字をまとめたもので、性的マイノリティの総称の一つとしても使われています。性的マイノリティはその他にも、クエスチョニング（性自認や性的指向が明確でなく揺れ動いている人）やアセクシュアル（無性愛者）など、様々な人がいます。

性的マイノリティについてはマスコミ等でも多く取り上げられており、人権問題として広く認知されるようになってきました。また、当事者や家族が立ち上げた団体などが様々な啓発活動を行っているほか、地方自治体や企業における取組みなども進められており、性的マイノリティへの正しい認識が広まりつつあります。

国においては、令和2（2020）年6月の「労働施策総合推進法」の改正において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワー・ハラスメントに該当すると考えられる例として指針に明記されました。また、令和5（2023）年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、地方公共団体の役割として、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めることが定められました。

福岡市においては、平成30（2018）年3月に「性的マイノリティに関する支援方針」を定め、「福岡市パートナーシップ宣誓制度¹」の導入や「LGBT電話相談」、「性的マイノリティ交流事業」など、当事者等への支援を行っています。また、映画上映・講演会の開催や、令和4（2022）年10月には「ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度」の創設により、市民や企業等への啓発を行っています。

性的マイノリティの人権問題については、いじめなどの差別や偏見を受けたり、「自分が認識する自分自身の性（性自認）」とは異なる性別での振る舞いを要求されるなど、様々な場面で精神的苦痛を受けています。また、一人で抱え込んだり、理解を得られず孤立してしまうこともあります。

人権問題に関する市民意識調査では、「性的マイノリティに関する事柄で、人権上、問題があると思われること」について、「性的マイノリティに対する理解が不足しており、誤解や偏見があること」が34.8%と最も高く、「悪意のある噂を流されたり差別的言動を受けること」が29.7%、「行政や民間サービスにおいて、同性パートナーが家族と同等の扱いを受けられない場合があること（住宅・医療・保険など）」が20.7%と続き、また、「わからない」が20.0%となっています。

引き続き、性的マイノリティの支援を継続するとともに、理解を深めるための教育・啓発を進めていく必要があります。

【周囲の人々の誤解や無理解】

- ・ 性的マイノリティについては、まだ社会における認識が十分でないため、当事者やその家族が、周囲の人々の誤解や無理解によって差別を受けたり、何気ない言葉や態度に傷つけられたりしています。
- ・ 性的指向・性自認に関するハラスメントや本人の了承なく、性的指向や性自認について第三者に暴露する「アウティング」が発生しています。自死に追い込まれる当事者もあり、深刻な問題です。

¹ 福岡市パートナーシップ宣誓制度：一方又は双方が性的マイノリティである二人のパートナー関係を尊重するもので、宣誓された二人には福岡市がその証として受領証を交付している。近年、全国の自治体でパートナーシップ制度の導入が広がりをみせており、328の自治体（令和5年（2023）5月末現在）で導入され人口カバー率は7割を超えている（出典 渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査）。

【当事者やその家族の現状】

- ・当事者やその家族が、性的マイノリティに関する正しい知識や相談窓口などの情報を得る機会が少ないことにより、性のあり方について悩み、誰にも相談できない状況にあります。

取組みの方向性

○ 当事者等支援

- ・性的マイノリティの当事者等と意見交換を行い、課題やニーズを確認し、効果的な支援を行います。
- ・当事者やその家族及び関係者からの相談に適切に対応するとともに、必要に応じて当事者団体などに関する情報提供を行います。
- ・パートナーシップ宣誓制度を導入している他の自治体との連携を進め、宣誓した人が、他の制度導入済み自治体に転居しても、簡易な手続きで、継続してサービスが享受できるように支援を行います。

○ 教育・啓発

- ・当事者やその家族が、差別や偏見、アウティングに苦しむことのないよう、市民や企業の理解を深めるために、当事者団体の協力のもと、市民啓発や企業研修などに取り組みます。
- ・「ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度」の推進のため、福岡市内に事業所がある企業に対し、登録の呼びかけを行っていきます。
- ・学校教育では、個別の事案に応じ、児童・生徒の心情等に配慮した支援を行うとともに、全ての学校で人権読本「ぬくもり」を活用した教育を進めます。また、性的マイノリティへの正しい認識を深めるために、引き続き教職員の研修を行います。

○ 庁内における取り組み

- ・近年、性的マイノリティをとりまく社会環境が大きく変化しているため、庁内で情報共有や相談窓口の相互連携を図ります。
- ・全庁をあげて、性的マイノリティの人権への配慮を推進するため、引き続き、「福岡市職員のための性的マイノリティ対応ハンドブック²」を活用した研修などを行います。

【現在の具体的な事業内容】

○ 当事者等支援

- ・「福岡市パートナーシップ宣誓制度」を運用しており、令和5（2023）年9月現在、165組のカップルが宣誓しています。双方の自治体間で転居しても、簡易な手続きにより、転居前に交付された受領証を継続して使用できる自治体間連携については、令和5（2023）年9月現在17の自治体と協定を結んでいます。
- ・性的マイノリティ当事者やその周りの方々が安心して相談できるよう、弁護士による性的マイノリティ専門の電話相談窓口「LGBT 電話相談」を毎月2回（第2木曜日・第4土曜日）開設しています。
- ・性的マイノリティの当事者や家族の孤立を防ぎ、悩みや情報を共有できる居場所づくりとして、「性的マイノリティ交流事業」を毎月1回実施しています。

○ 教育・啓発

- ・啓発リーフレット「LGBT基礎知識」の作成・配布や、性的マイノリティをテーマとした映画上映・講演会を開催など、市民啓発を行いました。
- ・企業に対しては、令和4（2022）年10月に、性的マイノリティを支援する企業等を登録し、市ホ

² 福岡市職員のための性的マイノリティ対応ハンドブック：市職員が性的マイノリティをより正しく理解し、当事者へ適切に対応するため令和2（2020）年6月に作成。

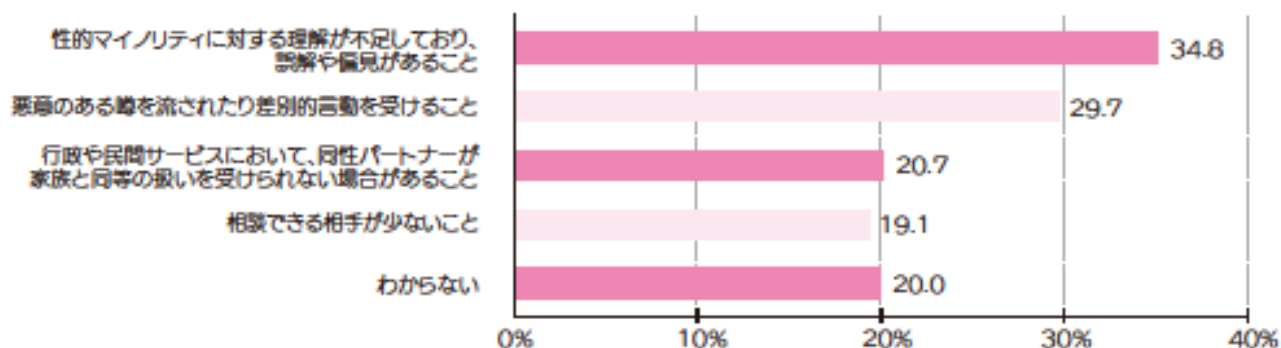
ホームページ等で広報する等、企業等の取組みを応援する制度として「ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度」を創設しました。

- 学校教育では、個別の事案に応じ、スクールカウンセラーや関係機関と連携して支援を行うとともに、人権読本「ぬくもり」を授業で活用し積極的に学習に取り組みました。また、人権教育指導の手引きの活用や当事者を招聘した教職員の研修を行いました。

○ 庁内における取組み

- 性的マイノリティの人権について、局・部長級研修および課長級研修、全職場研修、区役所窓口職員を対象とする研修を実施しました。
- 市役所の各種申請書等の性別記載欄について、必要性を検討の上、不要なものを廃止する取組みを引き続き行いました。
- 性的マイノリティに関する庁内関係課連絡会議において、情報収集や意見交換などを行いました。
- 「福岡市職員のための性的マイノリティ対応ハンドブック」を作成し、周知を行いました。
- 令和2（2020）年6月に、「福岡市職員パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」および「福岡市職員セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」を策定し、性的指向・性自認に関する発言・からかい等について、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントに該当する旨を明記しました。
- 令和5（2023）年4月から、市職員のパートナーシップ宣誓制度利用者を対象に、親族死亡休暇、父母等の祭日に係る休暇、子の看護休暇及び出産・育児支援休暇を取得できるようにしました。

●性的マイノリティに関する事柄で、人権上、問題があると思われること（上位5項目）



資料：「令和4年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

（７）災害に伴う人権問題

現状と課題

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、生命、身体、財産に甚大な被害をもたらした。未曾有の大災害となりました。また、原子力発電所の事故については、風評やデマによる思い込みや心ない言動により、被災者を二重に傷つける出来事も発生しました。

平成 17（2005）年 3 月の福岡県西方沖地震や平成 28（2016）年 4 月の熊本地震、また近年の記録的な豪雨では福岡市にも被害をもたらすなど、自然災害はいつどこで発生してもおかしくありません。

災害時には、高齢者や障がい者、外国人の中には、情報入手や状況把握が困難な人がいます。また、避難所での生活の中では、プライバシーが守られにくいことのほか、高齢者や障がい者、妊産婦、外国人、性的マイノリティなどに対する十分な配慮が行き届かないことなどの人権課題が顕在化しています。

また、災害の発生から時間の経過とともに、配慮すべき人権上の課題も変わっていきます。最初は、生命や、安全に対する権利が優先されますが、その後は、住居や仕事、教育などの権利保障、医療や福祉、インフラの整備など、市民ニーズや被災者側の視点に立った支援が求められます。

市民意識調査では、「地震などの災害が発生した際に、人権上、問題があると思われること」について、「避難生活の長期化によるストレスなどの二次的被害があること」（59.7%）、「避難生活でプライバシーが守られないこと」（51.7%）、「女性・障がい者・高齢者・外国人・乳幼児・妊婦・性的マイノリティ等への十分な配慮が行き届かないこと」（46.7%）が上位にきており、避難生活に問題があると感じる市民が多いことが分かりました。

福岡市は、「福岡市地域防災計画」に基づき、男女共同参画の視点や性的マイノリティ、要配慮者への配慮に留意するなど、人権尊重の視点に立った災害対応を行っています。

また、「福岡市備蓄促進ウィーク」における市民の防災意識を高めるための取組みや、地域での「避難行動要支援者名簿¹」の周知や避難所運営の訓練、講座等の開催、リーフレット「誰もが安心できる避難所づくり」、「避難生活ハンドブック」「女性の視点を活かした防災ミニブック」などの啓発資料の作成・周知を行っています。

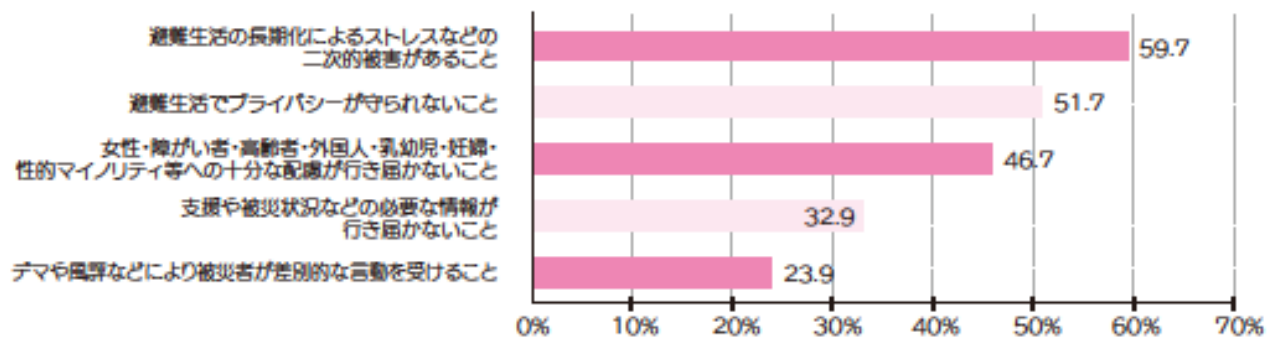
取組みの方向性

○ 避難所における人権への配慮、情報提供等

- ・リーフレット「誰もが安心できる避難所づくり」等を活用し、プライバシーへの配慮など、避難所の開設・運営時に、様々な立場の人への配慮を行います。
- ・「避難行動要支援者名簿」の周知を進め、災害時に支援が必要となる方に、名簿への登録を促し、日頃の声かけなど地域で支える取組みを進めます。
- ・災害時には、多様な媒体や手段を通じた情報提供を行うとともに、「やさしい日本語」の活用などにより、全ての人に対して情報を「迅速に」「正確に」「簡潔に」伝えることができるよう、取り組みます。

¹ 避難行動要支援者名簿：当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。

●災害に伴う人権に関する事柄で、人権上、問題があると思われること（上位 5 項目）



資料：「令和 4 年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

（８）働く人の人権

現状と課題

誰もがやりがいと充実感を得ながら仕事をするためには、安心して働ける労働環境が必要であり、労働環境は人権と密接なかわりがあります。

労働者の権利として、憲法第27条では、全ての国民に勤労の権利を保障しています。また、同第28条では、労働者の権利として、「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」の3つの権利を認めています。また、国際的には、ILO（国際労働機関）がディーセント・ワーク¹（働きがいのある人間らしい仕事）という考えを打ち出しています。

働く人をめぐる人権問題としては、長時間労働や過重労働による健康被害、賃金不払い残業や、性的な言動により相手を不快にさせる「セクシュアルハラスメント」、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に身体的、精神的苦痛を与える「パワーハラスメント」、妊娠・出産をきっかけとして嫌がらせをする「マタニティハラスメント」、顧客や取引先からの著しい迷惑行為を指す、いわゆる「カスタマーハラスメント」などの各種「ハラスメント」が問題となっています。

国においては、労働環境に関する法令等が整備されており、平成31（2019）年4月には、「働き方改革関連法」の施行により、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」の実現を目的に、時間外労働の上限規制、「勤務間インターバル制度²」の導入、年次有給休暇の時季指定など、労働時間に関する制度の見直しが行われました。

令和2（2020）年6月には、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法などの改正に伴い、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主の義務になるとともに、セクシュアルハラスメント等についても、防止対策が強化されました。また、企業における人権擁護の必要性についての国際的な関心が高まっており、同年10月には「「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」が策定されました。

福岡市では、労働に関する法律や制度をまとめた「働くあなたのガイドブック」や学生・生徒向け「働くあなたのリーフレット」の作成・配布による啓発の他、市内企業の「働き方改革」の取組みを応援するため、ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業に取り組んでいます。また、公共職業安定所（ハローワーク）・労働基準監督署と連携して、「ハラスメント」等の人権問題について企業向け研修会を実施しています。

市民意識調査では、「関心を寄せる人権問題」について、「働く人に関する問題（パワーハラスメントや長時間労働など）」の割合は50%を超えており、多くの市民が関心を寄せていることが分かりました。また、「働く人の人権に関する事柄で、人権上、問題があると思われること」については、「パワーハラスメント（パワハラ）があること」が45.7%と最も高く、「同じ仕事でも、雇用形態により賃金に格差があること」が30.8%「長時間労働などにより、仕事と生活の調和を保つことが難しいこと」26.4%と続いています。

人権が尊重された職場・企業の実現に向けて、引き続き、企業や関係機関と連携して啓発等に取り組んでいく必要があります。

¹ ディーセント・ワーク：労働者の仕事に対する理想を示すものであり、具体的には権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事のこと。

² 勤務間インターバル制度：1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組み。

取組みの方向性

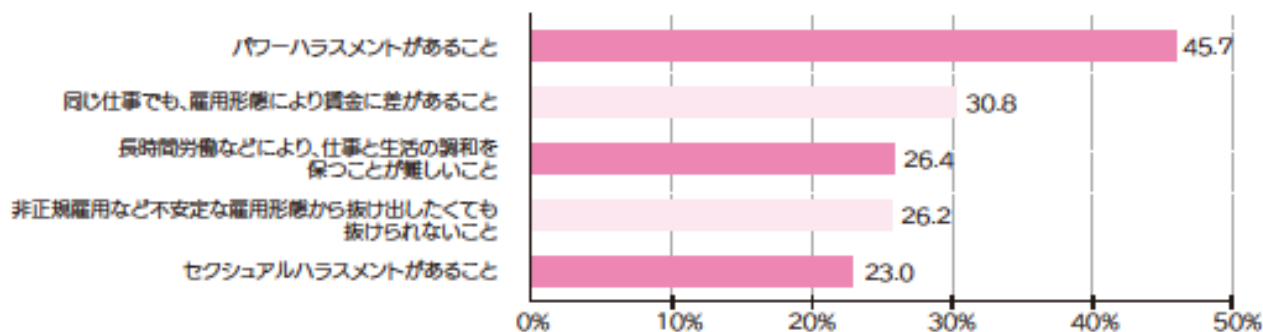
○ 啓発の推進

- ・「働くあなたのガイドブック」「働くあなたのリーフレット」を配布し、引き続き、働く人に関する様々な情報を提供するとともに、市内企業の「働き方改革」の取組みを推進します。
- ・企業を対象とした研修会等の機会を通じて、職場でのあらゆる人権問題についての理解と意識の向上を促します。

○ 相談・支援

- ・働く人からの相談について、福岡市人権啓発センターや福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」等で対応し、相談内容に応じて国（労働局、労働基準監督署）、県（労働者支援事務所）等の窓口を案内しております。

●働く人に関する事柄で、人権上、問題があると思われること（上位5項目）



資料：「令和4年度人権問題に関する市民意識調査」（福岡市）

（９）その他の人権問題

アイヌの人々への偏見や差別が依然として存在しています。令和元（2019）年５月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が先住民族と認識され、民族としての誇りが尊重されることが求められています。

これまで述べてきた人権問題のほかにも、人身取引（性的サービスや労働の強要等）の問題、外見にあらわれる疾患や外傷がある人たちに関する問題¹、経済的格差の拡大に伴う生活困窮世帯の問題、国際紛争やテロの被害者の問題などがあり、まだよく知られていないものや新たに人権問題として社会に認識されるものなど、人権問題は常に変化しています。

これらの人権問題についても、必ず当事者がおり、その方やご家族にとっては大変重大で深刻な問題です。そのため、すべての人の人権を尊重するという視点に立った教育・啓発の取り組みが必要です。

¹ 外見にあらわれる疾患や外傷がある人たちに関する問題：顔やからだに生まれつきアザがあったり、病気や事故による傷、やけど、脱毛症など、外見の症状がある当事者が、その見た目ゆえにじろじろ見られたり、心無い言動に傷つけられたり、誤解や偏見により差別やいじめを受けてしまう問題。

Ⅳ 前実施計画における成果・課題

前実施計画（令和2年度～令和5年度）における、3つの施策の方向性ごとの成果と課題及び各施策の主な取り組み状況は次のとおりです。

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

【成果】

○学校、家庭・地域及び職場などのあらゆる場面において、関係機関や団体と連携しながら事業を実施しており、実施した各事業の参加者アンケートでは、概ね満足度の高い結果となっています。

【課題】

○地域向けの事業では、新型コロナウイルス感染症の影響による参加者数の減少や、参加者の固定化が課題となっています。また、開催方法をオンライン配信に見直すなど、対面での研修会等が減少しており、各地域での活動状況や情報の共有が困難となっています。

○若年層¹を含めた幅広い年齢層の参加促進に向けて、事業内容や広報手法の検討が必要です。

【主な取り組み】

（１）就学前教育機関における人権教育・啓発の推進

○乳幼児期の健全な成長を図るため、保育所等の職員に対する研修を実施するとともに、各種研修会への支援、地域の人材育成を行いました。

○地域・家庭の教育力向上のため、地域で活躍する子育てリーダー等の養成を支援するなど、家庭の教育力の向上を図り、家庭・地域・各関係機関等と連携を図りました。

○市内の保育所に加配²を行い、加配された保育士が、対象児童やその家庭に対して十分に関わることで、対象児童の健全な成長や発達に寄与するとともに、保護者や地域に対しても子育て支援に関する情報提供や啓発を行うことができました。

○保育所職員研修については、公私立保育所や地域型保育事業所、認可外保育施設で研修を行うことにより、専門的知識の習得及び資質向上が図られています。また、保育所等の設置数は年々増加しており、「福岡市人権保育指針」及び「『福岡市人権保育指針』についての留意点」を研修等で周知し、子ども一人ひとりの人格を尊重する人権保育の推進を図りました。

（２）学校における人権教育

○学校教育においては、児童生徒が発達段階に応じて人権の意義や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め合うことができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるよう、学習指導法の工夫・改善に努めました。

○人権読本「ぬくもり」³については、全ての小・中学校で活用しています。多様な人権課題に対応できるよう順次改訂を行うとともに、教育課程上の位置付けを明確にし、道徳の授業などで活用しやすい

¹若年層：若年層（若年者）についての法的な定義はないが、本実施計画においては、市民意識調査の年齢区分に合わせ、概ね18歳から39歳までとする。

²保育士の加配：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項の配置基準（保育士配置の最低基準）に規定する職員のほかに保育士を配置すること。

³人権読本「ぬくもり」：児童生徒の人権意識の高揚を効果的に図るために、小中学生を対象として福岡市が独自に作成している人権教育に係る教材。

内容の題材と指導書にしました。今後は、授業の中心的な教材としてだけではなく補助教材として、また朝の会・帰りの会など様々な場面で幅広く活用します。

- 「いじめゼロプロジェクト」では、「いじめを生まない都市ふくおか」の実現のため、シンポジウムや実践報告等を通して、児童会・生徒会等を中心とした児童生徒のいじめ根絶に向けた取り組みを推進するとともに、市民全体にいじめ防止の機運を高める取り組みを行っています。
- 男女平等教育については、市立小・中学校における（男女平等教育）副読本の活用を進めるとともに、男女共同参画の必要性や将来のキャリア形成への意識を高めるため中学生向け出前セミナーを実施しました。また、教職員を対象に教育委員会と共催で男女平等教育研修会を行いました。
- 特別支援学校で学ぶ児童生徒と地域の小中学校で学ぶ児童生徒、その保護者、地域の人々との交流のため「ふくせき制度⁴」の取り組みを行いました。今後も交流を通じて障がいへの理解を促進するとともに、事業を定着させ、特別支援学校で学ぶ児童生徒を取り巻く人々の、障がいへの理解を深化させる必要があります。
- 国際理解教育の推進については、ゲストティーチャー（GT）⁵及びネイティブスピーカー（NS）⁶との交流により、異文化の理解を深め、コミュニケーション能力を育てる上で一定の成果がありました。
- 子ども日本語サポートプロジェクトでは、平成30（2018）年度に中学校の拠点校4校を新設し、中学生に対する指導体制をさらに充実させました。また、日本語指導担当教員の研修等は年間7回実施し指導力を向上させる研修の充実を図りました。

（3）家庭・地域における人権教育・啓発

- 各区の人権講座については、災害に伴う人権や性的マイノリティの人権、DV・セクシュアルハラスメントなど、幅広いテーマ設定のもと人権への市民の理解を深めることができました。取り上げたテーマについて、人尊協などの研修会でも取り上げ、さらに学びを深める動きもありました。また、コロナを契機に一部の講座等で録画配信を行うなど、より多くの市民が参加できるよう工夫しながら実施しました。
- 人権総合講座（ココロンセミナー）⁷の実施にあたっては、ホームページ・市政だよりへの掲載や広報チラシの配架・配布に加え、デジタルサイネージの活用など、周知を強化しました。また、若年層の関心を惹く講師・テーマを盛り込むとともに、参加しやすい会場を設定するなど、若年層の参加促進も図りました。
- 公民館での人権問題学習講座については、講座手法をワークショップなどの参加型としたことにより、参加者が意見交換を行うことで、日常生活における人権問題への気づきを促す内容とすることができました。
- DV相談・支援推進事業については、配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関と連携しながら、DV被害者の相談対応から自立まで切れ目のない支援に取り組みました。啓発については、DV被害者と接する機会の多い区役所職員や地域の民生委員・児童委員等を対象とした出前講座やDVに

⁴ふくせき制度：特別支援学校の児童生徒が地域社会での生活基盤を確立するため、居住地校での学習体験の機会を提供することを目的とし、特別支援学校小・中学部児童生徒が、居住地校における行事や学習交流等をスムーズに行えるよう居住地校区の小・中学校に副次的に籍を置く制度。

⁵ゲストティーチャー（GT）：学習内容をより豊かに子どもにとって魅力ある授業とするために、学習内容と関わりの深い人を学校に招いて、専門的な知識や技術を子どもたちに教える人。

⁶ネイティブスピーカー（NS）：児童生徒が生きた英語を学び、聞く、話す等の実践的コミュニケーション能力の基礎を養うために配置する、英語を母国語とする外国人英語指導講師のこと。

⁷人権総合講座（ココロンセミナー）：市民に人権問題を身近な問題として捉えてもらうために、様々な人権分野の講師を招いて実施する連続講座。

関する研修派遣の実施、市立高校生を対象としたデートDV防止教育講演会を開催しました。

○虐待防止等強化事業については、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、区保健福祉センター職員を対象とした研修等を実施し、児童虐待対応における専門性の強化を図りました。

○地域の教育力育成・支援事業については、地域の自主的・組織的な学習活動や啓発活動等を行う地域グループに対し、助成金の交付や学習会へ訪問して運営方法等の助言を行うことで活動を支援しました。

○PTA人権教育研修については、PTA人権教育研修担当者へ、研修の必要性や事務手続きについて細やかな説明を行いました。研修への参加の機会を増やすとともに、より多くの人が参加しやすくなるよう、手法を見直しました。

○各区で開催する人権を考えるつどいについては、身近な子どもの人権をテーマとする区や多くの人が気軽に参加できるように映画上映を行う区など、各区において工夫を凝らした取り組みが行われています。今後も、時宜を得たテーマ設定を行うとともに、効果的な広報手段等を検討する必要があります。

○人尊協については、未設立校区への組織設立に向けての働きかけを行うとともに、既存の人尊協に対しては、それぞれの活動状況に応じてきめ細かに助言・指導や情報提供を行うなど、活動のより一層の充実を支援しました。

○男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」については、多くの校区において、校区自治組織による男女共同参画をテーマとした研修会や講演会、その他様々な取り組みが積極的に行われました。今後も、校区の男女共同参画推進活動の活性化を支援する必要があります。

○ヤングケアラー相談支援事業については、令和3（2021）年度に相談窓口を設置し、相談、研修、ヘルパー事業など、当事者である子どもやその家族、学校、関係機関等への支援を実施しています。

（４）企業における人権教育・啓発

○人々を雇用する企業には、就職の機会均等と安定的な就労の確保、人権が尊重された「働きやすい職場づくり」の実現が求められます。本市では、市内の労働基準監督署・公共職業安定所、市・市教育委員会で構成する福岡市人権問題企業啓発推進会議（八者協）⁸において、企業研修を開催し、令和3年度よりオンライン配信等の手法も取り入れ、受講しやすい環境づくりに取り組み、参加者数は増加しています。昨今、ビジネスと人権のあり方について注目が高まっています。引き続き、研修手法や内容をの充実を図り、市内の企業における人権意識の高揚を図る研修を行っていきます。

○市の「公の施設」を管理・運営する指定管理者は、市施策と密接な関わりを持ち、市民と接する機会が多いことから、人権問題への正しい理解・認識が求められます。令和4年度に人権啓発センターが実施したアンケートによると、9割を超える指定管理者が「人権研修を実施した（参加させた）」と回答しています。人権啓発センターにおいても、施設主管課と連携し各指定管理者に働きかけ、集合研修や各指定管理者への派遣研修を実施しており、コロナ禍は開催中止や縮小を余儀なくされ参加人数が減少傾向でしたが、令和4年度においては、コロナ前より参加者数が増加しています。

○福岡市企業同和問題推進協議会（同推協）⁹が実施する企業研修に対しては、講師派遣や教材制作など必要な支援を行っています。

⁸福岡市人権問題企業啓発推進会議（八者協）：福岡市内に所在地を有する企業の様々な人権問題解決への取り組みの推進を図ることを目的に、公共職業安定所、労働基準監督署、福岡市、福岡市教育委員会で構成。

⁹福岡市企業同和問題推進協議会（同推協）：同和問題の解決を図るため、企業の社会的責任と自覚のもとに、会員相互が連携して同和問題の正しい理解と認識を深め、同和地区住民の就職の機会均等を図ることを目的とした協議会で、福岡市内の450社を超える企業で構成されている。

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進

【成果】

○特定職業従事者の業務に関わりの深い問題や、社会情勢に応じた問題をテーマに取り入れて研修等を実施しており、特定職業従事者としての人権意識の高揚に寄与しました。

【課題】

○新型コロナウイルス感染症の影響により、多くを対面式の研修からオンライン配信等に手法の見直しを行っているため、アンケートの活用などにより受講者の理解度等を的確に把握し、手法や内容を検討していく必要があります。

【主な取り組み】

（１）市職員

○「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針（平成22（2010）年3月策定）」に基づき、特定職業従事者として、職員一人ひとりが、常に市民の人権を意識して業務に取り組むよう、人権研修を行っています。

○階層別の職員研修においては、あらゆる人権問題を取り上げ、特定職業従事者として、人権尊重の視点に立った行政の推進の必要性を再認識する機会としています。

○全職場において実施している人権に関する職場研修については、各所属長に対しeラーニングによる事前研修を実施し、内容の充実を図っています。職員が主体的に人権問題と向き合うことができるよう、具体的で身近な事例を提示することにより、職員同士の対話がより活発になるよう工夫しました。

（２）教職員

○教職員の研修については、様々な人権問題に関わる認識や理解を深めるため、人権教育推進の「3つの柱」に基づき、教育委員会主催人権教育研修と各学校で実施している人権教育研修との関連を図りました。コロナ禍であっても、オンライン等を活用し、教育委員会主催人権教育研修として、全市人権教育研修をはじめ、経験年数に応じた研修や、管理職・人権教育担当者などの職能に応じた研修を実施しました。また、各学校では、引き続き人権読本「ぬくもり」を活用した授業研究と、「令和5年度 教職員の人権問題に関わる調査」を行い、各学校の校内人権研修のあり方等の資料を得ることや、教職員それぞれが知識理解の習得を目的とし、教職員の主体的に差別の解消に取り組む自覚を高めました。

（３）社会教育関係者¹⁰

○各区における公民館職員の人権研修においては、人権問題について幅広い視野を持つことができるよう、様々なテーマで研修を行いました。

○公民館運営懇話会委員の人権研修については、人権教育・啓発の推進における公民館の役割や、公民館での人権講座の重要性について認識を深める機会となっています。

○社会教育主事等への人権教育研修については、様々な人権課題の学習を通して、各区の取り組みの課題や問題認識の情報共有を図るとともに、研修内容を業務にどう生かしていくかについてグループ討議

¹⁰社会教育関係者：この計画では、社会教育主事、公民館職員、公民館運営懇話会委員等を指す。社会教育主事は、公民館およびPTAなどの社会教育関係団体に対して、専門的技術的な助言・指導にあたっている職員。公民館運営懇話会は、公民館の運営や事業に住民の意思を十分反映させるため、各公民館に設置しており、各種地域団体の代表者や小・中学校の教育機関等で構成される。

を行い、それぞれの力量を高め合う場となりました。

（４）福祉関係者

- 介護保険サービス事業者研修においては、市内の介護保険事業所（施設）職員を対象に行いました。より多くの職員が研修を受講できるよう任意研修は全てオンラインで実施しています。
- 民生委員・児童委員研修においては、特に関わりの深い子ども、障がい者、高齢者をテーマに研修を行いました。地域における様々なケースに対応するため、事例等を話し合い情報共有に努めました。

（５）保健・医療関係者

- 精神保健福祉従事者¹¹への研修については、関係機関と連携し、広範囲にわたる研修や出前講座を行いました。依存症対策、ひきこもり対策、自殺対策、精神障がい、発達障がいなど関わりのある支援者が多分野に広がっており、効果的な研修機会の提供が課題です。
- 児童虐待防止医療ネットワーク事業については、医療機関や関係機関相互の連携を強化するため、拠点病院及び福岡市で行う連絡会議を開催し、児童虐待に関する事例についての検討を行いました。

（６）マスメディア関係者

- マスメディア関係者加入している団体に対して、人権啓発センターの職員を研修講師として派遣するなど、人権啓発に努めました。

3 人権教育・啓発の効果的な推進

【成果】

- 人権啓発センター、人権のまちづくり館等による学習の場の提供、各講演会・講座の開催、テレビCM放映、企業研修、公民館職員やPTA関係者への研修などの人材育成など、様々な場所・手法・媒体を活用し、人権教育・啓発を進めることができています。

【課題】

- 市民意識調査では「講演会や講座が開催されていたことを知らない」が51.5%、「知っていたが参加したことはない」が34.2%となっており、より効果的な広報手段や気軽に参加できるような手法の検討が必要です。
- 若年層へ向けた啓発として、SNSやマンガを活用した啓発、大学との連携による事業などを行っていますが、本市啓発事業についての若年層の認知度が他年代に比べて低く、引き続き、手法の検討が必要です。

【主な取り組み】

（１）学習の場の提供

- 人権のまちづくり館¹²においては、各館ごとの地域状況を踏まえ、人尊協や公民館、学校等と連携し、

¹¹精神保健福祉従事者：医療機関、相談支援機関、社会復帰事業所、行政などで精神障がい者の支援に関わっている者。

¹²人権のまちづくり館：歴史的または社会的理由により生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民の生活の改善及び向上を図るとともに、差別のない、人が人として尊重される社会の実現に寄与することを目的とした福岡市の施設。

人権啓発事業を実施しました。また、落語や劇を交えた講話を取り入れるなど、啓発手法についても工夫を行い、幅広い層に学習の場を提供しました。

○人権啓発センターでは、人権に関する図書や DVD などを配架し、市民の閲覧・貸出に供しているほか、研修の講師・教材に関して情報提供しています。また、若年層にも親しみやすい啓発素材としてマンガを配架したほか、施設面でも研修室や交流室の入口を自動ドアに改良し、バリアフリー化を図っております。今後とも「学習の場」として、周知と環境向上に努め、なお一層の利用促進を図ります。

（２）学習内容の充実

○人権啓発センターでは、人権啓発フェスティバル「ハートフルフェスタ福岡」¹³や人権尊重週間行事、人権総合講座（ココロンセミナー）、人権映画会（ココロン映画会）、大学との共働事業（ココロンキャンパス）など、幅広い層の市民が人権問題を自分自身の問題として捉え、日常的な人権感覚が身につけられるように、事業手法を工夫・改善しながら事業を実施しています。

（３）効果的な啓発手法・情報提供の推進

○人権啓発センターでは、毎年7月の「福岡県同和問題啓発強調月間」や毎年12月の「人権尊重週間」に際して、福岡県や北九州市と連携の上、テレビ CM を放送し、街頭ビジョンなどでも放映しています。このほか、市独自でも、ラジオ番組「こころのオルゴール」を制作の上、毎年12月から数週間放送するとともに、CD 化した啓発素材を市民の貸出に供するほか、シナリオや音源をホームページに掲載しています。

○広報紙による啓発・情報提供については、市政だよりによりコラム「人権スケッチ」を定期的に掲載し、年に1回タブロイド版「考えよう みんなの人権」を市政だよりと一緒に配布しています。

○啓発にあたっては、人権尊重週間に向けて広く市民から募集した人権尊重作品も活用しています。入選作品をデジタル化し、人権パネル（ポスター・標語・作文）として展示するほか、作文を「こころのオルゴール」の放送シナリオに採用したり、ポスターや標語などの作品を市政だよりに掲載するなど、身近な啓発素材として、積極的かつ効果的に活用を図っています。

○人権啓発フェスティバル「ハートフルフェスタ福岡」については、従来、市役所西側広場で実施していましたが、開催経費の高騰により内容充実が難しく、また、近年、雨天や台風など天候リスクも高まっていることから、平成30年度からは屋内で開催可能な会場へ変更し、天候を心配することなく、会場設営経費の節減により内容の充実を図りながら実施しています。

○若年層への啓発については、「大学生等の学生層」向けには、大学等と連携した講演会「ココロンキャンパス」を開催しております。また、「就労層」向けには、土曜日に「人権を尊重する市民の集い」や「ココロン映画会」を開催するなど、開催日時・場所や啓発手法を工夫しながら、若年層に対する人権啓発を推進しています。

○世界自閉症啓発デーにおける啓発事業については、より多くの方に自閉症や発達障がいについて知ってもらうため、啓発イベントの各報道機関への事前周知や、啓発イベントの開催場所を通行量の多い駅前広場に変更したことにより、より多くの方へ啓発を行うことができました。また、イメージカラー「ブルー」の周知のため、福岡タワー及び博多ポートタワーのライトアップを行いました。

¹³人権啓発フェスティバル「ハートフルフェスタ福岡」：市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、日常的な人権感覚が身につけられるよう、また、関係機関・団体の交流、連携を図り相互理解が深められるよう、講演や人権に関する団体の交流ブース出展等を行う「市民・行政共働型」フェスティバル。

○エイズキャンペーンにおいては、HIV 感染症・エイズについて正しい理解を深めることを目的に、各区において、市民への啓発グッズの配布や街頭キャンペーンを行いました。今後とも、あらゆる機会を通して、多くの人が HIV 感染症・エイズに対して関心と正しい知識が持てるような啓発活動を展開する必要があります。

（４）人材の育成・活用

○各区 PTA 委員に対する研修については、基礎的な知識習得の場として定着し、人権教育に対する理解や知識を深める良い機会となっているため、学校などと連携しながら、対象者の状況を踏まえた分かりやすい研修を実施しました。今後も効果的な研修を実施するとともに、PTA 委員は毎年交代するため、各区 P T A 連合会の円滑な運営ができるよう継続して支援します。また、PTA 研修は子育てに関することが中心になりがちであるため、様々な人権問題の研修も取り入れる必要があります。

○人材情報については、本市関係部局が招聘した講師を人権啓発センターが集約の上、ホームページに掲載するとともに、市民・地域・企業などからの研修相談においても、研修教材とともに情報提供しています。研修相談の件数は増加し一定の成果を上げており、今後とも情報発信に努め、なお一層の活用促進を図ります。

（５）教材の開発・整備

○人権教育教材等については、多様化する人権問題への理解を深め、効果的な研修を行うことができる DVD 教材を整備し、学校・公民館・人尊協等の各種人権研修で積極的に活用しました。引き続き、各局・区が保有する教材の一層の活用促進を図ります。

（６）総合的なネットワークづくり

○庁内における総合的な取組みについては、福岡市人権尊重推進本部のもと全庁を挙げて人権尊重の視点に立った行政の推進を行っています。全ての課長級職員を人権啓発推進者に位置付けており、人権啓発推進者全員への研修を実施し、課単位での人権尊重の視点に立った行政の推進の徹底を図っています。また、職員の特定職業従事者としての意識向上を目的とし、人権に関する様々な情報を庁内に向けて発信する「人権通信」を、定期的に発行しています。

○行政と市民のネットワークづくりについては、福岡人権擁護委員協議会¹⁴への支援・協力や、要保護児童支援地域協議会において関係機関の連携強化に取り組みしました。

¹⁴福岡市人権擁護委員：国民の基本的人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱され活動する民間の方々。

V 計画の推進

1 人権教育・啓発を進めるにあたっての基本的な考え方

人権を取り巻く状況の変化や市民意識調査の結果、前実施計画の成果と課題を踏まえ、次のとおり、本実施計画において、人権教育・啓発を進めるにあたっての基本的な考え方を定めます。この考え方に基づき、あらゆる施策事業の推進に取り組んでいきます。

主な現状・課題

- 差別事象や人権侵害の発生
- 複雑化・多様化する人権問題への対応
- 人権問題への市民の関心が低下傾向
- 啓発事業への若年層の取り込み

基本的な考え方

- (1) 暮らしの隅々まで人権意識が普及した社会の実現
- (2) 多様性を認め合う意識の醸成
- (3) ICT の活用などターゲットに応じた人権教育・啓発
- (4) 若年層への人権教育・啓発の積極的な推進

(1) 暮らしの隅々まで人権意識が普及した社会の実現

福岡市では、依然として、外国人や同和問題などについて、落書きなどの差別的な事象が発生しています。また、インターネットの急速な普及により、あらゆる人権問題がインターネット上で表出し、匿名性を背景として悪質な侵害が発生しています。市民意識調査の結果においても、「この5年間に差別をされた、人権を侵害されたと思ったことがありますか」との問いに対して、約15%が「ある」と答えています。その内容や行為については、「年齢」「職業」「学校・職場などにおける不平等や不利益な扱い」「あらぬ噂、他人からのかげ口」「パワーハラスメント」などが挙げられており、その態様は様々です。また、「差別や人権侵害を受けた時の対処」については、「家族や親戚に相談する」(52.4%)、「友人や知人に相談する」(37.7%)が多い一方、「市役所や区役所の相談窓口相談する」(21.5%)は3番目、また、約1割の人が「何もしないで我慢する」としています。

市民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない社会を実現するためには、差別や偏見につながる慣習や仕組みを是正するとともに、市民一人ひとりが日々の生活の中で、人権問題に関する知識や認識を深め、自分の人権のみならず他人の人権についても尊重することが重要です。また、市民が人権問題を自らの問題として捉え、日常的な人権感覚や人権問題を解決するための実践力を養成することも必要です。

人権を尊重する意識を高めていくにあたっては、市などの行政機関だけが取り組みを進めるのではなく、地域や団体、企業とも連携した取り組みが重要であり、様々な場面での、人権に関する情報・資料の提供や地域や団体、企業の人権学習・研修の支援が求められます。

〔視点〕

- 市民が人権問題に関する知識や理解を深めることができるよう、学習情報や学習の場の提供等の学習支援の取り組みを推進します。
- 各講演会・講座・イベントの開催や啓発資料の作成・配布により、人権意識の高揚、人権感覚の育成を図るとともに、人権問題を自分の問題として捉えることができるよう、当事者による講演会や映画上映会を実施するなど、啓発手法を工夫します。
- 知識不足や誤った認識、偏見や差別意識に基づく差別的言動が行われることのないよう、教育・啓発を推進します。
- 人権問題の解決に繋がるよう、啓発にあたっては、人権侵害の解決に向けた各種制度や窓口についても積極的に周知していきます。
- 地域における人権問題に関する活動の支援や人権啓発を推進する地域指導者の育成を図ります。
- 企業に対する研修講師の派遣や情報提供を行うほか、「福岡市企業同和問題推進協議会」への支援等を行います。
- 人権擁護委員について、特設相談や「ハートフルフェスタ福岡」などの市の啓発事業と連携した啓発の取り組みなど、人権擁護委員活動との連携を一層推進するとともに、様々な機会を通じて人権擁護委員制度の周知に努め、活動を支援します。

（２）多様性を認め合う意識の醸成

現代の社会においては、社会情勢の変化などにより、ヤングケアラーの問題など、新たな課題が顕在化するとともに、性的マイノリティへの偏見や差別、特定の民族に対するヘイトスピーチ、職場等でのセクシュアル・ハラスメントなどの各種ハラスメントや災害に伴う人権問題など、様々な人権問題が存在しています。

また、「外国籍のこども」「女性の障がい者」のように、一つの分野にとどまらず複数分野の属性を有し、それらに対する偏見や差別を重複して受けることや、貧困や孤立の問題など、女性、高齢者などの複数の人権分野に共通する問題が存在するなど、人権問題は複雑化・多様化しています。

市民意識調査の結果からも、「同和問題」「女性に関する人権問題」のように従来から取り組んできた問題だけでなく、「インターネットによる人権侵害」や「働く人の人権」などの新しい人権問題にも市民の関心が高まっていることが明らかになってきています。

このような状況において、それぞれの人権問題に対する知識や認識を深めるだけでなく、人権問題に共通する理念を理解し、多様性を認め合う社会の実現に向けた意識を醸成していくことが必要です。

〔視点〕

- 教育・啓発にあたっては、市民ニーズも踏まえつつ、これまで取り上げる頻度の低かった分野や新たにクローズアップされてきた人権分野についても積極的に啓発を図るなど、テーマが偏ることなく様々な人権問題について啓発を行います。
- 市民の意識や価値観が多様化する中であって、「法の下での平等」や「個人の尊重」など、人権問題に共通する普遍的な理念を踏まえて人権意識の高揚を図ります。

○国籍や人種、性の違い、年齢、障がいの有無、価値観の違いなどにかかわらず、一人ひとりがお互いを尊重し、多様性を認め合う意識の醸成やユニバーサルデザインの理念の普及を図ります。

（３）ICT の活用などターゲットに応じた人権教育・啓発

福岡市では、これまで講演会・講座の開催、広報紙の発行、テレビ CM の放映など様々な事業を実施してきましたが、市民意識調査の結果では、「人権問題に関心がある」と回答した割合は 65.6%で、平成 19 年度以降、減少傾向にあります。

また、「市の啓発活動への認知状況」については、市政だよりやテレビ CM などについては一定の認知がなされていますが、一方で、24.9%の人が「見たり、聞いたりしたものはない」と回答し、また、講演会や講座への参加状況についても、51.5%が「開催されていたことを知らない」と回答するなど、これまでの取り組みが市民の間に十分に浸透しているとは言いがたい状況です。

「人権問題に関する情報の入手経路」を年代別に集計すると、「テレビ」は全年代に共通して高い割合を示し、若年層は「インターネット上のニュースサイトや記事」「SNS」の割合が高く、年齢が上がるにつれて「市政だより」「新聞」などの紙媒体の割合が高くなります。

また、「人権問題についての理解を深めるために必要な啓発活動」については、若年層は「メールマガジンや SNS、動画投稿サイトでの発信」「ホームページ・インターネット広告」の割合が高く、年齢が上がるにつれて「市政だより、広報紙、パンフレット」「公民館・市民センターなど、地域での講演会・人権講座・研修会」の割合が高くなります。「テレビ番組・CM」は全世代に共通して高い割合を示しています。

本市の人権教育・啓発をより効果的に実施するにあたっては、市民意識調査で明らかとなった市民の情報入手経路やニーズを踏まえ、対象に応じた啓発手法を検討していくことが必要です。

〔視点〕

○人権教育・啓発にあたっては、SNS での発信や動画配信など ICT を積極的に活用します。

○オンライン配信等の事業については、アンケートの活用などにより受講者の理解度を的確に把握し、手法や内容を随時見直し、改善等を行いながら、事業を推進します。

○啓発情報の発信にあたっては、多様な年代に広く伝えることができるよう、手法が偏らないように取り組みます。従来取り組んできたテレビ CM、ラジオ、講演会、広報紙発行などについても継続し、啓発ターゲットを意識した啓発を行います。

（４）若年層への人権教育・啓発の積極的な推進

福岡市では、大学との連携による啓発事業など、若年層へ向けた啓発を行っていますが、市民意識調査の結果によると、本市の啓発活動への認知状況について、「見たり、聞いたりしたものはない」と回答した割合は、40 代以下の層が他の年代に比べて高く、若年層に対して本市の啓発活動が十分に浸透しているとは言いがたい状況です。

また、講演会や講座への参加状況を尋ねたところ、若年層の多くの人が「講演会や講座が開催されていたことを知らない」と回答（18～29 歳：79.0%、30 代：66.3%）しており、開催されていることを認知されていない状況です。実際に、地域や各区で開催している講演会等の参加状況をみたところ、若年層の参加者が少ないという課題があります。

多くの人に、より気軽に人権啓発情報に触れてもらえるよう、環境を整えることが求められます。

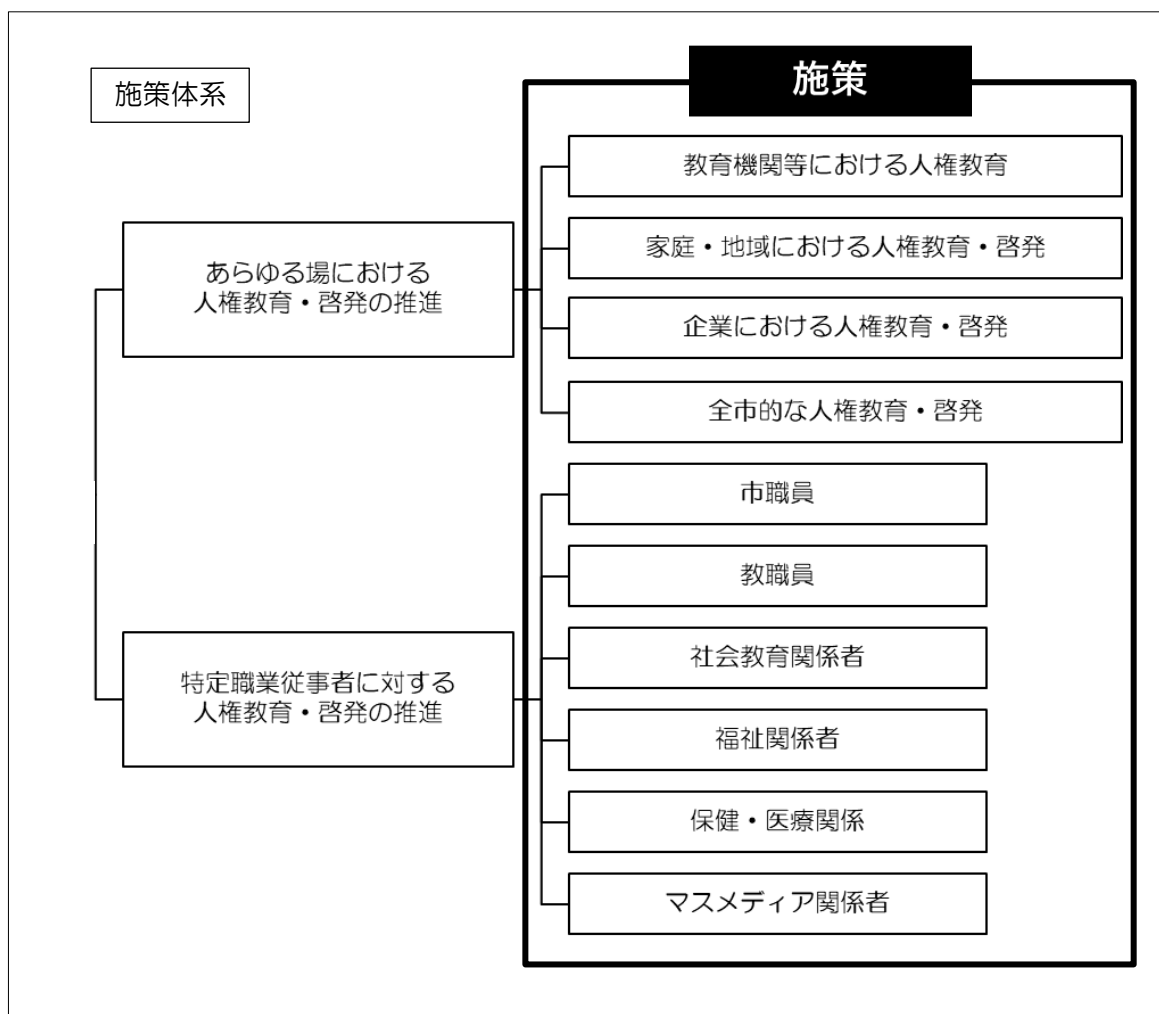
〔視点〕

- 若年層に対して、まずは人権問題に触れるきっかけを提供することが必要です。SNS や動画配信、ホームページでの情報発信の充実など、若年層が日頃から活用しているツールを活用した情報提供を充実させます。
- 広報紙の記事や人権尊重作品、ラジオ番組などの啓発資料について、積極的にインターネット上で展開します。
- 講演会や研修会等の開催については、若年層は就労や子育て中である人が多いことなどを踏まえて、大学との連携事業や企業研修、PTA 研修など、人が集まる場に出向いて実施する講座等の開催を推進します。
- 市民センターや人権啓発センター等で実施する講演会等の事業についても、若年層をはじめ誰でも気軽に参加できるように、開催日時やテーマ、ICT の活用など、事業内容・手法を工夫しながら開催します。

2 施策体系

基本計画においては、本市が取り組むべき施策の方向性（あらゆる場における人権教育・啓発の推進、特定職業従事者の人権教育・啓発の推進、人権教育・啓発の効果的な推進）を定めています。（基本計画の概要については、2～3頁参照）

本実施計画においては、上記の方向性を踏まえ、実施事業を体系的に把握するため、新たに施策体系を定めました。この施策体系により、人権教育・啓発の取組みを総合的に推進していきます。



1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

施策1－（１）教育機関等における人権教育

①保育所

○家庭、地域、関係機関との交流・連携強化

- ・乳幼児一人ひとりの背景を考慮し、地域や親をも巻き込んだ就学前教育の取組みを一層充実していきます。取組みにあたっては、小・中学校やこども総合相談センターなど関係機関との積極的な連携を図ります。

事業名	担当局
○福岡市家庭支援推進保育事業	こども未来局
○人権保育研究・研修事業	

○保育所職員の資質向上

- ・保育所職員研修においては、関係機関との連携を図るとともに、内容の一層の充実を図ります。

事業名	担当局
○保育所職員研修事業	こども未来局

②学校

○学習指導法の工夫・改善

- ・児童生徒の、他人を思いやる心や生命を大切にし人権を尊重する心などを育成する教育の充実を図ります。また、児童生徒が自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考える力を身につけられるよう、校種間の連携を図り、発達段階に応じた学習指導法の工夫・改善をしながら人権教育を推進します。
- ・同和教育の中で培われてきた手法や、その中で得られた成果や課題を踏まえながら、人権教育の内容の充実に努めるとともに、人権読本、男女平等教育副読本などの教材を整備し活用していきます。
- ・障がいのある児童生徒が地域における様々な活動に参加し交流を深めることができるような機会の充実に努めます。

事業名	担当局
○小中学生向け男女平等教育副読本の作成	市民局 教育委員会
○中学生向け出前セミナー	
○ふれあい学び舎事業	
○人権読本「ぬくもり」の活用促進	
○学校ネットパトロール事業	
○進路指導事業	
○いじめゼロプロジェクト	
○いじめ・不登校対策	
○ふくせき制度	

○国際理解教育の推進

- ・日本語指導が必要な児童生徒へのサポートとともに、人種・民族・国籍・文化などの多様性を互いに尊重しあう「共生の心」を育む国際理解教育を推進していきます。

事業名	担当局
○子ども日本語サポートプロジェクト ○国際理解教育の推進	教育委員会

施策１－（２）家庭・地域における人権教育・啓発

○多様な学習ニーズに対応する学習機会の提供

- ・すべての市民が気軽に身近なところで人権についての理解や認識を深めるとともに、人権を確立するための方法と手段について学習することができるよう、公民館、市民センターなどにおいて、研修会・講演会を積極的に実施します。
- ・人権のまちづくり館においては、公民館などとの緊密な連携のもと、地域における学習、交流の場としての充実を図ります。

事業名	担当局
○各区日本語教室	総務企画局
○公民館主催事業「人権問題学習講座」	市民局
○全区人権講座	区役所
○東区男女共同参画社会づくり講座	東区
○人権のまちづくり館の人権啓発事業	市民局
○人権のまちづくり館における地域交流の促進	

○家庭や地域の教育力充実のための事業の推進

- ・地域の自主的・組織的な学習活動や啓発活動等を行う地域グループやＰＴＡの活動を支援していきます。
- ・広報紙の意義や役割について理解を深め、効果的な広報紙づくりについて学ぶことで、地域における人権啓発活動の充実を図ります。

事業名	担当局
○地域の教育力育成・支援事業	教育委員会
○ＰＴＡ人権教育研修	
○全区ＰＴＡ人権教育担当者の育成・支援	
○広報セミナー	区役所
○博多区人権啓発広報セミナー	東区
○広報紙づくり講座（南区人尊協・ＰＴＡ広報紙づくりセミナー）	博多区 南区
○城南区地域広報紙実践講座	城南区

○市民主体の取り組みの推進

- ・地域ぐるみで市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、人権啓発地域推進組織¹のすべての小学校区における結成を促進するとともに、各組織の状況にあわせて計画的・継続的な活動が行われ、より多くの校区住民が参加し地域に密着した組織になるよう、その育成・援助に努めます。
- ・人権啓発地域推進組織間の相互連携を促進し、地域レベルでの活動の充実を図るとともに、各区の実

¹ 人権啓発地域推進組織：様々な人権問題の解決を目指す学習・啓発活動を地域ぐるみで行う小学校区等を単位とする組織。

情に応じた区レベルでの取り組みを進めるなど、区人権（尊重）啓発連絡会議²のさらなる充実を図ります。

- ・市民主体の取り組みの連携を強化し、地域レベルから全市レベルまでが一体となった取り組みを推進していきます。
- ・地域において人権教育・啓発を担う人材の育成及び指導者としての資質向上を図るため、地域で活動している指導者などを対象に、研修会や交流会を積極的に実施するとともに、実践に結びつくような研修内容などのさらなる充実を図ります。

事業名	担当局
○全区人権啓発地域推進組織（人尊協）活動交流会	区役所 教育委員会
○人権啓発地域推進組織（人尊協）の設立・支援	
○人権啓発地域推進組織（人尊協）全市交流会	
○全区人権（尊重）啓発連絡会議	区役所
○全区人権を考えるつどい	市民局
○男女共同参画地域づくり事業	
○全区男女共同参画推進事業（連絡会議）	
○全区自治協議会会長等研修	区役所

施策１－（３）企業における人権教育・啓発

○企業内での人権教育・啓発の推進

- ・市の「公の施設」を管理する指定管理者は、市施策と密接な関わりを持ち、市民と接する機会が多いことから、人権問題への正しい理解・認識が求められます。市職員同様、豊かな人権感覚が求められることから、その従業員に対する人権研修は重要であるため、施設主管課を通じて各指定管理者に対し、集合研修への参加や各指定管理者への派遣研修の活用等について働きかけを行います。
- ・研修教材の提供など、企業内研修の支援の充実に努めます。また、企業に対し、人権問題に関する情報提供を行うなど、人権教育・啓発の自主的な取り組みが行えるよう働きかけを行います。

事業名	担当局
○指定管理者研修	市民局
○女性活躍推進事業	
○企業への研修講師派遣等	

○就職の機会均等の確保と働きやすい職場づくり

- ・人権が尊重された働きやすい職場を実現するために、「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」などの法制度の周知を図るとともに、国・県などの関係行政機関と連携した企業への働きかけを推進します。

事業名	担当局
○役職者人権研修会	市民局
○働く人々人権研修	
○公正採用選考人権啓発推進員研修	
○福岡市企業同和問題推進協議会との連携	
○特別支援学校卒業生の就労促進	
	教育委員会

² 区人権（尊重）啓発連絡会議：人権尊重に向けて差別のない明るいまちづくりを目指して、区の各種機関・団体により構成され、研修会や講演会などの人権啓発活動を行う。

施策１－（４）全市的な人権教育・啓発

○多様な学習ニーズに対応する学習機会の提供

- すべての市民が気軽に身近なところで人権についての理解や認識を深めるとともに、人権を確立するための方法と手段について学習することができるよう、様々な場で研修会・講演会を積極的に実施します。

事業名	担当局
○日本語教育の推進	総務企画局
○男女共同参画推進センターにおける講座・講演会の開催	市民局
○人権総合講座（ココロンセミナー）の開催	
○若者との協働事業	こども未来局
○DV相談・支援推進事業	
○子ども虐待防止活動推進委員会	
○ヤングケアラー相談支援事業	
○こころの健康づくり大会	保健医療局
○精神保健福祉センターによる講演会等の開催	

○市民主体の取り組みの推進

- 人権尊重のまちづくりに向け、地域レベルから全市レベルまでが一体となった取り組みを推進していきます。

事業名	担当局
○福岡市人権尊重週間行事	市民局

○学習の場の提供

- 市民の学習・交流を支援する施設の情報提供を充実するなど、施設の利用促進を図り、人権学習の場の提供に努めます。

事業名	担当局
○福岡市男女共同参画推進センターの管理・運営	市民局
○人権啓発センターの管理・運営	

○市民団体や専門家などとの積極的な連携、ネットワークの形成

- 人権問題に関連した活動を行っている市民団体や専門家などと積極的に連携を図り、ネットワークを形成することにより、市民参加による人権教育及び人権啓発の推進体制づくりを目指します。
- 人権啓発センター登録団体の交流会など、市民相互の情報交換や交流の機会を提供していきます。

事業名	担当局
○福岡人権擁護委員協議会への支援・協力	市民局
○利用登録団体交流会（市民・グループとの情報交換）	
○男女共同参画推進の市民グループ活動支援	
○福岡市要保護児童支援地域協議会	こども未来局

○各種啓発イベントの積極的な実施

- ・学校や家庭・地域、関係機関・団体との連携を図りながら、人権啓発フェスティバルなどの各種啓発イベントを積極的に実施します。
- ・研修会や講演会、各種イベントなどの実施にあたっては、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、日常的な人権感覚を身につけられるよう、これまで積み上げられてきた成果を踏まえるとともに、様々な思いや願いを抱えている人との交流などにより差別の痛みなどを共有できるような内容や、幅広い層の相互交流により市民一人ひとりの相互理解を深められるような内容にするなど、工夫・改善を図ります。

事業名	担当局
○北朝鮮人権侵害問題啓発週間行事	市民局 こども未来局 福祉局 区役所
○性的マイノリティ支援事業	
○人権啓発フェスティバルの開催（ハートフルフェスタ福岡）	
○人権映画会（ココロン映画会）の開催	
○世界自閉症啓発デー	
○心の輪を広げる障がい者理解促進事業	
○障がい者週間記念事業	
○全区エイズキャンペーン	

○人権問題に関する積極的な情報提供

- ・人権啓発センターや区生涯学習推進課で閲覧・貸出を行っている人権に関する図書、DVD、啓発資料などが広く市民に活用されるよう、これらに関する情報提供を積極的に行います。
- ・インターネットホームページのさらなる充実や広報誌（紙）の積極的な発行などにより、効果的な情報提供を行うとともに、各部局が発行する各冊子のすべてに、人権尊重の視点を盛り込み、効果的な人権啓発に努めます。

事業名	担当局
○本人通知制度の市民への周知	市民局 こども未来局 保健医療局
○男女共同参画推進に関する広報・啓発	
○図書事業（男女共同参画推進センター）	
○マスメディアを活用した啓発活動（テレビスポット）	
○人権啓発ラジオ番組「こころのオルゴール」制作・放送	
○人権啓発センターだよりの発行	
○人権啓発情報システムの管理、運営	
○図書、ビデオ等の収集・閲覧・貸出	
○児童施設、里親等で生活する子ども達へ小冊子の配布	
○エイズ対策等事業（普及啓発活動）	

○教材の開発・整備

- ・本市で作成している様々な人権に関する啓発冊子、パンフレット、リーフレットなどを、人権教育及び人権啓発の取り組みの中で積極的に活用します。また、対象者の知識や興味などに合わせた基礎的なものから専門的なものまで、体系的な教材の開発・整備に努めます。

事業名	担当局
○教材、資料等の研究・開発	市民局

○市民や企業の自主的な活動への支援等

- ・市民や企業の自主的な活動を支援・促進するため、人権研修の企画・運営への助言、人権啓発センター所有のDVD・図書・パンフレット・チラシ等の紹介・貸出、県・県人権啓発情報センター・国等のウェブサイトの紹介、県講師あっせん制度の紹介、また、市内の企業や団体等については人権啓発センターの職員を講師として派遣したりするなど、より効果的・実践的な人権啓発活動の支援を行います。
- ・本市主催の人権啓発研修会の情報を収集し、講師一覧表を作成、ホームページ上に掲載・公表をしています。

事業名	担当局
○人権啓発相談事業 ○講師紹介事業	市民局

2 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

施策2－（１）市職員

○総合的な研修の実施

- ・職員が、人権問題を正しく認識したうえで、職務に応じた人権感覚を身につけ日常の職務や地域における人権啓発活動に生かせるよう、人権問題に関する総合的な研修を積極的に推進します。

事業名	担当局
○集合研修	総務企画局
○市民課職員への研修	市民局
○校区担当職員研修	
○「人権」に関する職場研修推進月間	
○人権啓発推進者研修	
○福岡市人権尊重推進本部講演会（局・部長級研修）	
○虐待防止等強化事業	こども未来局
○消防局初任教育	消防局
○交通局新規採用職員研修	交通局
○教育委員会職員人権教育研修	教育委員会
○面接試験員研修会	人事委員会
○人権尊重の視点に立った行政の推進のための区職員研修	城南区

○総合的な取り組みの推進

- ・人権教育及び人権啓発を効果的に推進していくため、本市の各部局相互の緊密な連携のもと、人権問題の解決に向けた総合的な取り組みを進めていきます。

事業名	担当局
○庁内における総合的な取り組み	市民局

施策2－（２）教職員

○研修内容の充実及び各学校における人権教育の確立

- ・教職員が自らの職責を自覚し、豊かな人権感覚を培うなど資質の向上を図るため、研修内容の充実や実施方法の工夫を行い、各学校の実態に応じた効果的な研修となるよう努めます。
- ・各学校で教育課題の明確化・共通理解を図るとともに、家庭・地域及び校種間の連携を図りながら、全教職員が一体となり、人権教育推進体制の確立に努めます。

事業名	担当局
○体罰によらない教育の推進	教育委員会
○全市人権教育研修	
○校内人権教育研修	
○教育委員会主催人権教育研修	

施策２－（３）社会教育関係者

○実践的な研修の実施

- ・社会教育主事³や公民館職員に対する研修の実施にあたっては、地域における指導者育成などの実践に結びつくよう、職員の知識や経験に応じた研修手法の工夫や内容の充実を図ります。

事業名	担当局
○新任公民館職員研修	市民局 区役所
○全区公民館職員人権教育研修	
○全区公民館運営懇話会委員研修	
○各区人権教育推進交流会（博多・城南・西）	
○社会教育主事等研修	教育委員会

施策２－（４）福祉関係者

○福祉関係者相互の交流、実践的な研修の実施

- ・民生委員・児童委員や福祉施設などの関係機関との交流を深め、研修の実施にあたっては、実践に結びつくような研修手法の工夫や内容の充実を図ります。

事業名	担当局
○介護サービス事業者研修（福岡市介護保険事業者研修事業）	福祉局
○福岡市民生委員児童委員協議会における研修等	

施策２－（５）保健・医療関係者

○保健・医療関係者への研修の実施

- ・保健師や市内医療機関の保健・医療関係者などが、人権問題を正しく理解・認識し、人権意識の高揚を図り、その成果を診療業務や地域保健活動等に生かせるよう、研修等の教育・啓発を推進します。

事業名	担当局
○ＨＩＶ感染者等の医療確保に関する人権啓発	保健医療局
○精神保健福祉従事者研修事業等	
○保健師人権・同和研修	
○福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業	こども未来局

施策２－（６）マスメディア関係者

○マスメディア関係者への働きかけ

- ・マスメディア関係者が加入している団体に対して、人権啓発センターの職員を研修講師として派遣するなど、人権啓発に努めます。

事業名	担当局
○人権教育・啓発関係情報の提供	市民局

³ 社会教育主事：公民館及びＰＴＡなどの社会教育関係団体に対して、専門的技術的な助言・指導にあたっている職員で、職務の一環として、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する研修の助言・指導を行っている。

3 進行管理

実施計画に基づく取組みをより効果的に推進するため、毎年度、各所管課において実施した事業の成果と課題について、自己評価を行い、その結果を次年度以降の取組みに反映させることとします。

市は、実施計画に定める施策の進捗状況を人権行政に関する懇話会に報告し、意見聴取を行ったうえで、福岡市人権尊重推進本部において実施した取組みの総合的な点検・検証を行い、その結果を市ホームページなどで公表します。

次期実施計画 素案概要

Ⅰ章 計画の策定について（p1～4）

- ・「すべての人の人権が尊重される社会」の実現に向けて、平成 16 年に「福岡市人権教育・啓発基本計画」を策定した。同計画に基づく施策を計画的に推進するため、4 年毎に、具体的な教育・啓発事業を取りまとめた実施計画を策定している。
- ・次期実施計画の期間：令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間

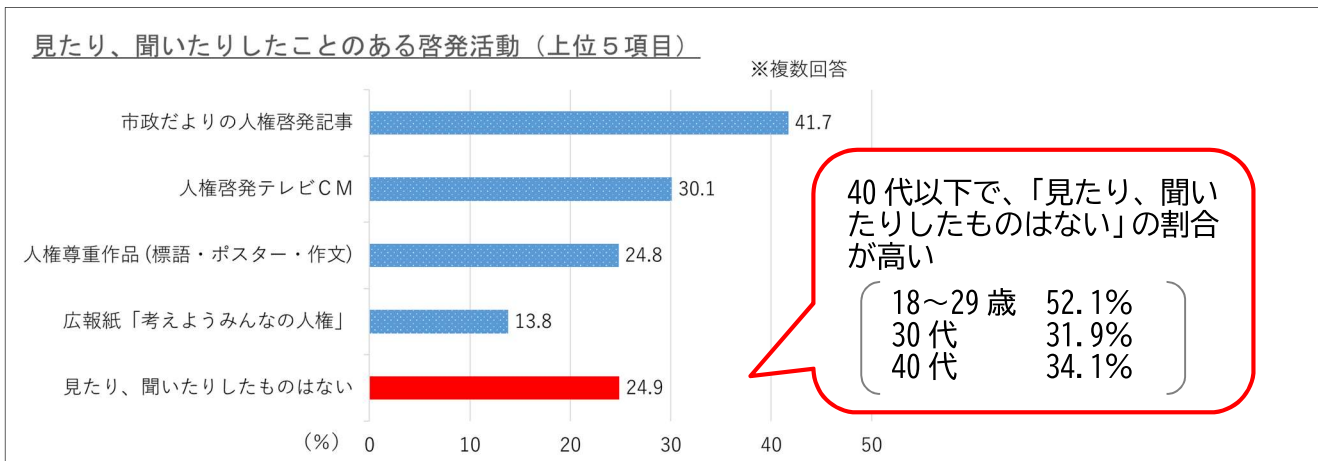
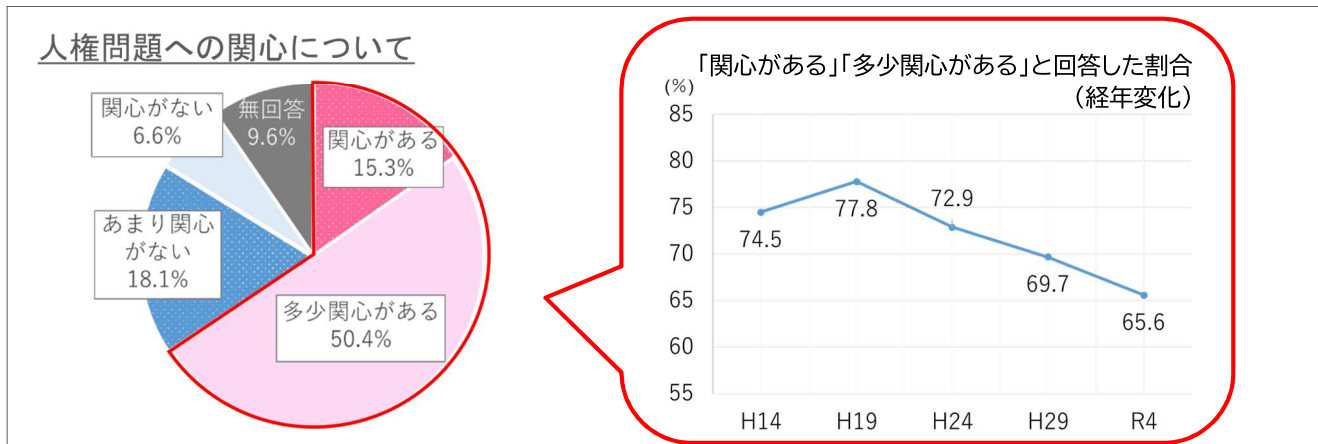
Ⅱ章 人権を取り巻く状況（p5～17）

＜人権をめぐる状況＞

- ・日本全体では、ヘイトスピーチ、同和問題、ハンセン病問題などの人権問題が存在。直近では、インターネット上の人権侵害、新型コロナに関連した偏見や差別等が関心を集めた。
- ・福岡市においては、同和問題や外国人などに関する落書き・貼り紙などの差別事象が発生。また、インターネット上では、動画投稿サイトにおいて本市の特定の地域を同和地区であると暗示する事案が発生。また、配偶者等からのDVや児童虐待、いじめ、障がい者への差別的取扱いなど、様々な問題が顕在化している。

＜市民の意識＞

出典：令和4年度人権問題に関する市民意識調査



Ⅲ章 様々な分野における人権問題（p18～59）

- ・人権問題（同和、女性、子ども・・・など 8 分野 16 課題）ごとに、「現状と課題」「取り組みの方向性」を整理。

（例：同和問題、性的マイノリティの状況）

	現状と課題	取り組みの方向性
同和問題 （p19～23）	・差別事象やインターネット上での同和地区情報の摘示事案の発生 ・差別意識、忌避意識の存在	○市民への教育・啓発の推進 ○地域での啓発の支援、地域交流の推進 ○インターネット上の差別事象への対応
性的マイノリティ （p52～54）	・「LGBT 理解増進法（R5 施行）」の趣旨等を踏まえた啓発のあり方検討 ・周囲の人の誤解や無理解	○当事者等支援 ○市民・企業への啓発 ○庁内における取り組み

Ⅳ章 前実施計画における成果・課題（p60～66）

＜主な成果（○）と課題（△）＞

○：関係機関や団体との連携や関わりの深い問題・社会情勢に応じた問題をテーマとするなど、改善を図りながら事業を実施しており、啓発事業の参加者アンケートでは、概ね満足度の高い結果となるなど、参加者の人権意識の高揚に寄与した。

△：人権問題への市民の関心が低下傾向にあり、ターゲットに応じた効果的な啓発の検討が必要。

△：啓発事業への若年層の認知度・参加状況が低い。ICT の積極的な活用など、手法等の検討が必要。

Ⅴ章 計画の推進（p67～80）

＜人権教育・啓発を進めるにあたっての基本的な考え方＞

- ・Ⅱ～Ⅳ章で整理した課題等を踏まえ、次期実施計画における、施策全般の推進にあたって基本となる考え方を整理。

基本的な考え方

- （１）暮らしの隅々まで人権意識が普及した社会の実現
- （２）多様性を認め合う意識の醸成
- （３）ICT の活用などターゲットに応じた人権教育・啓発
- （４）若年層への人権教育・啓発の積極的な推進

＜施策の方向性＞

- あらゆる場における人権教育・啓発の推進
（教育機関等、家庭・地域、企業、全市的な教育・啓発）
- 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進
（市職員、教職員、社会教育、福祉、保健・医療、マスメディア関係者への教育・啓発）

Ⅵ章 事業一覧（作成中）

- ・個別事業一覧（事業概要等）

第 1 回懇話会における意見への対応

意 見	対 応
① 国や地方自治体など公的機関には基本的人権を「保障」する責務がある。従前の「思いやり」「相互に認め合う」などの表現から一歩進んで、「保障」という考え方を踏まえた内容に変わる必要があるのではないか。 教育・啓発だけでなく、人権問題解決に向けた制度や人権保障の取組みについてもしっかりと発信する必要がある。	○福岡市では、「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」を定め、行政運営の指針として活用している。職員の基本姿勢として、「市民の人権を守る使命がある」ことなどを定めており、引き続き、周知と理解の徹底に努める。 ○Ⅲ章で整理しているとおり、人権問題の解決のため様々な取組みを実施しており、その取組みを多くの人に周知し理解してもらうにあたって、教育・啓発の役割は重要である。 ○市民啓発にあたっては、「人権尊重の意識の普及」「多様性を認め合う意識の醸成」等を基本的な考え方として啓発していく。一方で、市民意識調査の結果、人権侵害を受けたときに約 1 割が「何もしないで我慢する」と答えるなど課題が明らかになっている。「人権保障」の観点から、人権問題解決に資する制度や相談窓口の周知に積極的に取り組んでいく。「Ⅴ章 1 基本的な考え方（1）」に、各種制度や窓口等の周知の推進について記載。（p 68・12 行目）
② 市民にとって、「人権」という言葉が難解だと思う。まずは、人権に関心を持つことが必要である。	○「Ⅴ章 1 基本的な考え方（3）（4）」に、対象に応じた啓発手法の工夫について記載。（p 69～70）
③ 啓発事業実施にあたっては、参加者が問題を「自分ごと」として考えることができるような内容でなければならない。当事者による講話は人の心に届くと思う。 参加者が物語として体験しリアリティを感じることができるよう、映画やドキュメンタリーを使うなどの工夫が必要。	○「Ⅴ章 1 基本的な考え方（1）」に、事業実施にあたって「当事者による講演会や映画上映会を実施」について記載。（p 68・7 行目）

④ 自分が人権侵害をされているという意識をまず持てるということが大切。 人権侵害を受けたときに、まずどこに相談すればいいか、もっと分かりやすく周知する必要がある。若年者については、SNSでの発信が有効ではないか。	○相談窓口については、ホームページや市政だより、相談窓口ガイド等で周知しているが、市民意識調査の結果、人権侵害を受けたときに約１割が「何もしないで我慢する」と答えるなど課題が明らかになっており、人権問題解決に資する制度や相談窓口の周知に積極的に取り組んでいく。 ○「Ⅴ章 １ 基本的な考え方（１）」に、相談窓口等の周知の推進について記載。（p 68・12 行目） ○「Ⅴ章 １ 基本的な考え方（３）」に、SNS など ICT を活用した啓発手法の工夫について記載。（p 69） ○「巻末資料 相談・問い合わせ窓口一覧」に各人権問題ごとの窓口を整理予定。
⑤ インターネットでは、関心があることしか見ないことも多い。関心のない人に正しい情報をいかに伝えていくかを考える必要がある。	○「Ⅴ章 １ 基本的な考え方（３）（４）」に、対象に応じた啓発手法の工夫について記載。（p 69～70）